

# 神石高原町国土強靱化地域計画

令和2(2020)年3月

神 石 高 原 町



## 目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間の設定	2
第 2 章	地域を強靱化する上での目標と方針	3
1	本町の概況と災害履歴	3
2	想定する災害リスク	6
3	強靱化により目指すべき将来像	9
4	地域を強靱化する上での目標	10
第 3 章	リスクシナリオと強靱化施策分野	11
1	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	11
2	強靱化施策分野	13
参考 1	基本目標と事前に備えるべき目標の設定	15
参考 2	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	17
第 4 章	脆弱性の評価	21
第 5 章	強靱化のための施策の方針	22
1	大規模自然災害時の人命保護	23
2	迅速な救助・救急，医療活動等	34
3	行政機能等の確保	48
4	情報通信機能の確保	51
5	経済活動の維持	56
6	ライフラインの確保	61
7	二次災害の防止	66
8	迅速な復旧・復興	75

第6章	施策の重点化，優先順位付けの検討	80
1	施策の重点化の考え方	80
2	対応方策の重点化，優先順位付けの検討	81
第7章	計画の推進方策	85
1	町民等との協働による町土の強靱化の推進	85
2	町の取組体制の強化	85
3	国，広島県，関係機関等との連携	85
4	計画の進行管理	85
5	計画の見直し	85
別紙	リスクシナリオごとの脆弱性の評価	87
資料1	用語解説	117
資料2	計画策定の経緯等	124

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

#### <国土強靱化基本法の制定>

我が国は、地理的及び自然的な特性から多くの大規模自然災害等（注-1）による被害を受けてきたが、今後も、21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されるなど大規模自然災害等が発生するおそれがあり、これらが想定される最大の規模で発生した場合、国難ともいえる状況となるおそれがあることなどが指摘されている。

国においては、このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとし、大規模自然災害等に備えた国土強靱化（注-2）の取組を推進するため、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を制定した。

#### <国土強靱化基本計画>

国においては、国土強靱化基本法の制定を受け、平成26年6月に、同法第10条第1項の規定に基づく「国土強靱化基本計画」（概ね5年ごとに計画内容を見直し）（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定され、平成30年12月に改定が行われた。その中で、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、国土強靱化の基本的考え方、脆弱性の評価、国土強靱化の推進方針、計画の推進と不断の見直しに関する事項などが示されている。

#### <広島県強靱化地域計画>

広島県においては、大規模自然災害が発生した場合でも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせず、被害の最小化を図り、迅速な復旧復興を可能とする施策に取り組むことは、国、地方公共団体、民間事業者など関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であるとの認識から、平成28年3月に、各分野における防災・減災に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針として、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「広島県強靱化地域計画」（計画期間：平成28年度から概ね5年間）（以下「県強靱化計画」という。）が策定された。

注-1：大規模自然災害等とは、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等をいう。（国土強靱化基本法第1条より）

-2：国土強靱化とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう。（国土強靱化基本法第1条より）

## (2) 計画策定の趣旨

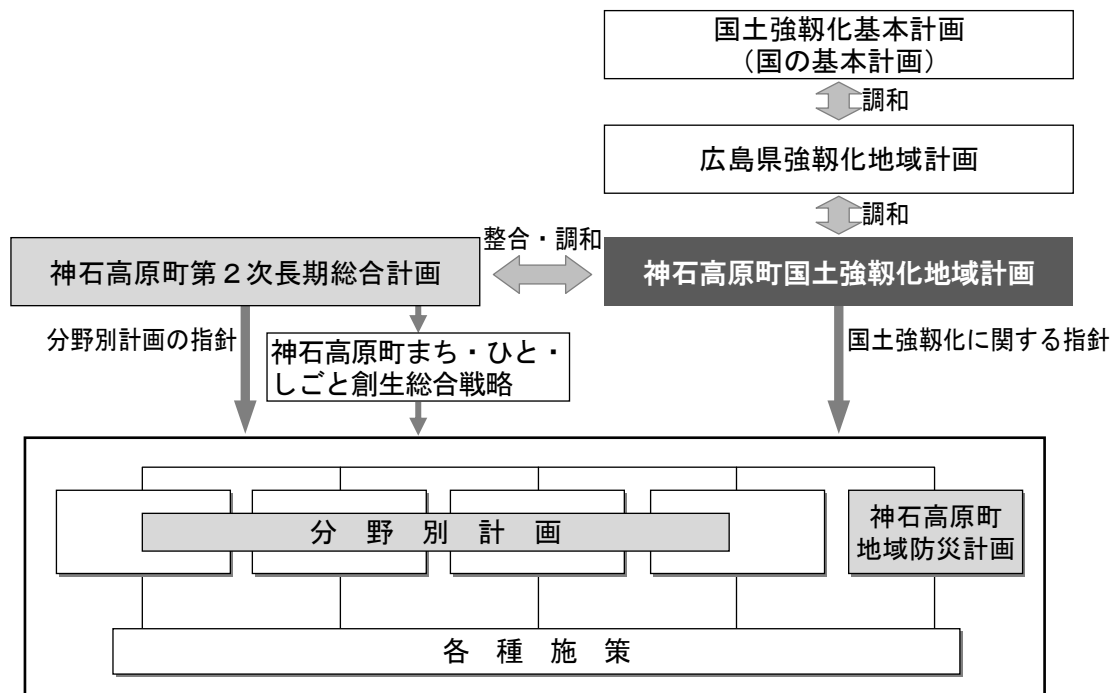
神石高原町（以下「本町」という。）においても、過去に尊い生命が失われる災害が発生しており、今後も大規模自然災害等が発生するおそれがある。

このため、大規模自然災害等から町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国及び広島県の施策との連携を図るとともに、町民、事業者等との連携により、強靱な地域づくりを推進するための指針として、神石高原町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に規定される本町の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画で、神石高原町第2次長期総合計画（以下「第2次長期総合計画」という。）との整合・調和を図りつつ、国土強靱化に関する本町の計画等の指針として定める。

図 神石高原町国土強靱化地域計画の位置づけ



## 3 計画期間の設定

本計画の期間は、第2次長期総合計画（計画期間：平成29～令和6年度）との整合に配慮し、令和2～6年度とする。

## 第2章 地域を強靱化する上での目標と方針

### 1 本町の概況と災害履歴

#### (1) 本町の概況

##### ア 位置, 面積

本町は、広島県の東部、福山市の北部に位置しており、福山市までの距離は約30km（本庁舎）～50km（神石支所）で、町全体の面積は、381.98km<sup>2</sup>である。

広域交通体系は、本町の中央部からやや東側に、岡山県新見市と福山市を結ぶ国道182号が縦断しており、中国自動車道、山陽自動車道へアクセスしている。

##### イ 地勢

本町は、中国山地が広島県東部で南に張り出した高原地形の中に位置しており、標高は400～500mとなっている。

主要な山岳は、北部に太行山、須子山、猪辻山、中央部に星居山、龍王山、竜王山、権現山、東部に日野山、米見山、仙養山などとなっている。

水系は、帝釈川、成羽川など大半が一級河川高梁川水系に属し、三和地区南部の一部が同芦田川水系に、神石支所管内西部の一部が同江の川水系に属している。

##### ウ 地質

本町の地質（表層地質）は、流紋岩質岩石、安山岩質岩石などの火山性岩石が町域の約5割、泥岩、礫岩、石灰岩などの固結堆積物が約4割を占めている。

このうち、流紋岩質岩石は油木支所管内南部、三和地区北部など、安山岩質岩石は油木支所北部と豊松支所管内に、泥岩は神石支所管内に広く分布している。

また、町北部の帝釈川沿いには石灰岩質岩石が、三和地区西部には花崗岩質岩石が分布している。

##### エ 気候

本町の年平均気温は、油木観測所において11.3℃（平成17～26年の10年間の平均値、以下同様）となっており、広島地方气象台（広島市）の観測値16.4℃より5.1℃低くなっている。また、夏と冬の気温の差が大きく（最高気温32.6℃、最低気温-10.3℃）、特に夏期においては、昼夜の温度差が大きい。

年間降水量は、油木観測所においては1,303mmであり、広島地方气象台（広島市）の観測値1,493mmより190mm少なくなっている。

## (2) 災害履歴

本町における過去の主な気象災害は、下表のとおりである。

表 過去の主な気象災害 (1/2)

年 月	原 因	災害の概要
昭和42年 7月	梅雨前線と台風7号による豪雨	梅雨前線と台風7号（上陸時は温帯低気圧）による集中豪雨により、8～9日の2日間で121mm（油木）の豪雨があり、油木支所管内で住家半壊1棟、一部損壊1棟の被害が生じた。
昭和45年 6月～7月	梅雨前線と台風2号による豪雨	梅雨前線の停滞と台風2号の北上に伴い、6月14～翌月18日の間で30mm/日以上を7日記録する（油木）断続的な大雨が続き、町内では、床下浸水35棟が生じた。
昭和45年 8月	台風9、10号による集中豪雨	台風9、10号に伴い、14～21日の間に、断続的な集中豪雨が続いた。14日、21日には100mm/日以上（油木）の豪雨があり、町内では、死者1名、負傷者2名、全・半壊家屋25棟、床上・床下浸水621棟の大きな被害が生じた。
昭和46年 7月	梅雨前線による豪雨	梅雨前線に伴い、16～26日の間で断続的な豪雨が続いた。22日に63mm（油木）の豪雨があり、油木支所管内で負傷者3名が生じた。
昭和47年 7月	梅雨前線による豪雨	梅雨前線の停滞と低気圧の通過に伴い、県北を中心に7月9～14日の間に集中豪雨が断続的に続き、県内で死者・行方不明者が39名に達するなど大きな災害を生じた。（昭和47年7月豪雨災害） 町内では、11～12日を中心に550～650mm前後の集中豪雨があり、神石支所管内で死者2名、全・半壊家屋52棟、床上・床下浸水129棟が生じたのをはじめ、各地区で大きな被害が生じた。
昭和51年 9月	台風17号と前線による豪雨	台風17号の通過に伴う豪雨により、8～12日の5日間で435mm（油木）の豪雨があり、豊松支所管内で床下浸水5棟が生じた。
昭和55年 5月	低気圧と前線による豪雨	低気圧の通過と前線の活動の活発化に伴い、21日に91mm/日、23mm/時（油木）の豪雨があり、油木支所管内で死者1名、豊松支所管内で床下浸水1棟を生じた。
昭和55年 8月	低気圧と前線による豪雨	低気圧の通過と前線の活動の活発化に伴い、29～31日の3日間で207mm、31日に33mm/時（油木）の豪雨があり、神石支所管内で全壊家屋1棟、町内で床下浸水60棟を生じた。
昭和57年 9月	台風19号	台風19号により、24～25日の2日間で127mm、25日に21mm/時（油木）の豪雨があり、神石支所管内で床下浸水2棟を生じた。
昭和58年 7月	梅雨前線による豪雨	梅雨前線が活発に活動し、県北部を中心に大雨となり、21、23日には75mm/日以上、23日には20mm/時（油木）の豪雨があり、町内で床下浸水12棟を生じた。
平成元年 7月	梅雨前線による豪雨	山陰地方まで南下してきた梅雨前線が中国地方に停滞し、活動の活発化により大雨となった。 町内では12～13日の2日間で117mm、12日には36mm/時（油木）の大雨があり、床下浸水7棟が生じた。
平成3年 9月	台風19号	台風19号が大型で非常に強い勢力を保ったまま中国地方全域を暴風圏に巻き込み30mm/時以上（広島）の強い雨が降り、県北西部では総雨量100mmを超えた。 町内では、27日に最大風速14m/秒の強風により、油木支所管内で全・半壊家屋2棟、町内で一部破損家屋305棟と大きな被害が生じた。



表 過去の主な気象災害 (2/2)

年 月	原 因	災害の概要
平成9年 8月	寒冷前線等による豪雨	山陰沿岸の前線が南下し北部を中心に豪雨があった。5日に111mm/日、42mm/時(油木)の豪雨があり、三和地区で床下浸水2棟が生じた。
平成22年 7月	梅雨前線による豪雨	6月中旬から7月中旬にかけて梅雨前線が九州から本州付近に停滞し、断続的に活動が活発になった。 町内では、11日～14日の4日間で253mm、14日には124mm(小島)の大雨が降り、油木支所管内で地滑りが発生するなどし、10世帯17名が自主避難した。町内では一部破損家屋10棟の被害が生じた。
平成23年 8月	大雨	南からの暖かく湿った空気により大気の状態が不安定になり、北部を中心に激しい雨となった。 町内では、半壊家屋1棟、床下浸水1棟の被害が生じた。
平成25年 6月	梅雨前線による大雨	日本海から梅雨前線が中国地方を南下、停滞し大雨となった。 町内では、19日に101mm/日(油木)の雨が降った。
平成25年 9月	秋雨前線による大雨	日本海に停滞していた前線が南下し、台風第15号から変化した低気圧が前線上を北東に進み、大雨となった。 町内では、4日に115mm/日(油木)の雨が降り、4名が避難した。
平成27年 7月	梅雨前線による大雨、山がけ崩れ	中国地方に停滞する梅雨前線により、県内では、9日夕方から夜にかけて大雨となった。 町内では、町道の路肩が崩壊し通行止めとなったほか、畑の土砂がくずれ1haが流出する被害が生じた。
平成30年 7月	前線と台風の影響による豪雨	6月下旬～7月始めの前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。 町内では、7月5日～8日の4日間で404mm、6日には199mm(いずれも油木)の大雨が降り、3河川(父賀川、小田川、阿下川)が越水、ため池が7か所損壊(堤体の一部崩壊、法面陥没等)したほか、土石流が5か所で発生した。また、半壊家屋4棟、一部損壊家屋15棟の被害が生じた。 この豪雨で最大248名が避難した。

注：神石高原町地域防災計画（各年の災害状況（広島県）及び広島県気象月報（気象庁））による。（平成30年7月は、概要版平成30年7月豪雨による被害状況等について（内閣府）、広島県の気象（平成30年7月、広島地方気象台）、平成30年7月豪雨災害による被災状況（広島県）、大雨対応経過記録（神石高原町）による。）

## 2 想定する災害リスク

### (1) 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、本町の特性、過去の災害履歴等を踏まえ、次のとおりとする。

#### ■対象とする自然災害

- 台風や豪雨等による風水害
  - ・洪水による浸水
  - ・大雨による土石流・がけ崩れ等
- 大規模地震による災害

### (2) 想定する災害リスク

#### ア 風水害による災害の想定

風水害による災害は、昭和47年7月の梅雨前線による豪雨、平成3年9月の台風19号、平成11年6月の梅雨前線による豪雨、平成30年7月豪雨などと同程度の台風、豪雨等による河川の氾濫、浸水、崖くずれ、家屋の倒壊等の災害を想定する。

#### ■気象の目安

	目 安	備 考
時間最大雨量	60 mm	平成11年6月豪雨と同程度
日最大雨量	240 mm	平成30年7月豪雨(志和観測所)と同程度
瞬間最大風速	60 m/秒	平成3年9月台風19号と同程度

#### イ 大規模地震による被害の想定

本町の地震防災対策を的確に実施する上での基礎資料とするとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、「広島県地震被害想定調査報告書」（平成25年10月 広島県）（以下「県被害想定調査」という。）を利用して、本町において想定されている被害の状況を整理する。

### (7) 大規模地震の想定

被害想定を行う上での想定地震は、県被害想定調査に基づき、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を想定した。

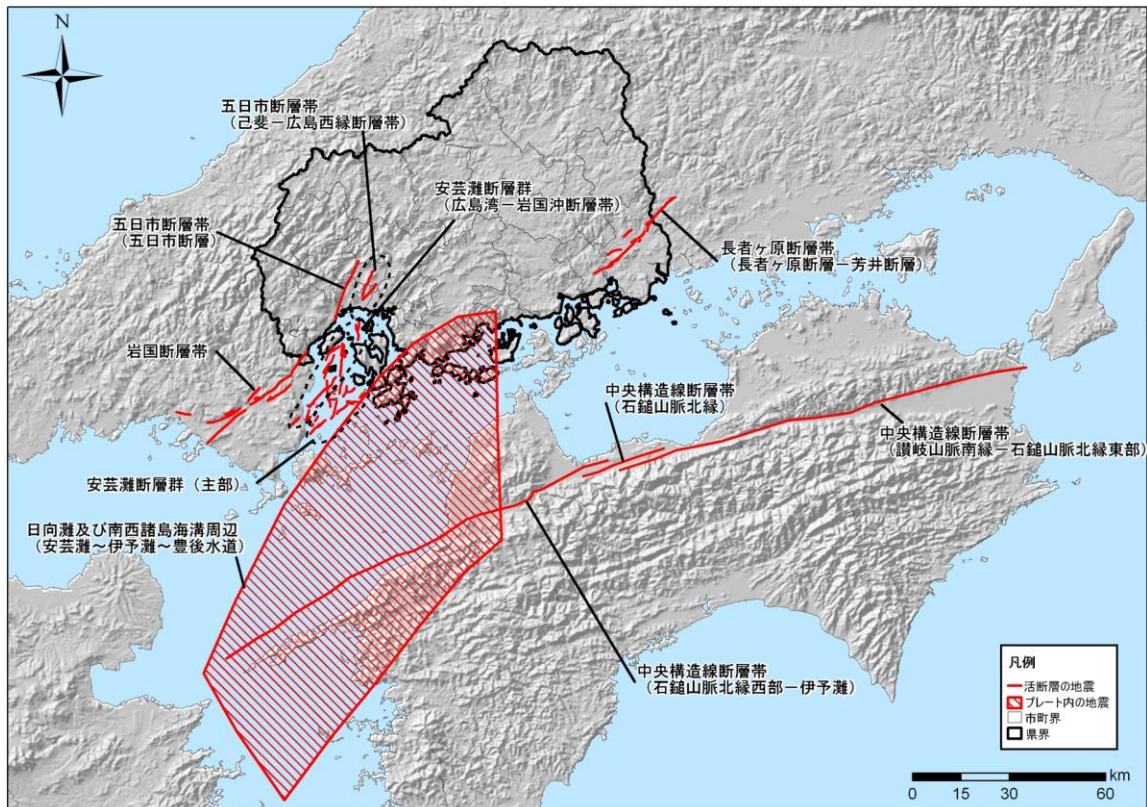
想定地震の諸元及び想定地震の位置を次に示す。

（どこでも起こりうる直下の地震については、鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震が発生しており、今後、どの地域においても、直下の地震が発生する可能性は否定できないことから、役場所在地に震源位置を仮定し、被害想定を実施したものである。）

■ 想定地震の諸元

想定地震	長さ (km)	幅 (km)	上端深 さ(km)	マグニチュード M	今後30年以内の 発生確率
南海トラフ巨大地震	-	-	-	9.0	-
安芸灘～伊予灘～豊後水道	-	-	-	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	約130	20-30	0	8.0程度もしくは それ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁	約 30	不明	0	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	約130	不明	0	8.0程度もしくは それ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	約 20	約 25	0	7.0程度	不明
己斐～広島西縁断層帯 (M6.9)	約 10	不明	0	6.5程度	不明
岩国断層帯	約 44	20程度	0	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群 (主部)	約 21	不明	0	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群 (広島湾～岩国沖断層帯)	約 37	不明	0	7.4程度	不明
長者ヶ原断層～芳井断層	約 37	-	-	7.4	-
どこでも起こりうる直下の地震	-	-	-	6.9	-

注：県被害想定調査



想定地震位置図 (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

注：どこでも起こりうる直下の地震は除く。

これらの想定地震のうち、本町における被害が最も大きいと想定されている地震は、どこでも起こりうる直下の地震（神石高原町直下の地震）で、これを除き、既に明らかになっている断層等を震源とする地震では、南海トラフ巨大地震である。

県被害想定調査では、神石高原町直下の地震による本町の最大震度は6強、南海トラフ巨大地震は5弱～5強と想定されている。

#### (イ) 大規模地震による被害の想定

県被害想定調査では、南海トラフ巨大地震及びどこでも起こりうる直下の地震（神石高原町直下の地震）による本町の人的・物的被害が、次のように想定されている。

表 人的・物的被害の想定

	建物被害（棟）			人的被害（人）			ライフライン被害		
	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者	負傷者	要救助者	断水人口（人）	下水支障人口（人）	停電軒数（軒）
南海トラフ巨大地震	91	228	0	0	12	0	93	408	0
神石高原町直下の地震	280	1,694	0	16	350	15	1,097	567	2,906

注-1：県被害想定調査による。

-2：想定条件は、被害の最も大きくなる場合とし、建物被害、人的被害は冬深夜、風速11m/s、ライフライン被害は冬18時、風速11m/sとした。

### 3 強靱化により目指すべき将来像

本町は、第2次長期総合計画において、将来像として『人と自然が輝く高原のまち』を、まちづくりの総合指針として『「小さくても元気のでるまちづくり」－住民の期待に応える改革と創造を進め、自立した神石高原町づくり－』を掲げ、住民と行政との協働・補完により、地域の様々な資源を活かし、個性的で活力のあるまちを実現するため、5つのまちづくりの基本方針を示している。

#### ■まちの将来像とまちづくりの方針

【将来像】 『人と自然が輝く高原のまち』

【まちづくりの総合指針】

『「小さくても元気のでるまちづくり」－住民の期待に応える改革と創造を進め、自立した神石高原町づくり－』

【まちづくりの基本方針】

- ① 高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり
- ② 福祉が充実した安心して暮らせるまちづくり
- ③ 自然と歴史を生かした文化的なまちづくり
- ④ 地域の資源を生かした活力あるまちづくり
- ⑤ 生活基盤の整った一体感あふれるまちづくり

今後、大規模自然災害等が発生した場合に、町民の生命、身体及び財産を保護し、町民生活及び町民経済を守るため、町土の強靱化を図ることは、まちづくりを進めていく上で基礎的かつ不可欠な取組であり、次のような強靱化により目指すべき将来像を掲げ、町民との協働・補完により町土の強靱化に向けた不断の取組を進める。

#### ■強靱化により目指すべき将来像

【将来像】 「災害に強い高原のまち」

－町民と町との協働・補完による防災・減災のまちづくり－

## 4 地域を強靱化する上での目標

### (1) 基本目標

本町の強靱化を推進する上での基本目標として、国の基本計画，県強靱化計画を受けて，次の4項目を定める。（注-1）

#### ■地域を強靱化する上での基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

### (2) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標として、国の基本計画を受けて，次の8項目を定める。（注-2，3）

#### ■事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

注-1：基本目標については，国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）（令和元年6月 内閣官房国土強靱化推進室）（以下「国の指針」という。）において，「市町村において地域計画を策定する場合は，県の地域計画を参考にし調和を図ることが効果的・合理的である。」（国の指針）とされていることから，国の基本計画，県強靱化計画を受けて設定する。

-2：事前に備えるべき目標については，国の指針において，「国及び県の定めた目標を参考に，自団体の地域特性を踏まえて設定」（国の指針）とされていること，神石高原町地域防災計画の被害想定において，「本町の地理的条件及び過去広島県内において発生した災害の態様を考慮し，発生が予測される災害を次（風水害，大規模地震）のように想定」とされていることから，想定するリスクを「大規模自然災害」とし，国の基本計画に則して目標を設定する。

-3：国の基本計画は平成30年12月に改定されたが，県強靱化計画は当初計画（平成28年3月策定）が改定されておらず（令和元年12月17日時点），目標の記述が整合していないため，本計画では，国の基本計画の記述を受けることとした。

## 第3章 リスクシナリオと強靱化施策分野

### 1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、国の基本計画（45のリスクシナリオを設定）、県強靱化計画（37のリスクシナリオを設定）を参考にするとともに、本町の実情を踏まえて、37の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

参考：国の基本計画，県強靱化計画におけるリスクシナリオ

#### <国の基本計画>

大規模自然災害により引き起こされることが想定され、「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる45の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が設定されている。（参考2（17～20頁）参照）

#### <県強靱化計画>

8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、国の基本計画で設定された45の事態を参考に、広島県の実情も踏まえ、37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が設定されている。（参考2（17～20頁）参照）

表 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊，住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
	1-2	異常気象等による河川の氾濫等による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊，警察，消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生，混乱
	2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化，社会の混乱
	3-2	町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
	5-2	重要な産業施設の損壊，火災等
	5-3	幹線が分断するなど，基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞
	5-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う，生産活動への甚大な影響
6 ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生
	7-2	地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-3	沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
	7-4	ため池，防災インフラ，天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-5	動物保護施設の被災に伴う大量の動物の脱走
	7-6	農地・森林等の荒廃による町土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材不足，より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失，地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保，仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5	風評被害や信用不安，生産力の回復遅れ，失業・倒産等による町の経済等への甚大な影響



## 2 強靱化施策分野

脆弱性の評価を行う施策分野は、国の基本計画、県強靱化計画を参考にするとともに、本町の実情を考慮しながら、次の8つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定した。

【個別施策分野】	【横断的分野】
① 行政機能：行政，警察，消防等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・地域	② 老朽化対策：公共施設の老朽化対策等
③ 保健医療・福祉	③ 地域との協働：地域との連携
④ 情報通信	
⑤ 産業	
⑥ 交通・物流	
⑦ 町土保全・土地利用	
⑧ 環境	

表 施策分野の設定

施策分野	検討の視点	担当課	
個別 施策 分野	① 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画（BCP／Business continuity planning）の実効性の向上</li> <li>・防災拠点等の確保、情報収集・提供の高度化</li> <li>・人材育成、地方公共団体間及び関係機関等との相互補完・連携体制の構築</li> <li>・消防の活動拠点施設・経路等の耐災害性の強化</li> <li>・装備資機材や通信手段の整備・高度化</li> <li>・消防団の充実強化 等</li> </ul>	総務課 政策企画課 まちづくり推進課 福祉課 建設課 教育課
	② 住宅・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模火災対策、耐震化、避難地・避難路の整備</li> <li>・ライフラインの管路や施設の耐震化等</li> <li>・避難施設、救助機関の活動拠点、仮設住宅の用地確保</li> <li>・一時滞在施設や避難所の防災機能の強化</li> <li>・交通施設等の耐災害性の向上 等</li> </ul>	住民課 環境衛生課 建設課 教育課
	③ 保健・医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時を見据えた平時の適切な医療機能の提供のあり方</li> <li>・医療・福祉・介護施設の防災・減災機能の強化</li> <li>・医療施設等における自家発電設備の導入等の促進</li> <li>・医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築</li> <li>・搬送ルートの耐災害性の向上などのための医療機関と交通・物流関係者の連携強化</li> <li>・災害弱者に対する支援のための広域的な福祉支援ネットワークの構築 等</li> </ul>	総務課 福祉課 保健課
	④ 情報通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地理空間情報やICTを活用した官・民からの災害関連情報の多様な収集手段の確保</li> <li>・公共情報コモンズや公衆無線LAN等の多様な情報提供手段の確保</li> <li>・非常時の情報伝達手段の確保に係る官・民が保有する情報通信インフラの相互連携等の検討 等</li> </ul>	総務課 政策企画課
	⑤ 産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業設備の耐災害性の向上のための取組の促進</li> <li>・企業における非常用電源設備の確保の促進</li> <li>・各企業の個別BCP/BCMの構築、グループ・業界のBCP/BCMの構築 等</li> </ul>	総務課 政策企画課 まちづくり推進課 産業課 建設課
	⑥ 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通・物流施設の耐災害性の向上</li> <li>・代替輸送ルートの確保</li> <li>・交通事業者間の連携強化</li> </ul>	総務課 建設課
	⑦ 町土保全・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理、砂防、治山施設等のハード対策と情報伝達等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策の実施</li> <li>・町土保全を担う人材の確保・育成等の体制整備の推進</li> <li>・地域特性を考慮した施設の被害防止、土地利用規制・誘導による安全な地域づくり 等</li> </ul>	総務課 政策企画課 住民課 産業課 建設課
	⑧ 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策の推進</li> <li>・災害廃棄物の迅速・適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築</li> <li>・汚水の適正処理を実施する体制の構築</li> <li>・有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等</li> <li>・国土保全施設の整備等における環境との調和 等</li> </ul>	環境衛生課
横断的 分野	① リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、住民、研究者等の間でのリスクコミュニケーション</li> <li>・全ての関係者による自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進</li> <li>・災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成を支援 等</li> </ul>	-
	② 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施</li> <li>・メンテナンスサイクルの構築 等</li> </ul>	-
	③ 地域との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティの確保・育成等の体制整備の推進</li> <li>・自主防災組織の活動等を通じた地域における災害対応体制の強化</li> <li>・高齢者がコミュニティ活動に参加する環境の整備によるコミュニティの災害対応力の強化 等</li> </ul>	-

## 参考1 基本目標と事前に備えるべき目標の設定

### 1 基本目標の設定

#### ＜広島県の考え方＞

国土強靱化地域計画は、基本法第14条に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があること、また、同計画の策定に関する国の指針において、目標は、原則として、国の基本計画に則して設定することとされていることを踏まえ、国の基本計画と同一の目標を設定

#### ＜神石高原町における考え方＞

国の指針において、「市町村において地域計画を策定する場合は、県の地域計画を参考にし調和を図ることが効果的・合理的である」（国の指針）とされていることから、国の基本計画、県強靱化計画に則することとする。

国	広島県	神石高原町
1 人命の保護が最大限図られること	① 人命の保護が最大限図られること	① 人命の保護が最大限図られること
2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
4 迅速な復旧復興	④ 迅速な復旧復興に資すること	④ 迅速な復旧復興に資すること

### 2 事前に備えるべき目標の設定

#### ＜国の考え方＞

国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、大規模自然災害は一度発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、当面大規模自然災害を想定して目標を設定

#### ＜広島県の考え方＞

国の基本計画との調和を保つこと及び過去の風水害や地震等により県内に甚大な被害が生じてきたこと等を考慮し、想定するリスクを「大規模自然災害」として目標を設定

### <神石高原町における考え方>

国の指針において「国及び県の定めた目標を参考に、自団体の地域特性を踏まえて設定」（国の指針14頁）とあること、町地域防災計画の被害想定において「本町の地理的条件及び過去広島県内において発生した災害の態様を考慮し、発生が予測される災害を次（風水害、大規模地震）のように想定」とあることから、想定するリスクを「大規模自然災害」とし、国の基本計画に則して目標を設定する。（注）

国	広島県	神石高原町
1 直接死を最大限防ぐ	① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	① 直接死を最大限防ぐ
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3 必要不可欠な行政機能は確保する	③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	③ 必要不可欠な行政機能は確保する
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5 経済活動を機能不全に陥らせない	⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	⑦ 制御不能な二次災害を発生させない	⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

注：国の基本計画は平成30年12月に改定されたが、県強靱化計画は当初計画（平成28年3月策定）が改定されておらず（令和元年12月17日時点）、目標の記述が整合していないため、本計画では、国の基本計画の記述を受けることとした。

参考2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

表 リスクシナリオの検討(1/2)

国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）	広島県強靱化地域計画（平成28年3月策定）	神石高原町国土強靱化地域計画（案）	備考
<p>事前に備えるべき目標</p> <p>起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）</p>	<p>事前に備えるべき目標</p> <p>リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）</p>	<p>事前に備えるべき目標</p> <p>リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）</p>	
<p>1 直接死を最大限防ぐ</p> <p>1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <p>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生</p> <p>1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生</p> <p>1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p>	<p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</p> <p>1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態</p> <p>1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>	<p>1 直接死を最大限防ぐ</p> <p>1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生</p> <p>1-2 異常気象等による河川の氾濫等による多数の死傷者の発生</p> <p>1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</p> <p>1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p>	<p>・「交通施設」は、該当施設がないので削除</p> <p>・不特定多数が集まる施設は1-1に含める</p> <p>・非該当</p> <p>・広域、長期的浸水は想定しにくい（異常気象：30年に1回以下で発生する現象）</p> <p>・「火山噴火」は、県強靱化計画に合わせて記述しない</p> <p>・県強靱化計画1-5は、4-3に記述</p> <p>・国の基本計画改定を受けて想定</p>
<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱</p> <p>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p> <p>2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>	<p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</p> <p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足</p> <p>2-6 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺</p> <p>2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>2-8 避難所等の規模や機能の不足により、被災者への支援が十分に確保できない事態</p>	<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱</p> <p>2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺</p> <p>2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>	<p>・「海保」は削除</p> <p>・県強靱化計画2-4は、国の基本計画改定を受け、2-5に記述</p>
<p>3 必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱</p> <p>3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全</p> <p>3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>	<p>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>3-1 被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p> <p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p> <p>3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下</p>	<p>3 必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱</p> <p>3-2 町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下</p>	<p>・「収容施設」は、該当しないので削除</p> <p>・「信号機」は、数箇所しかないので削除</p> <p>・非該当</p>
<p>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p> <p>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>	<p>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</p> <p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>	<p>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p> <p>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>	<p>・国の基本計画改定を受けて想定</p>

表 リスクシナリオの検討(2/2)

国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）	広島県強靱化地域計画（平成28年3月策定）	神石高原町国土強靱化地域計画（案）	備考
<b>事前に備えるべき目標</b> 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	<b>事前に備えるべき目標</b> リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	<b>事前に備えるべき目標</b> リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
<b>5 経済活動を機能不全に陥らせない</b> 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響 5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 5-8 食料等の安定供給の停滞 5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b> 5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下 5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止 5-4 食料等の安定供給の停滞	<b>5 経済活動を機能不全に陥らせない</b> 5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下 5-2 重要な産業施設の損壊、火災等 5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 5-4 食料等の安定供給の停滞 5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	・県強靱化計画を受け、対象外とする ・5-1に含める。 ・観光・交流施設、農業関連施設等の被害を想定 ・非該当 ・県強靱化計画を受けて記述 ・非該当 ・県強靱化計画を受け、対象外とする。 ・5-1に含める。 ・国の基本計画改定を受けて想定
<b>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</b> 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	<b>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</b> 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	<b>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</b> 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	・国の基本計画改定を受けて想定
<b>7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b> 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃 7-6 農地・森林等の荒廃による国土の荒廃	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b> 7-1 市街地での大規模火災の発生 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-5 有害物質の大規模拡散・流出 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-7 風評被害等による影響	<b>7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b> 7-1 豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生 7-2 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-3 沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺 7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 7-5 動物保護施設の被災に伴う大量の動物の脱走 7-6 農地・森林等の荒廃による町土の荒廃	・神石高原町の特長として記載 ・非該当 ・軌道系はなく、「沿線・沿道」を「沿道」に変更 ・非該当 ・追加／大量の動物が脱走した場合に人的被害、衛生面の問題などが生じる事態を想定 ・県強靱化計画7-7は、8-5に記述
<b>8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b> 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b> 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<b>8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b> 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 復興を支える人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、失業・倒産等による町の経済等への甚大な影響	・広域地盤沈下及びそれに伴う長期にわたる浸水被害の発生は、想定しにくい。 （県強靱化計画8-3、8-4は比較のため記述順を変更）

## 第4章 脆弱性の評価

第3章－1で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対する脆弱性について、別紙「リスクシナリオごとの脆弱性評価」のとおり評価した。

## 第5章 強靱化のための施策の方針

ここでは、リスクシナリオに対応した具体的な施策を整理した。

### ■町土強靱化のための施策体系





## 1 大規模自然災害時の人命保護

### 【目標 1】 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 建物等対策

##### 【リスクシナリオ 1】

住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊，住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

#### (1) 住宅・建築物等の耐震化

##### ア 施策の方針

##### (7) 住宅・建築物の耐震診断，耐震改修の促進（1-1-1-1）

- ・大規模地震発生時に倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や防災業務の中心となる建築物について耐震化を促進する。
- ・広島県，町及び関係団体等が連携して，町内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○設計者等に対する耐震改修事例等の情報提供，耐震改修工法の普及 ○木造住宅耐震診断事業	住宅・地域	建設課

##### (4) 庁舎の整備（1-1-1-2）

- ・本庁舎の建替えにおいて，災害時に防災拠点としての業務が継続できるよう，重要通信機器等における電源の多重化，防災無線や放送設備の拡充などを進める。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○新庁舎（本庁舎）建設	行政機能	政策企画課

##### (5) 町立病院の整備（1-1-1-3）

- ・地域の実情に即したより適切な医療を提供するとともに，災害時における避難救護施設としての機能を確保するため，町立病院の移転建替えを進める。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○町立病院の建替え	保健・医療・福祉	保健課

##### (イ) 学校施設の耐震化等（1-1-1-4）

- ・大規模地震時に防災業務等の中心となる建築物に位置づけられている学校施設について，非構造部材の耐震化を推進する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○豊松小体育館，来見小体育館の非構造部材の耐震化	行政機能	教育課

(オ) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上 (1-1-1-5)

- ・広島県や関係団体等と連携し、耐震診断・改修を担う技術者・施工業者を養成するための講習会の開催，耐震改修の有益な情報の共有化の取組を進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○技術者・施工業者養成のための相談窓口の設置	住宅・地域	建設課

(カ) 家具固定の促進 (1-1-1-6)

- ・町ホームページ，広報等により家具の転倒防止策の必要性を周知する。
- ・広島県と連携し，防災教室，出前講座，防災イベント等を通じて家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会を提供し，家具固定の促進を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県などの関係機関と連携した学習機会の提供，普及・啓発	住宅・地域， 地域との協働	建設課

(キ) 大規模盛土造成地の耐震化の推進 (1-1-1-7)

- ・広島県と連携して，変動予測調査を推進するなど，必要に応じて，大規模盛土造成地の土地所有者等が滑動崩落防止工事などを実施することを促進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○改修工事を行う者に対する耐震改修に関する情報提供	町土保全・ 土地利用	建設課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 住宅・建築物の耐震診断，耐震改修の促進	多数の者が利用する建築物の耐震化率	75% (2015(H27))	88% (2021(R3))
	住宅の耐震化率	56% (2015(H27))	60% (2021(R3))
(イ) 庁舎の耐震化等	新庁舎建設	設計 (2018(H30))	完成 (2021(R3))
(ウ) 町立病院の耐震化等	町立病院の建替え	設計 (2018(H30))	完成 (2022(R4))
(エ) 学校施設の耐震化等	学校の非構造部材の耐震化	2棟 (2018(H30))	5棟 (2024(R6))
(カ) 家具固定の促進	家具固定率(注-2)	39% (2017(H29))	70% (2024(R6))

注-1：現状及び目標の ( ) 内は年度（以下同様）

-2：「平成29年度防災・減災に関する県民意識調査結果」（広島県）による。

## (2) 建築物等の老朽化対策

### ア 施策の方針

#### (7) 公共施設の再編・整備等 (1-1-2-1)

- ・災害時の倒壊等による危害を防ぐため、計画的な機能改善などによる施設の長寿命化を進める。
- ・老朽化が進み、安全性が確保できない施設は、統廃合を含めた施設管理のあり方を検討する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○公共施設の再編・長寿命化	行政機能, 老朽化対策	総務課

#### (イ) 学校施設の老朽化対策 (1-1-2-2)

- ・学校施設は、災害時における防災拠点、避難所としての役割を担っており、老朽化が進む施設について、建替え等に係る検討を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○小中学校体育館の避難所等としての機能維持	行政機能, 老朽化対策	教育課

#### (ウ) 保育所の整備 (1-1-2-3)

- ・災害時の倒壊等による危害を防ぐため、老朽化した保育所について、計画的な建替え、修繕を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○老朽化した保育所の建替え、修繕	保健・医療・福祉, 老朽化対策	福祉課

#### (エ) 老朽空き家対策 (1-1-2-4)

- ・管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対し、空き家解体のための支援や適正管理の啓発などを図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○空家等実態調査 ○所有者に対する支援策の紹介、適正管理の啓発 ○空家解体撤去事業	住宅・地域, 老朽化対策	建設課

### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 公共施設の再編・整備等	公共施設数	699施設 (2017 (H29))	対2017年比 5%削減 (2026 (R8))
(ウ) 保育所の整備	建替・改修施設数	1施設 (2017 (H29))	3施設 (2024 (R6))

### (3) 既存建築物等の総合的な安全対策

#### ア 施策の方針

##### (7) ブロック塀対策 (1-1-3-1)

- ・広島県と連携し、ブロック塀等の安全対策，屋外広告物等の落下防止対策，大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策，エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止の取組を推進する。
- ・広島県，地域住民等と連携して通学路沿いなどのパトロールを行い，倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県，地域住民等と連携した通学路等の危険個所の点検，指導 ○広島県に対する情報提供	住宅・地域	教育課

### (4) 集落における防災機能の確保等

#### ア 施策の方針

##### (7) 大規模火災の防止 (1-1-4-1)

- ・自主防災組織と連携して，防火意識を高める。
- ・住宅密集地における耐震化の促進，老朽空き家の解消などを通じて延焼の危険性を低減する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織と連携した防火意識の周知	行政機能， 地域との協働	総務課
○木造住宅耐震診断事業（再掲） ○空家解体撤去事業（再掲）	住宅・地域	建設課

注：網掛けは再掲（以下同様）

### (5) 災害に強いインフラの整備

#### ア 施策の方針

##### (7) 災害に強い道路ネットワークの構築 (1-1-5-1)

- ・緊急輸送道路ネットワークの機能強化，災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワーク（※）の形成などを推進する。
- ・大規模災害等に対応するため，「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて，本町の周回道路の整備を促進する。
- ・老朽化した橋梁・トンネルの点検・修繕を行い，災害に強い道路ネットワークを形成する。

※多重型道路ネットワーク：大規模災害等により道路が寸断された場合でも，社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう代替経路の確保を目的とした道路ネットワークのこと

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化によるネットワーク形成の推進 ○広島県との連携強化による神石高原町周回道路の整備 ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル） ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕の推進（橋梁・トンネル）	交通・物流	建設課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害に強い道路ネットワークの構築	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数	橋梁 67橋 トンネル 2本 (2019(R1))	橋梁 0橋 トンネル 0本 (2028(R10))

(6) 危機管理体制の維持・強化

ア 施策の方針

(7) 災害時の対処能力の向上（1-1-6-1）

- ・災害時の対処能力の向上を図るため、広島県と連携し、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施する。
- ・初動対応等に関する訓練結果等を踏まえて、各種マニュアル類の作成、見直しを行う。
- ・広島県の支援を受けながら、チェックリストを用いた災害対策運営マニュアル等の自己点検と検証、マニュアル等の見直し、実効性確保のための訓練などを行う。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害発生時等の職員初動マニュアルの改定 ○職員の初動対応、防災・管理に関する訓練の実施 ○災害対策運営マニュアル等の自己点検の実施、検証、見直し	行政機能、 リスクコミュニケーション	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害時の対処能力の向上	職員の初動対応等訓練実施回数	不定期 (2017(H29))	1回/年 (2024(R6))

(7) 消防団の充実・強化

ア 施策の方針

(7) 消防団の充実・強化（1-1-7-1）

- ・消防団員の確保、消防団活動に対する事業者等の理解の促進などにより、消防団組織の充実・強化に努める。
- ・広域消防組合、警察、自主防災組織など関係機関と連携した活動を促進する。
- ・団員の安全を確保するための安全管理マニュアルの整備に努める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○消防団の団員確保に向けた取組の支援 ○消防団安全管理マニュアル（仮称）の整備	行政機能／消防	総務課

(4) 消防設備等の充実・強化（1-1-7-2）

- ・消防力の強化に向け、消防団におけるポンプ自動車の更新，耐震性防火水槽の設置を行う。
- ・老朽化したヘルメットの更新等，消防団活動に対する安全対策に努める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○消防ポンプ自動車の更新 ○耐震性防火水槽の設置 ○消防団装備，資機材等の整備	行政機能／消防	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 消防団の充実・強化	消防団員数の維持	656人 (2019(H31).1)	現状維持 (2024(R6))

(8) 自助・共助の取組強化

ア 施策の方針

(7) 自主防災組織等の活動の充実・強化（1-1-8-1）

- ・自主防災組織を地域防災力の要として位置づけ，災害時における防災や治安の安定に向けて連携を図ることとし，タイムラインの作成などを通じて，活動を支援する。
- ・自主防災組織連絡協議会を活用して組織間の交流を促進し，意識の高揚と活動の強化を図る。
- ・自主防災活動に係る人材を確保するため，住民の防災士資格取得を支援するなど，防災リーダーの育成を図る。
- ・学校や職場，地域の自治組織等を通じ，継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- ・学校における災害時の対応体制の強化，学校と地域との連携体制づくりなど，災害時に子どもを守るための体制づくりを進める。
- ・自助・共助の基礎となる地域コミュニティの育成，強化を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の活動支援 ○自主防災組織連絡協議会防災研修会の開催 ○地域における防災訓練の支援 ○地域におけるタイムラインの作成支援 ○防災士資格取得支援 ○防災リーダーの育成 ○学校や職場等における防災訓練，防災教育等の実施 ○学校における災害時の対応体制の強化等	行政機能， リスクコミュニケーション・地域との協働	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 自主防災組織等の活動の充実・強化	自主防災組織率	100% (2018(H30))	現状維持
	防災士登録者数	6名 (2018(H30))	18名 (2024(R6))
	防災リーダー数	17名 (2019(R1))	30名 (2024(R6))

1-2 長期的な集落浸水対策

【リスクシナリオ2】 異常気象等による河川の氾濫等による多数の死傷者の発生

(1) 災害に強いインフラ整備

ア 施策の方針

(7) 災害に強い道路ネットワークの構築 (1-2-1-1) 【1-1-5-1再掲】

- ・緊急輸送道路ネットワークの機能強化，災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。
- ・大規模災害等に対応するため，「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて，本町の周回道路の整備を促進する。
- ・老朽化した橋梁・トンネルの点検・修繕を行い，災害に強い道路ネットワークを形成する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化によるネットワーク形成の推進(再掲) ○広島県との連携強化による神石高原町周回道路の整備(再掲) ○5年に1回の定期点検の実施(橋梁・トンネル)(再掲) ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕の推進(橋梁・トンネル)(再掲)	交通・物流	建設課

(イ) 通学路等の整備 (1-2-1-2)

- ・通学路の安全対策が早急に進むよう，広島県，関係機関との連携を密にし，効率的・効果的な整備・改良を推進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による通学路等の整備	住宅・地域	建設課 教育課

(ウ) 河川対策 (1-2-1-3)

- ・大規模災害等に対応するため，町単独では対応できない河川改修事業等について，国，広島県による事業を促進する。
- ・「地域整備計画実施方針」（広島県），「ひろしま川づくり実施計画」（広島県）に

基づいて、河川改修事業等を促進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による河川改修の促進	町土保全 ・土地利用	建設課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害に強い道路ネットワークの構築	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数（再掲）	橋梁 67橋 トンネル 2本 (2019(R1))	橋梁 0橋 トンネル 0本 (2028(R10))

(2) 災害に強い町土の形成

ア 施策の方針

(7) 森林等の保全（1-2-2-1）

- ・災害に強い町土を形成するため、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進する。
- ・森林の水源かん養機能、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○皆伐予定地等における現地調査，施行の安全性の確認 ○環境貢献林整備事業	町土保全 ・土地利用	産業課

(3) 防災情報の提供・防災意識の向上等

ア 施策の方針

(7) 河川防災情報の周知（1-2-3-1）

- ・住民が洪水における危険箇所等を知り、洪水時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」の普及・拡大を推進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○かがやきネットインターネット加入の推進 ○かがやきネット・スマートフォンを活用した「洪水ポータルひろしま」の普及	行政機能	まちづくり推進課 総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 河川防災情報の周知	かがやきネットインターネットプラン契約率	25% (2016(H28))	32% (2024(R6))



### 1-3 土砂災害等に伴う町土脆弱化対策

【リスクシナリオ3】 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### (1) 災害に強いインフラ整備

##### ア 施策の方針

###### (7) 土砂災害対策 (1-3-1-1)

- ・大規模災害等に対応するため、「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて、急傾斜地崩壊対策整備事業等を促進する。
- ・国、広島県と連携を図りながら、土砂災害防止施設の整備を推進し、地震や豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。
- ・山地災害に伴う人的被害の発生を防ぐため、広島県と連携し、山地災害の発生のおそれの高い箇所を把握し、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による急傾斜地対策の推進 ○土砂災害防止のための住民の意識啓発 ○広島県との連携強化による治山施設等の整備の促進	町土保全 ・土地利用	建設課

#### (2) 災害に強い町土の形成

##### ア 施策の方針

###### (7) 森林等の保全 (1-3-2-1) 【1-2-2-1再掲】

- ・災害に強い町土を形成するため、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進する。
- ・森林の水源かん養機能、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○皆伐予定地等における現地調査、施行の安全性の確認 (再掲) ○災害が起こるおそれのある森林に係る環境貢献林整備事業 (再掲)	町土保全 ・土地利用	産業課

#### (3) 防災情報の提供・防災意識の向上等

##### ア 施策の方針

###### (7) 土砂災害情報等の提供 (1-3-3-1)

- ・広島県による土砂災害警戒区域等の指定等を踏まえ、土砂災害ハザードマップの作成等を通じた住民への危険箇所の周知を図るとともに、警戒避難体制の整備に取り組む。
- ・町ホームページや広報等を活用し、「土砂災害ポータルひろしま」の普及拡大を図る。
- ・山地災害の防止に向けて、住民の適切な避難実施に必要な情報の提供等を行うため、ハザードマップの作成に取り組む。
- ・神石高原町がけ地近接危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移

転等について、引き続き、住民の自助の取組を支援していく。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○防災ハザードマップの更新 ○自主防災組織等への危険箇所の周知 ○地域の防災マップの作成支援 ○神石高原町がけ地近接危険住宅移転事業の継続	行政機能, リスクコミュニケーション・地域との協働	総務課
○かがやきネットインターネット加入の推進（再掲） ○かがやきネット・スマートフォンを活用した「洪水ポータルひろしま」の普及（再掲）	行政機能	まちづくり推進課 総務課

**イ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 土砂災害情報等の提供	地域の防災マップの作成地域数（自主防災組織数）	0 地域 (2017(H29))	15地域 (2024(R6))

**1-4 豪雪対策**

**【リスクシナリオ4】 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生**

**(1) 豪雪被害予防対策**

**ア 施策の方針**

**(7) 情報提供体制の強化（1-4-1-1）**

- ・豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。

＜施策分野：行政機能，リスクコミュニケーション・地域との協働 / 関係課：総務課＞

**(イ) 情報提供手段の多様化（1-4-1-2）**

- ・告知放送やCATVなどを活用した情報共有等，情報提供手段の多重化・多様化を推進する。

＜施策分野：情報通信 / 関係課：総務課＞

**(ウ) 地域防災力の向上（1-4-1-3）**

- ・自らの判断で避難行動をとれるよう，身を守る行動のとり方等について啓発を行う。
- ・学校や職場，地域の自治組織等を通じ，継続的に防災訓練や防災教育，除排雪時の安全管理の徹底等を推進する。
- ・地区防災計画制度の普及・啓発等により，住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○学校や職場等における防災訓練，防災教育等の実施（再掲）	行政機能, 地域との協働	総務課

## (2) 道路交通対策

### ア 施策の方針

#### (7) 道路交通の確保（1-4-2-1）

- ・除雪体制の強化，道路管理者間の連携など道路交通確保の取組を図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○道路の雪寒対策の推進（除雪作業，凍結防止剤散布，各機関による情報連絡 等）	交通・物流	建設課

#### (イ) 道路交通対策の担い手の確保（1-4-2-2）

- ・雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成に努める。

<施策分野：住宅・地域 / 関係課：建設課>

## (3) 災害時におけるエネルギーの確保

### ア 施策の方針

#### (7) 災害時におけるエネルギーの確保（1-4-3-1）

- ・各家庭における燃料等の備蓄を進めるとともに，復旧迅速化に向けて，関係機関や電力会社等との連携を強化する。

<施策分野：行政機能 / 関係課：総務課>

## (4) 災害に強いインフラ整備

### ア 施策の方針

#### (7) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備（1-4-4-1）

- ・陸上輸送が機能しない場合には，場外離着陸場，臨時ヘリポート適地を活用しながら，ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。
- ・場外離着陸場の新設を進め，将来的に油木，神石，豊松，三和地区に各1箇所確保する。
- ・災害時に場外離着陸場等が有効に活用できるよう，日常的に維持・点検を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○常設の場外離着陸場及び臨時ヘリポート適地の保全・管理 ○常設の場外離着陸場の新設 ○ヘリコプターの活用に係る関係機関等との協定の締結	交通・物流	総務課

### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備	ヘリポート数	1箇所 (2017(H29))	2箇所 (2024(R6))

## 2 迅速な救助・救急，医療活動等

【目標2】 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 食料等の物資確保対策

【リスクシナリオ1】

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### (1) 災害時におけるエネルギーの確保

##### ア 施策の方針

##### (7) 災害時におけるエネルギーの確保 (2-1-1-1) 【1-4-3-1再掲】

- ・各家庭における燃料等の備蓄を進めるとともに，復旧迅速化に向けて，関係機関や電力会社等との連携を強化する。

<施策分野：行政機能 / 関係課：総務課>

#### (2) 物資調達・供給の連携体制の整備

##### ア 施策の方針

##### (7) 行政機関等との連携 (2-1-2-1)

- ・災害発生時における食料や飲料水，生活必需物資等の安定確保のための支援として締結している備後圏域連携協議会等における「災害時の相互応援に関する協定」，広島県及び各市町で締結している「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づいて，広域的な支援・協力体制を維持する。

<施策分野：行政機能 / 関係課：総務課>

##### (4) 事業所等との連携 (2-1-2-2)

- ・災害発生時における食料や飲料水の安定確保のため，町内の食料等を取扱う事業所等との連携を強化する。
- ・災害時には，交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため，事業所等との協定等による協力体制の構築に取り組み，物資等の安定確保，緊急輸送体制の確保等を図る。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○民間事業者等との災害協定の締結	行政機能	総務課

#### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(4) 事業所等との連携	災害協定締結数（食料，飲料水等）	1 協定 (2018 (H30))	3 協定 (2024 (R6))

### (3) 非常用物資の備蓄の推進

#### ア 施策の方針

##### (7) 非常用物資の備蓄の推進 (2-1-3-1)

- ・災害対策拠点である本庁舎に備蓄スペースを設置し、南海トラフ地震の被害想定を踏まえた備蓄に取り組む。
- ・町ホームページ等を活用し、住民自らが備蓄すべき物資等について普及啓発を図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○本庁舎における備蓄スペースの設置，非常用物資，資機材，備蓄医薬品等の整備 ○自主防災組織における備蓄の支援 ○住民における備蓄の普及啓発	行政機能， 地域との協働	総務課

#### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 非常用物資の備蓄の推進	食料，飲料水備蓄量	400人日分 (2018(H30))	1,000人日分 (2024(R6))

注：備蓄量（食料）は3食／人日を確保する。

### (4) 災害に強いインフラの整備

#### ア 施策の方針

##### (7) 水道施設の耐震性の向上等 (2-1-4-1)

- ・施設の老朽化対応や改良，耐震化に計画的に取り組む。
- ・応急給水ができるよう，町有給水用器具等の整備，備蓄を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○高蓋地区老朽管布設替工事 ○井関地区老朽管布設替工事	住宅・地域， 老朽化対策	環境衛生課

##### (イ) 災害に強い道路ネットワークの構築 (2-1-4-2) 【1-1-5-1再掲】

- ・緊急輸送道路ネットワークの機能強化，災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化によるネットワーク形成の推進 (再掲)	交通・物流	建設課

#### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 水道施設の耐震性の向上等	水道管の耐震化率	76% (2016(H28))	80% (2024(R6))

## (5) 災害情報収集伝達体制等の整備

### ア 施策の方針

#### (7) 災害情報収集伝達体制の整備 (2-1-5-1)

- ・あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施でき、そのために必要な災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう、広島県や関係機関等と連携し、必要な体制整備を推進する。
- ・災害発生時に通行止め箇所等の情報が迅速かつ分かりやすく伝達できるよう、関係機関における情報共有体制、マップ情報提供体制等を整備する。
- ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、ドローン（小型無人機）の導入に向けた取組を推進する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における広島県、関係機関等との連携体制の構築</li> <li>○災害時における通行止め箇所等の情報提供体制等の整備</li> <li>○ドローンの導入に向けた取組</li> <li>○ドローンの活用に係る関係機関等との協定の締結</li> </ul>	行政機能	総務課 建設課 政策企画課

## 2-2 孤立集落対策

### 【リスクシナリオ2】 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### (1) 災害に強いインフラ整備

### ア 施策の方針

#### (7) 災害に強い道路ネットワークの構築 (2-2-1-1)

- ・発災時にも、地域の孤立化を防ぎ、日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、緊急輸送道路ネットワークの機能強化、災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成、集落連絡道路の改良などを推進する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化によるネットワーク形成の推進(再掲)	交通・物流	建設課

#### (4) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備 (2-2-1-2) 【1-4-4-1再掲】

- ・陸上輸送が機能しない場合には、場外離着陸場、臨時ヘリポート適地を活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。
- ・場外離着陸場の新設を進め、将来的に油木、神石、豊松、三和地区に各1箇所確保する。
- ・災害時に場外離着陸場等が有効に活用できるよう、日常的に維持・点検を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○常設の場外離着陸場及び臨時ヘリポート適地の保全・管理(再掲)</li> <li>○常設の場外離着陸場の新設(再掲)</li> <li>○ヘリコプターの活用に係る関係機関等との協定の締結(再掲)</li> </ul>	交通・物流	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(イ) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備	ヘリポート数（再掲）	1 箇所 (2017(H29))	2 箇所 (2024(R6))

(2) 非常用物資の備蓄の推進

ア 施策の方針

(ア) 非常用物資の備蓄の推進（2-2-2-1）【2-1-3-1再掲】

- ・災害対策拠点である本庁舎に備蓄スペースを設置し，南海トラフ地震の被害想定を踏まえた備蓄に取り組む。
- ・町ホームページ等を活用し，住民自らが備蓄すべき物資等について普及啓発を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○本庁舎における備蓄スペースの設置，非常用物資，資機材，備蓄医薬品等の整備（再掲） ○自主防災組織における備蓄の支援（再掲） ○住民における備蓄の普及啓発（再掲）	行政機能， 地域との協働	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(ア) 非常用物資の備蓄の推進	食料，飲料水備蓄量（再掲）	400人日分 (2018(H30))	1,000人日分 (2024(R6))

注：備蓄量（食料）は3食／人日を確保する。

(3) 災害情報収集伝達体制等の整備

ア 施策の方針

(ア) 災害情報収集伝達体制の整備（2-2-3-1）【2-1-5-1再掲】

- ・あらゆる災害時において，迅速な消火，救急・救助活動，救援物資の搬送等が実施でき，そのために必要な災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう，広島県や関係機関等と連携し，必要な体制整備を推進する。
- ・災害発生時に通行止め箇所等の情報が迅速かつ分かりやすく伝達できるよう，関係機関における情報共有体制，マップ情報提供体制等を整備する。
- ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため，ドローン（小型無人機）の導入に向けた取組を推進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時における広島県，関係機関等との連携体制の構築（再掲） ○災害時における通行止め箇所等の情報提供体制等の整備（再掲） ○ドローンの導入に向けた取組（再掲） ○ドローンの活用に係る関係機関等との協定の締結（再掲）	行政機能	総務課 建設課 政策企画課

## 2-3 救助活動等体制確保対策

### 【リスクシナリオ3】

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### (1) 危機管理体制の維持・強化

##### ア 施策の方針

##### (7) 関係機関の連携体制の整備等 (2-3-1-1)

- ・地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、福山地区消防組合と連携し、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

<施策分野：行政機能 / 関係課：総務課>

##### (イ) 災害時の対処能力の向上 (2-3-1-2) 【1-1-6-1再掲】

- ・災害時の対処能力の向上を図るため、広島県と連携し、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施する。
- ・初動対応等に関する訓練結果等を踏まえて、各種マニュアル類の作成、見直しを行う。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害発生時等の職員初動マニュアルの改定 (再掲) ○職員の初動対応、防災・管理に関する訓練の実施 (再掲)	行政機能, リスクコミュニケーション	総務課

##### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(イ) 災害時の対処能力の向上	職員の初動対応等訓練実施回数 (再掲)	不定期 (2017 (H29))	1回/年 (2024 (R6))

#### (2) 消防団の充実・強化

##### ア 施策の方針

##### (7) 消防団の充実・強化 (2-3-2-1) 【1-1-7-1再掲】

- ・消防団員の確保、消防団活動に対する事業者等の理解の促進などにより、消防団組織の充実・強化に努める。
- ・広域消防組合、警察、自主防災組織など関係機関と連携した活動を促進する。
- ・団員の安全を確保するための安全管理マニュアルの整備に努める。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○消防団の団員確保に向けた取組の支援 (再掲) ○消防団安全管理マニュアル (仮称) の整備 (再掲)	行政機能/消防	総務課

##### (イ) 消防設備等の充実・強化 (2-3-2-2) 【1-1-7-2再掲】

- ・消防力の強化に向け、消防団におけるポンプ自動車の更新、耐震性防火水槽の設置を行う。
- ・老朽化したヘルメットの更新等、消防団活動に対する安全対策に努める。



【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○消防ポンプ自動車の更新（再掲） ○耐震性防火水槽の設置（再掲） ○消防団装備，資機材等の整備（再掲）	行政機能／消防	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 消防団の充実・強化	消防団員数の維持（再掲）	656人 (2019(H31).1)	現状維持 (2024(R6))

(3) 自助・共助の取組強化

ア 施策の方針

(7) 自主防災組織等の活動の充実・強化（2-3-3-1）【1-1-8-1再掲】

- ・自主防災組織を地域防災力の要として位置づけ，災害時における防災や治安の安定に向けて連携を図ることとし，タイムラインの作成などを通じて，活動を支援する。
- ・自主防災組織連絡協議会を活用して組織間の交流を促進し，意識の高揚と活動の強化を図る。
- ・自主防災活動に係る人材を確保するため，住民の防災士資格取得を支援するなど，防災リーダーの育成を図る。
- ・学校や職場，地域の自治組織等を通じ，継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- ・学校における災害時の対応体制の強化，学校と地域との連携体制づくりなど，災害時に子どもを守るための体制づくりを進める。
- ・自助・共助の基礎となる地域コミュニティの育成，強化を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の活動支援（再掲） ○自主防災組織連絡協議会防災研修会の開催（再掲） ○地域における防災訓練の支援（再掲） ○地域におけるタイムラインの作成支援(再掲) ○防災士資格取得支援（再掲） ○防災リーダーの育成（再掲） ○学校や職場等における防災訓練，防災教育等の実施（再掲） ○学校における災害時の対応体制の強化等（再掲）	行政機能， リスクコミュニケーション・地域との協働	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 自主防災組織等の活動の充実・強化	自主防災組織率（再掲）	100% (2018(H30))	現状維持
	防災士登録者数（再掲）	6名 (2018(H30))	18名 (2024(R6))
	防災リーダー数（再掲）	17名 (2019(R1))	30名 (2024(R6))

## 2-4 帰宅困難者対策

【リスクシナリオ4】 想定を超える大量の帰宅困難者の発生，混乱

### (1) 帰宅困難者対策

#### ア 施策の方針

##### (7) 帰宅困難者対策の周知 (2-4-1-1)

- ・住民や通勤者，企業等に対し「むやみに移動しない」という基本原則の周知を図る。
- ・帰宅困難者が大量に発生した場合は，一時滞在の早期解消を図るため，関係機関の協力を得て，臨時的な輸送手段の確保を検討する。
- ・災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう，避難所等を活用するなど，支援体制づくりに取り組む。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○帰宅困難者対策の周知 ○帰宅困難者を想定した公的備蓄 ○避難所等の活用	行政機能	総務課

##### (4) 事業所等との連携 (2-4-1-2)

- ・災害発生時に徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して，水道水，トイレ，道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について，地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し，必要に応じて民間事業者と協定を締結する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時帰宅支援ステーションに係る協定締結	行政機能	総務課

##### (5) 道の駅の活用 (2-4-1-3)

- ・道の駅さんわ 182ステーションについて，道路管理者と町が役割分担し，防災拠点としての機能強化を図り，活用する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時帰宅支援ステーションに係る協定締結(再掲)	行政機能	総務課
○防災拠点としての機能強化	行政機能	総務課

### (2) 非常用物資の備蓄の推進

#### ア 施策の方針

##### (7) 非常用物資の備蓄の推進 (2-4-2-1) 【2-1-3-1再掲】

- ・災害対策拠点である本庁舎に備蓄スペースを設置し，南海トラフ地震の被害想定を踏まえた備蓄に取り組む。
- ・町ホームページ等を活用し，住民自らが備蓄すべき物資等について普及啓発を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○本庁舎における備蓄スペースの設置，非常用物資，資機材，備蓄医薬品等の整備（再掲） ○自主防災組織における備蓄の支援（再掲） ○住民における備蓄の普及啓発（再掲）	行政機能， 地域との協働	総務課

**イ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 非常用物資の備蓄の推進	食料，飲料水備蓄量（再掲）	400人日分 (2018(H30))	1,000人日分 (2024(R6))

注：備蓄量（食料）は3食／人日を確保する。

**2-5 医療・福祉機能確保対策**

**【リスクシナリオ5】**

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

**(1) 病院の防災機能の強化**

**ア 施策の方針**

**(7) 町立病院の整備（2-5-1-1）【1-1-1-3再掲】**

- ・地域の実情に即したより適切な医療を提供するとともに，災害時における避難救護施設としての機能を確保するため，町立病院の移転建替えを早急に進める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○町立病院の建替え（再掲）	保健・医療・福祉	保健課

**(4) 町立病院の電源の確保（2-5-1-2）**

- ・電力途絶に備えた非常用発電設備の設置を行う。
- ・災害対応時に複数日間を賄うに十分な時間，電源を供給できるよう，燃料を備蓄する設備の整備や速やかに燃料を補給できる体制を確保する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○町立病院の建替における非常電源の確保	保健・医療・福祉	保健課

**(7) 事業所等との連携（2-5-1-3）**

- ・災害時における緊急車両や救助・救急，医療活動の拠点となる施設への燃料の優先的な供給について，協定を締結している民間団体等と当該拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め，具体的な要請，配送・給油手順等の方策を定めておく。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○電力会社との供給協定締結 ○ガソリン販売事業者等との協定締結	保健・医療・福祉	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 町立病院の整備	防災機能の強化	—	B C P カテゴリー 3以上 (2024(R6))
(イ) 町立病院の電源確保	町立病院の建替え（再掲）	設計 (2018(H30))	完成 (2022(R4))
(ウ) 事業所等との連携	ガソリン販売事業者等との協 定締結数	0件 (2017(H29))	1件 (2024(R6))

(2) 病院の防災体制の強化

ア 施策の方針

(7) 医療機関の連携体制の強化（2-5-2-1）

- ・災害時に迅速な救護が行えるよう、町立病院等と連携し、災害時の医薬品等の供給体制を整備するとともに、災害時用医薬品等の品目の見直し、備蓄、更新を行う。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○町内関係機関との連携・協議	保健・医療・福祉	保健課

(イ) 医療・救護体制の強化（2-5-2-2）

- ・大規模災害発生時に、災害拠点病院，DMA T（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関と連携して医療・救護活動が実施できるよう、関係機関等との連携体制を構築する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県等関係機関との連携・協議	保健・医療・福祉	保健課

(ウ) 医療・介護人材の確保（2-5-2-3）

- ・災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないように、広島県，周辺市町や関係機関と連携して、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を推進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○町内医療機関への医療従事者の確保及び充実	保健・医療・福祉	保健課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 医療機関の連携体制の強化	供給体制の構築	整備中 (2018(H30))	整備 (2024(R6))
(イ) 医療・救護体制の強化	連携体制の構築	整備中 (2018(H30))	整備 (2024(R6))
(ウ) 医療・介護人材の確保	医療に携わる医師数（人口 10万人対）	109.2人 (2018(H30))	現状維持 (2024(R6))

### (3) 災害に強いインフラの整備

#### ア 施策の方針

##### (7) 災害に強い道路ネットワークの構築（2-5-3-1）【1-1-5-1再掲】

- ・緊急輸送道路ネットワークの機能強化，災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。
- ・大規模災害等に対応するため，「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて，本町の周回道路の整備を促進する。
- ・老朽化した橋梁・トンネルの点検・修繕を行い，災害に強い道路ネットワークを形成する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化によるネットワーク形成の推進(再掲) ○広島県との連携強化による神石高原町周回道路の整備(再掲) ○5年に1回の定期点検の実施(橋梁・トンネル)(再掲) ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕の推進(橋梁・トンネル)(再掲)	交通・物流	建設課

#### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害に強い道路ネットワークの構築	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数(再掲)	橋梁 67橋 トンネル 2本 (2019(R1))	橋梁 0橋 トンネル 0本 (2028(R10))

## 2-6 疫病・感染症等対策

### 【リスクシナリオ6】 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### (1) 疫病・感染症対策

##### ア 施策の方針

##### (7) 疫病・感染症対応体制の構築（2-6-1-1）

- ・広島県，医療機関等と連携して，災害時における疫病，感染症対策に対応するための体制を構築する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○防護服・マスク・消毒液の備蓄 ○新型インフルエンザ行動計画に基づく訓練の実施	保健・医療・福祉	保健課

##### (イ) 予防接種の促進（2-6-1-2）

- ・災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため，平時から，定期的予防接種を促進するための積極的な働きかけを行う。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○定期予防接種の適切な時期での接種を促すため、町広報・ホームページ等での周知	保健・医療・福祉	保健課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 疫病・感染症対応体制の構築	伝達訓練実施状況	1回実施 (2018(H30))	現状維持 (2024(R6))
(イ) 予防接種の促進	麻しん・風しんワクチンの接種率	1期82.0% 2期90.0% (2017(H29))	現状以上 (2020(R2))

(2) 汚水処理対策

ア 施策の方針

(7) 農業集落排水処理施設対策 (2-6-2-1)

- ・農業集落排水処理事業について、施設の長寿命化を進める。
- ・速やかな排水処理がなされるよう、豪雨時などの雨水（不明水）の混入究明を行い、対応（修繕）を進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○最適整備構想(H26年度策定)に基づき整備計画を策定 ○不明水流入調査 ○修繕計画の策定	環境	環境衛生課

(イ) 浄化槽対策 (2-6-2-2)

- ・浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る関係団体との協定を締結するなど、関係団体との連携体制を構築する。
- ・災害時において被災した浄化槽に迅速に対応できるよう、広島県と連携し、浄化槽の実態把握、浄化槽台帳の整備等を進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○浄化槽調査及び浄化槽台帳の再整備	環境	環境衛生課

(ウ) し尿処理対策 (2-6-2-3)

- ・し尿処理場施設の改修を計画的に進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○耐震化も考慮した整備計画の策定	環境	環境衛生課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 農業集落排水処理施設対策	整備計画の策定 修繕計画の策定	未策定 (2017(H29))	策定 (2024(R6))
(4) 浄化槽対策	浄化槽台帳整備	未整備 (2017(H29))	整備 (2024(R6))
(5) し尿処理対策	整備計画の策定	未策定 (2017(H29))	策定 (2024(R6))

2-7 避難所等対策

【リスクシナリオ7】

劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(1) 避難所等の防災機能の強化

ア 施策の方針

(7) 避難所等の施設・設備の充実(2-7-1-1)

- ・避難所（基幹避難所，準基幹避難所及び地域避難所），福祉避難所については，適切に維持・修繕を行うとともに，必要に応じて耐震補強等を行う。
- ・大規模災害時に必要なエネルギーを確保するため，新エネルギーの導入を推進する。
- ・災害時に必要な備蓄品などの充実を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○避難所等の設備，備品，備蓄品等の整備，充実	行政機能， 地域との協働	総務課

(4) 非常用物資の備蓄の推進(2-7-1-2) 【2-1-3-1再掲】

- ・災害対策拠点である本庁舎に備蓄スペースを設置し，南海トラフ地震の被害想定を踏まえた備蓄に取り組む。
- ・町ホームページ等を活用し，住民自らが備蓄すべき物資等について普及啓発を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○本庁舎における備蓄スペースの設置，非常用物資，資機材，備蓄医薬品等の整備（再掲） ○自主防災組織における備蓄の支援（再掲） ○住民における備蓄の普及啓発（再掲）	行政機能， 地域との協働	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(4) 非常用物資の備蓄の推進	食料，飲料水備蓄量（再掲）	400人日分 (2018(H30))	1,000人日分 (2024(R6))

注：備蓄量（食料）は3食／人日を確保する。

## (2) 避難所等の運営体制の強化

### ア 施策の方針

#### (7) 避難所の円滑な運営 (2-7-2-1)

- ・ 自主防災組織等の住民団体と連携して、災害時に避難所等を迅速に開設・運営するための体制づくりを行う。
- ・ 円滑な避難所運営の下で避難者が安心して生活できるよう、避難所運営マニュアルの整備や訓練の実施等を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○ 神石高原町避難所設置・運営マニュアルの改定 ○ 自主防災組織と連携した避難所開設・運営体制の構築 ○ 自主防災組織と連携した避難所開設・運営訓練の実施	行政機能, 地域との協働	総務課 福祉課

#### (4) 福祉避難所の運営 (2-7-2-2)

- ・ 広島県が紹介する福祉避難所に関する他市町の取組事例等を参考に、高齢者や障がい者等の避難生活に配慮した福祉避難所の確保・充実を図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○ 福祉避難所における避難訓練等の実施	行政機能	総務課 福祉課

### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 避難所の円滑な運営	避難所開設・運営訓練実施 自主防災組織数 (5年間)	0 組織 (2017 (H29))	30 組織 (2024 (R6))
(4) 福祉避難所の運営	福祉避難所設置箇所数	3 箇所 (2017 (H29))	現状維持 (2024 (R6))

## (3) 被災者の支援体制の強化

### ア 施策の方針

#### (7) 被災者の支援体制の強化 (2-7-3-1)

- ・ 災害時に、被災者及び被災者の支援に関わる人に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、広島県と連携して、「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できる体制の強化を図る。
- ・ 広島県、他市町と連携し、広域避難等における被災者ニーズに応じた支援等を円滑に進めるための仕組みを整備する。
- ・ 関係機関による相談窓口の共同設置など、被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう努める。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○ 医療機関等と連携した救護活動 ・ 福山市医師会・神石郡歯科医師会・神石高原町立病院等	保健・医療・福祉	保健課



(イ) 要配慮者に対する支援 (2-7-3-2)

- ・社会福祉協議会，自治振興会，民生委員・児童委員，行政，ボランティア，地域包括支援センターなどにより平時から機能するネットワークを構築するとともに，各種会議・連絡会等で情報交換を行い，支援方法について検討する。

＜施策分野：保健・医療・福祉，地域との協働 / 関係課：総務課，福祉課＞

(ウ) ボランティア体制の構築等 (2-7-3-3)

- ・他市町のボランティア団体との交流を通じて，县市町ボランティアセンターとのつながりを強化し，災害時に機能する体制づくりを進める。
- ・災害時におけるボランティアの必要性の普及・啓発とボランティアの養成を行う。
- ・災害時ネットワーク会議（仮称）の設置，災害時における協力体制の協議などを通じて，「災害ボランティアセンター」の円滑な立ち上げに備える。
- ・ボランティアコーディネートに関する職員の研修を行う。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自治振興会と連携したボランティア体制の構築	保健・医療・福祉， 地域との協働	社会福祉協議会 (福祉課)

(4) 遺体，被災動物への対応

ア 施策の方針

(7) 遺体への対応 (2-7-4-1)

- ・広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として，検視に必要な体制整備等について，広島県等との連携を強化する。
- ・広域火葬を円滑に実施するため，「広島県広域火葬計画」に基づいて，広域火葬体制の整備を進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広域火葬体制の整備	環境	環境衛生課

(イ) 特定動物や被災動物への対応 (2-7-4-2)

- ・放浪・逸走動物，負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように，災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
- ・ペットの同伴避難等については，避難所における受入体制を整備する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○避難所におけるペット受入体制の整備	行政機能	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 遺体への対応	広域火葬体制	未整備 (2017(H29))	整備 (2024(R6))
(イ) 特定動物や被災動物への対応	避難所におけるペット受入体制	未整備 (2017(H29))	整備 (2024(R6))

### 3 行政機能等の確保

【目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 警察機能確保対策

【リスクシナリオ1】

被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化，社会の混乱

##### (1) 自助・共助の取組強化

###### ア 施策の方針

###### (7) 地域における防犯連携体制の構築（3-1-1-1）

- ・災害時に，自主防災組織を核として，地域団体，NPO法人，事業所などが連携し，地域ぐるみで防犯活動ができるよう，体制づくりを行う。
- ・被災家屋，避難所などにおける犯罪を抑止するため，防災訓練に合わせて防犯パトロールなどの防犯訓練を行う。
- ・地域における防犯体制を強化するため，広島県と連携し，防犯ボランティア団体等の活動の支援，防災リーダーの育成，地域安全推進指導員等と連携した自主防犯活動などを進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時に地域ぐるみで防犯活動を行うための体制づくり ○防災訓練と合わせた防犯訓練の実施 ○広島県と連携した防犯ボランティア団体等の活動の支援，防災リーダーの育成 ○地域安全推進指導員等と連携した自主防犯活動	行政機能， 地域との協働	総務課

#### 3-2 行政機能確保対策

【リスクシナリオ2】

町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

##### (1) 庁舎の耐震化と執務環境の維持

###### ア 施策の方針

###### (7) 庁舎の整備（3-2-1-1）【1-1-1-2再掲】

- ・本庁舎の建替えにおいて，災害時に防災拠点としての業務が継続できるよう，重要通信機器等における電源の多重化，防災無線や放送設備の拡充などを進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○新庁舎（本庁舎）建設（再掲）	行政機能	政策企画課

###### (4) 庁舎の電源確保（3-2-1-2）

- ・本庁舎及び各支所について，電力途絶に備えた非常用発電設備，災害時の補助電源に活用できる蓄電システムを設置する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎の非常用電源3日分の燃料確保方策の検討 ○庁舎の蓄電システムの整備	行政機能	政策企画課

(ウ) 庁舎の情報システムの防災対策 (3-2-1-3)

- ・災害対策活動拠点である本庁舎，各支所について，通信ネットワークの主要な機械・設備等は上階に設置するなど，情報システムの使用に支障が生じないよう対策を構じる。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎の情報システムの防災対策	行政機能	政策企画課

(I) 事業所等との連携 (3-2-1-4) 【2-5-1-3再掲】

- ・災害時における緊急車両や救助・救急，医療活動の拠点となる施設への燃料の優先的な供給について，協定を締結している民間団体等と当該拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め，具体的な要請，配送・給油手順等の方策を定めておく。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○電力会社との供給協定締結 (再掲) ○ガソリン販売事業者等との協定締結 (再掲)	保健・医療・福祉	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(ア) 庁舎の耐震化等 (イ) 庁舎の電源確保 (ウ) 庁舎の情報システムの 防災対策	新庁舎建設 (再掲)	設計 (2018 (H30))	完成 (2021 (R3))
(I) 事業所等との連携	ガソリン販売事業者等との協 定締結数 (再掲)	0件 (2017 (H29))	1件 (2024 (R6))

(2) 危機管理体制の維持・強化

ア 施策の方針

(ア) 災害時の対処能力の向上 (3-2-2-1) 【1-1-6-1再掲】

- ・災害時の対処能力の向上を図るため，広島県と連携し，初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施する。
- ・初動対応等に関する訓練結果等を踏まえて，各種マニュアル類の作成，見直しを行う。
- ・広島県の支援を受けながら，チェックリストを用いた災害対策運営マニュアル等の自己点検と検証，マニュアル等の見直し，実効性確保のための訓練などを行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○災害発生時等の職員初動マニュアルの改定（再掲） ○職員の初動対応，防災・管理に関する訓練の実施（再掲） ○災害対策運営マニュアル等の自己点検の実施，検証，見直し（再掲）	行政機能， リスクコミュニケーション	総務課

(イ) 災害時における業務継続（3-2-2-2）

- ・地震，大雨，豪雨等を想定し，内閣府の作成するガイド，県業務継続計画及び計画に基づくマニュアルを参考にしながら，町業務継続計画（BCP）の見直しを行い，訓練等を通じて検証していく。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○神石高原町業務継続計画（BCP）の検証と見直し	行政機能	総務課

(ウ) 広域的応援体制の構築（3-2-2-3）

- ・広島県，他市町と連携し，広域避難等における被災者ニーズに応じた支援等を円滑に進めるための仕組みを整備する。

<施策分野：行政機能 / 関係課：総務課>

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害時の対処能力の向上	職員の初動対応等訓練実施回数（再掲）	不定期 (2017(H29))	1回/年 (2024(R6))

## 4 情報通信機能の確保

【目標 4】 必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力確保対策

【リスクシナリオ 1】 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### (1) 災害時の電力確保

##### ア 施策の方針

##### (7) 庁舎の電源の確保 (4-1-1-1) 【3-2-1-2再掲】

- ・本庁舎及び各支所について、電力途絶に備えた非常用発電設備、災害時の補助電源に活用できる蓄電システムを設置する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎の非常用電源 3 日分の燃料確保方策の検討(再掲) ○庁舎の蓄電システムの整備 (再掲)	行政機能	政策企画課

##### (4) 町立病院の電源の確保 (4-1-1-2) 【2-5-1-2再掲】

- ・電力途絶に備えた非常用発電設備の設置を行う。
- ・災害対応時に複数日間を賄うに十分な時間、電源を供給できるよう、燃料を備蓄する設備の整備や速やかに燃料を補給できる体制を確保する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○町立病院の建替における非常電源の確保 (再掲)	保健・医療・福祉	保健課

##### (5) 事業所等との連携 (4-1-1-3) 【2-5-1-3再掲】

- ・災害時における緊急車両や救助・救急、医療活動の拠点となる施設への燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と当該拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○電力会社との供給協定締結 (再掲) ○ガソリン販売事業者等との協定締結 (再掲)	保健・医療・福祉	総務課

#### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 庁舎の電源確保	新庁舎建設 (再掲)	設計 (2018 (H30))	完成 (2021 (R3))
(4) 町立病院の電源確保	町立病院の建替え (再掲)	設計 (2018 (H30))	完成 (2022 (R4))
(5) 事業所等との連携	ガソリン販売事業者等との協定締結数 (再掲)	0 件 (2017 (H29))	1 件 (2024 (R6))

## 4-2 情報通信対策

### 【リスクシナリオ2】

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (1) 災害情報収集伝達体制等の整備

##### ア 施策の方針

##### (ア) 災害情報伝達手段の多様化 (4-2-1-1)

- ・スマートフォンやタブレット端末など新しい情報機器の積極的な活用，無線等の活用等を促進し，情報活用能力の向上に努める。
- ・報道機関との連携によるテレビ・ラジオでの周知，イベント等を通じた普及啓発など住民が日頃接する機会が多い手段を通じて，防災情報メールの登録を促進する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○民間事業者と連携した携帯電話不感地区の解消 ○災害時充電ステーション等の確保 ○町の防災情報住民向けメールの周知・普及	情報通信	総務課

##### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(ア) 災害情報伝達手段の多様化	町防災情報メールを登録している人の割合	5% (2018(H30))	50% (2024(R6))

## 4-3 情報収集伝達対策

### 【リスクシナリオ3】

災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### (1) 災害情報収集伝達体制等の整備

##### ア 施策の方針

##### (ア) 災害情報収集伝達体制の整備 (4-3-1-1)

- ・本庁舎の建替えにおいて，災害時に防災拠点としての業務が継続できるよう，重要通信機器等における電源の多重化，防災無線や放送設備の拡充などを進める。【1-1-1-2再掲】
- ・あらゆる災害時において，迅速な消火，救急・救助活動，救援物資の搬送等が実施でき，そのために必要な災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう，広島県や関係機関等と連携し，必要な体制整備を推進する。【2-1-5-1再掲】
- ・災害発生時に通行止め箇所等の情報が迅速かつ分かりやすく伝達できるよう，関係機関における情報共有体制，マップ情報提供体制等を整備する。【2-1-5-1再掲】
- ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため，ドローン（小型無人機）の導入に向けた取組を推進する。【2-1-5-1再掲】
- ・避難情報の発令が住民の避難行動につながるよう，避難行動に有効な避難情報の発信，

伝達の体制を整備する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○新庁舎（本庁舎）建設（再掲）	行政機能	政策企画課
○災害時における広島県、関係機関等との連携体制の構築（再掲） ○災害時における通行止め箇所等の情報提供体制等の整備（再掲） ○ドローンの導入に向けた取組（再掲） ○ドローンの活用に係る関係機関等との協定の締結（再掲）	行政機能	総務課 建設課 政策企画課

(イ) 災害情報伝達システムの整備（4-3-1-2）

- ・CATV（かがやきネット）を活用した災害時における災害弱者への情報提供システムの強化を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○CATV（かがやきネット）とSNSなど多様な媒体を活用した効果的な情報発信方法の検討	情報通信	政策企画課

(ウ) 災害情報伝達手段の多様化（4-3-1-3）【4-2-1-1再掲】

- ・スマートフォンやタブレット端末など新しい情報機器の積極的な活用，無線等の活用等を促進し，情報活用能力の向上に努める。
- ・報道機関との連携によるテレビ・ラジオでの周知，イベント等を通じた普及啓発など住民が日頃接する機会が多い手段を通じて，防災情報メールの登録を促進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○民間事業者と連携した携帯電話不感地区の解消（再掲） ○災害時充電ステーション等の確保（再掲） ○町の防災情報住民向けメールの周知・普及（再掲）	情報通信	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害情報収集伝達体制の整備	新庁舎建設（再掲）	設計 (2018(H30))	完成 (2021(R3))
(ウ) 災害情報伝達手段の多様化	町防災情報メールを登録している人の割合（再掲）	5% (2018(H30))	50% (2024(R6))

(2) 要配慮者に対する支援

ア 施策の方針

(7) 要配慮者に対する支援（4-3-2-1）【2-7-3-2再掲】

- ・社会福祉協議会，自治振興会，民生委員・児童委員，行政，ボランティア，地域包括支援センターなどにより平時から機能するネットワークを構築するとともに，各種会議・連絡会等で情報交換を行い，支援方法について検討する。  
 <施策分野：保健・医療・福祉，地域との協働 / 関係課：総務課，福祉課>

(4) 避難行動要支援者の支援 (4-3-2-2)

- ・災害発生時の避難支援プラン(個別計画)を作成する。
- ・避難支援体制の構築，強化を図るとともに，避難訓練や啓発活動，声かけ等を行う。
- ・避難行動要支援者名簿を定期的に更新するなど，避難行動要支援者の把握に努める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○避難行動要支援者名簿の作成，定期的更新 ○災害発生時の避難支援プラン(個別計画)の策定 ○避難行動要支援者避難訓練の支援 ○避難支援団体との名簿提供に関する協定の締結	保健・医療・福祉， 地域との協働	総務課 福祉課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(4) 避難行動要支援者の支援	避難行動要支援者に係る避難計画の策定	未策定 (2017(H29))	策定 (2024(R6))
	災害発生時避難支援プラン(個別計画)策定者数の割合	58% (2017(H29))	70% (2024(R6))
	避難行動要支援者名簿の登録率	59.5% (2016(H28))	80% (2024(R6))
	避難行動要支援者避難訓練実施自主防災組織数	11組織 (2017(H29))	30組織 (2024(R6))
	名簿提供に関する協定締結団体数	9団体 (2017(H29))	30団体 (2024(R6))

(3) 自助・共助の取組強化

ア 施策の方針

(7) 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進 (4-3-3-1)

- ・住民一人一人が，災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう，広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づき，広島県，自主防災組織等と連携し，防災教室や防災訓練，防災リーダー等の養成や防災教育などに取り組む。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○「みんなで減災」県民総ぐるみ運動	行政機能， 地域との協働	総務課

(4) 自主防災組織等の活動の充実・強化 (4-3-3-2) 【1-1-8-1再掲】

- ・自主防災組織を地域防災力の要として位置づけ，災害時における防災や治安の安定に向けて連携を図ることとし，タイムラインの作成などを通じて，活動を支援する。
- ・自主防災組織連絡協議会を活用して組織間の交流を促進し，意識の高揚と活動の強化を図る。
- ・自主防災活動に係る人材を確保するため，住民の防災士資格取得を支援するなど，防災リーダーの育成を図る。
- ・学校や職場，地域の自治組織等を通じ，継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- ・学校における災害時の対応体制の強化，学校と地域との連携体制づくりなど，災害時



に子どもを守るための体制づくりを進める。

- ・ 自助・共助の基礎となる地域コミュニティの育成，強化を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主防災組織の活動支援（再掲）</li> <li>○ 自主防災組織連絡協議会防災研修会の開催（再掲）</li> <li>○ 地域における防災訓練の支援（再掲）</li> <li>○ 地域におけるタイムラインの作成支援（再掲）</li> <li>○ 防災士資格取得支援（再掲）</li> <li>○ 防災リーダーの育成（再掲）</li> <li>○ 学校や職場等における防災訓練，防災教育等の実施（再掲）</li> <li>○ 学校における災害時の対応体制の強化等（再掲）</li> </ul>	行政機能， リスクコミュニケーション・地域との協働	総務課

(ウ) 協働体の育成と共助の推進（4-3-3-3）

- ・ 住民自治組織，NPO法人，団体・企業など多様な主体で構成する「協働体」を育成し，生活支援などと合わせて，災害時における避難等の支援に関する取組を進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○ 研修会の開催	行政機能， 地域との協働	まちづくり推進課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(ア) 「みんなで減災」 県民総ぐるみ運動の 推進	災害の種類に応じた避難場所・ 避難経路を確認している人の割合	50% (2017(H29))	90%以上 (2024(R6))
	防災教室・訓練へ参加した人の 割合	39% (2017(H29))	70% (2024(R6))
	非常持出品を用意し，かつ3日 分以上の食糧及び飲料水を備蓄 している人の割合（注-2）	55% (2017(H29))	70% (2024(R6))
	家具固定率（再掲）	39% (2017(H29))	70% (2024(R6))
(イ) 自主防災組織等の 活動の充実・強化	自主防災組織率（再掲）	100% (2018(H30))	現状維持
	防災士登録者数（再掲）	6名 (2018(H30))	18名 (2024(R6))
	防災リーダー数（再掲）	17名 (2019(R1))	30名 (2024(R6))
(ウ) 協働体の育成と共 助の推進	研修会開催回数	未実施 (2017(H29))	1回/2年 (2024(R6))

注-1：「(ア) 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進」に係る現状の指標は「平成29年度防災・減災に関する県民意識調査結果」（広島県）における神石高原町分の集計結果（サンプル数56件）

-2：現状値は非常持出品のみ

## 5 経済活動の維持

**【目標5】 経済活動を機能不全に陥らせない**

### 5-1 災害対応力強化策

**【リスクシナリオ1】**

サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

#### (1) 産業等の災害対応力の強化

##### ア 施策の方針

##### (7) 事業継続の促進 (5-1-1-1)

- ・広島県と連携し、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発していく。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○町内企業のBCP策定の促進	産業	総務課

#### (2) 災害に強いインフラの整備

##### ア 施策の方針

##### (7) 災害に強い道路ネットワークの構築 (5-1-2-1) 【1-1-5-1再掲】

- ・緊急輸送道路ネットワークの機能強化、災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。
- ・大規模災害等に対応するため、「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて、本町の周回道路の整備を促進する。
- ・老朽化した橋梁・トンネルの点検・修繕を行い、災害に強い道路ネットワークを形成する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化によるネットワーク形成の推進（再掲） ○広島県との連携強化による神石高原町周回道路の整備（再掲） ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル）（再掲） ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕の推進（橋梁・トンネル）（再掲）	交通・物流	建設課

##### (4) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備 (5-1-2-2) 【1-4-4-1再掲】

- ・陸上輸送が機能しない場合には、場外離着陸場、臨時ヘリポート適地を活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。
- ・場外離着陸場の新設を進め、将来的に油木、神石、豊松、三和地区に各1箇所確保する。
- ・災害時に場外離着陸場等が有効に活用できるよう、日常的に維持・点検を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○常設の場外離着陸場及び臨時ヘリポート適地の保全・管理（再掲） ○常設の場外離着陸場の新設（再掲） ○ヘリコプターの活用に係る関係機関等との協定の締結（再掲）	交通・物流	総務課

**イ 目標指標等**

施策項目	指標等	現状	目標
(ア) 災害に強い道路ネットワークの構築	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数（再掲）	橋梁 67橋 トンネル 2本 (2019(R1))	橋梁 0橋 トンネル 0本 (2028(R10))
(イ) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備	ヘリポート数（再掲）	1箇所 (2017(H29))	2箇所 (2024(R6))

**5-2 産業施設等対策**

**【リスクシナリオ2】 重要な産業施設の損壊、火災等**

**(1) 産業等の災害対応力の強化**

**ア 施策の方針**

**(ア) 農林業基盤・施設等の整備（5-2-1-1）**

- ・災害に伴う農林業基盤・施設における被害を低減するため、農林業基盤の整備、農林業施設の老朽化対策と適切な維持管理などに努める。
- ・大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通関連施設等の耐震性の確保、食品流通における連携・協力体制の構築等を促進する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○適切な施設の維持管理 ○老朽化した施設の改修、整序等	産業, 老朽化対策	産業課

**(イ) 観光・交流施設の整備（5-2-1-2）**

- ・災害に伴う観光・レクリエーション施設における被害を低減するため、施設の老朽化対策を講じるなど、適切な維持管理に努める。
- ・道の駅さんわ 182ステーションなど、災害発生時に防災拠点としての機能を有する施設の機能強化を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○適切な施設維持管理	産業, 老朽化対策	政策企画課
○防災拠点としての機能強化（再掲）	行政機能	総務課

### 5-3 基幹的交通ネットワーク確保対策

#### 【リスクシナリオ3】

幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### (1) 災害に強いインフラ整備

##### ア 施策の方針

##### (ア) 災害に強い道路ネットワークの構築 (5-3-1-1) 【1-1-5-1再掲】

- ・緊急輸送道路ネットワークの機能強化、災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。
- ・大規模災害等に対応するため、「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて、本町の周回道路の整備を促進する。
- ・老朽化した橋梁・トンネルの点検・修繕を行い、災害に強い道路ネットワークを形成する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○広島県との連携強化によるネットワーク形成の推進（再掲）</li> <li>○広島県との連携強化による神石高原町周回道路の整備（再掲）</li> <li>○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル）（再掲）</li> <li>○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕の推進（橋梁・トンネル）（再掲）</li> </ul>	交通・物流	建設課

##### (イ) 土砂災害対策 (5-3-1-2) 【1-3-1-1再掲】

- ・大規模災害等に対応するため、「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて、急傾斜地崩壊対策整備事業等を促進する。
- ・国、広島県と連携を図りながら、土砂災害防止施設の整備を推進し、地震や豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。
- ・山地災害に伴う人的被害の発生を防ぐため、広島県と連携し、山地災害の発生のおそれの高い箇所を把握し、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○広島県との連携強化による急傾斜地対策の推進（再掲）</li> <li>○土砂災害防止のための住民の意識啓発（再掲）</li> <li>○広島県との連携強化による治山施設等の整備の促進（再掲）</li> </ul>	町土保全 ・土地利用	建設課

##### (ウ) 河川対策 (5-3-1-3) 【1-2-1-3再掲】

- ・大規模災害等に対応するため、町単独では対応できない河川改修事業等について、国、広島県による事業を促進する。
- ・「地域整備計画実施方針」（広島県）、「ひろしま川づくり実施計画」（広島県）に基づいて、河川改修事業等を促進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による河川改修の促進（再掲）	町土保全 ・土地利用	建設課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害に強い道路ネットワークの構築	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数（再掲）	橋梁 67橋 トンネル 2本 (2019(R1))	橋梁 0橋 トンネル 0本 (2028(R10))

5-4 食料等確保対策

【リスクシナリオ4】 食料等の安定供給の停滞

(1) 物資調達・供給の連携体制の整備

ア 施策の方針

(7) 行政機関等との連携（5-4-1-1）【2-1-2-1再掲】

- ・災害発生時における食料や飲料水，生活必需物資等の安定確保のための支援として締結している備後圏域連携協議会等における「災害時の相互応援に関する協定」，広島県及び各市町で締結している「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づいて，広域的な支援・協力体制を維持する。

<施策分野：行政機能 / 関係課：総務課>

(4) 事業所等との連携（5-4-1-2）【2-1-2-2再掲】

- ・災害発生時における食料や飲料水の安定確保のため，町内の食料等を取扱う事業所等との連携を強化する。
- ・災害時には，交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため，事業所等との協定等による協力体制の構築に取り組み，物資等の安定確保，緊急輸送体制の確保等を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○民間事業者等との災害協定の締結（再掲）	行政機能	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(4) 事業所等との連携	災害協定締結数（食料，飲料水等）（再掲）	1協定 (2018(H30))	3協定 (2024(R6))

(2) 産業等の災害対応力の強化

ア 施策の方針

(7) 農林業基盤・施設等の整備（5-4-2-1）【5-2-1-1再掲】

- ・災害に伴う農林業基盤・施設における被害を低減するため，農林業基盤の整備，農林

業施設の老朽化対策と適切な維持管理などに努める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○適切な施設の維持管理（再掲） ○老朽化した施設の改修，整序等（再掲）	産業， 老朽化対策	産業課

## 5-5 用水確保対策

**【リスクシナリオ5】**

異常渇水等による用水供給途絶に伴う，生産活動への甚大な影響

### (1) 用水供給施設の老朽化対策

#### ア 施策の方針

##### (7) 用水供給施設の老朽化対策（5-5-1-1）

- ・老朽化が進む上水道，農業水利施設について，長寿命化も含めた維持管理と機能強化を図る。

<施策分野：住宅・地域，老朽化対策 / 関係課：環境衛生課>

##### (4) 用水施設の耐震化（5-5-1-2）

- ・上水道，農業水利施設の耐震化を進めるため，広島県，水道事業者等との連携により，人材の育成やノウハウの強化等を図る。

<施策分野：住宅・地域，老朽化対策 / 関係課：環境衛生課>

### (2) 災害時復旧の体制づくり

#### ア 施策の方針

##### (7) 応援体制の整備（5-5-2-1）

- ・大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制の強化を図る。

<施策分野：行政機能 / 関係課：総務課>

### (3) 水資源の有効利用

#### ア 施策の方針

##### (7) 水資源の有効利用（5-5-3-1）

- ・雨水の利用の促進に関する法律に基づく雨水の利用，再生水の利用等の水資源の有効利用等の推進を図る。

- ・渇水等の高頻度化・激甚化に対応して，関係者による情報共有を緊密に行う。

<施策分野：環境 / 関係課：総務課>

## 6 ライフラインの確保

**【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

### 6-1 電力確保対策

**【リスクシナリオ1】**

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期期間にわたる機能の停止

#### (1) 災害時の電力確保

##### ア 施策の方針

(7) 防災拠点等における電力の確保（6-1-1-1）【2-5-1-2, 3-2-1-2再掲】

- ・本庁舎及び各支所について、電力途絶に備えた非常用発電設備、災害時の補助電源に活用できる蓄電システムを設置する。
- ・町立病院について電力途絶に備えた非常用発電設備の設置を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○庁舎の蓄電システムの整備（再掲）	行政機能	政策企画課
○町立病院の建替における非常電源の確保（再掲）	保健・医療・福祉	保健課

##### イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 防災拠点等における電力の確保	新庁舎建設（再掲）	設計 (2018(H30))	完成 (2021(R3))
	町立病院の建替え（再掲）	設計 (2018(H30))	完成 (2022(R4))

### 6-2 上水道対策

**【リスクシナリオ2】 上水道等の長期間にわたる機能停止**

#### (1) 災害時の上水の確保

##### ア 施策の方針

(7) 災害時の上水の確保（6-2-1-1）

- ・備後圏域において締結した災害時の相互応援に関する覚書に基づき、合同訓練の実施、情報の共有化等を図る。
- ・緊急時に備えた器具等の備蓄、緊急用給水箇所の整備等を進める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○備後圏域における相互応援覚書に基づく合同訓練の実施 ○緊急時に備えた器具等の備蓄 ○緊急用の給水箇所の整備	住宅・地域	環境衛生課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害時の上水の確保	器具等の購入及び緊急用給水箇所の整備	1 か所 (2017 (H29))	3 か所 (2024 (R6))

6-3 汚水処理施設等対策

【リスクシナリオ3】 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(1) 汚水処理対策

ア 施策の方針

(7) 農業集落排水処理施設対策 (6-3-1-1) 【2-6-2-1再掲】

- ・ 農業集落排水処理事業について、施設の長寿命化を進める。
- ・ 速やかな排水処理がなされるよう、豪雨時などの雨水（不明水）の混入究明を行い、対応（修繕）を進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○最適整備構想（H26年度策定）に基づき整備計画を策定（再掲） ○不明水流入調査（再掲） ○修繕計画の策定（再掲）	環境	環境衛生課

(イ) 浄化槽対策 (6-3-1-2) 【2-6-2-2再掲】

- ・ 浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る関係団体との協定を締結するなど、関係団体との連携体制を構築する。
- ・ 災害時において被災した浄化槽に迅速に対応できるよう、広島県と連携し、浄化槽の実態把握、浄化槽台帳の整備等を進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○浄化槽調査及び浄化槽台帳の再整備（再掲）	環境	環境衛生課

(ウ) し尿処理対策 (6-3-1-3) 【2-6-2-3再掲】

- ・ し尿処理場施設の改修を計画的に進める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○耐震化も考慮した整備計画の策定（再掲）	環境	環境衛生課



## イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 農業集落排水処理施設対策	整備計画の策定（再掲） 修繕計画の策定（再掲）	未策定 (2017(H29))	策定 (2024(R6))
(4) 浄化槽対策	浄化槽台帳整備（再掲）	未整備 (2017(H29))	整備 (2024(R6))
(5) し尿処理対策	整備計画の策定（再掲）	未策定 (2017(H29))	策定 (2024(R6))

## (2) 廃棄物処理対策

### ア 施策の方針

#### (7) 災害廃棄物処理体制の構築（6-3-2-1）

- ・近年多発する大雨，土砂災害等の気象災害に備え，発災後に迅速かつ適正な災害廃棄物処理を行うため，令和元年度に策定した「神石高原町災害廃棄物処理計画」に基づいて，災害廃棄物処理体制の構築を図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害廃棄物処理体制の構築	環境	環境衛生課

## 6-4 地域交通ネットワーク確保対策

### 【リスクシナリオ4】 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

## (1) 災害に強いインフラ整備

### ア 施策の方針

#### (7) 災害に強い道路ネットワークの構築（6-4-1-1）【1-1-5-1再掲】

- ・緊急輸送道路ネットワークの機能強化，災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。
- ・大規模災害等に対応するため，「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて，本町の周回道路の整備を促進する。
- ・老朽化した橋梁・トンネルの点検・修繕を行い，災害に強い道路ネットワークを形成する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化によるネットワーク形成の推進（再掲） ○広島県との連携強化による神石高原町周回道路の整備（再掲） ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル）（再掲） ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕の推進（橋梁・トンネル）（再掲）	交通・物流	建設課

(4) 土砂災害対策（6-4-1-2）【1-3-1-1再掲】

- ・大規模災害等に対応するため、「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて、急傾斜地崩壊対策整備事業等を促進する。
- ・国、広島県と連携を図りながら、土砂災害防止施設の整備を推進し、地震や豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。
- ・山地災害に伴う人的被害の発生を防ぐため、広島県と連携し、山地災害の発生のおそれの高い箇所を把握し、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による急傾斜地対策の推進(再掲) ○土砂災害防止のための住民の意識啓発（再掲） ○広島県との連携強化による治山施設等の整備の促進（再掲）	町土保全 ・土地利用	建設課

(4) 河川対策（6-4-1-3）【1-2-1-3再掲】

- ・大規模災害等に対応するため、町単独では対応できない河川改修事業等について、国、広島県による事業を促進する。
- ・「地域整備計画実施方針」（広島県）、「ひろしま川づくり実施計画」（広島県）に基づいて、河川改修事業等を促進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による河川改修の促進（再掲）	町土保全 ・土地利用	建設課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害に強い道路ネットワークの構築	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数（再掲）	橋梁 67橋 トンネル 2本 (2019(R1))	橋梁 0橋 トンネル 0本 (2028(R10))

(2) 緊急輸送体制の整備

ア 施策の方針

(7) 交通事業者等との連携（6-4-2-1）

- ・バス会社・タクシー事業者組合との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○バス会社・タクシー事業者組合との災害時における車両の利用に関する協定の締結	交通・物流	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 交通事業者等との連係	バス会社・タクシー事業者組合との災害時における車両の利用に関する協定の締結数	0件 (2017(H29))	2件 (2024(R6))

6-5 防災インフラ対策

【リスクシナリオ5】 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(1) 防災インフラ復旧体制の整備

ア 施策の方針

(7) 復旧体制の整備 (6-5-1-1)

- ・大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するための広域的な応援体制の構築，地域建設業等の防災・減災の担い手確保などに努める。

<施策分野：行政機能 / 関係課：総務課>

(4) 関係機関における情報共有 (6-5-1-2)

- ・総合防災情報システム等により，関係機関における情報共有を円滑に進める。

<施策分野：行政機能，リスクコミュニケーション / 関係課：総務課>

## 7 二次災害の防止

【目標7】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 豪雪・震災等複合災害対策

#### 【リスクシナリオ1】

豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生

#### (1) 豪雪対策

##### ア 施策の方針

##### (7) 情報提供体制の強化 (7-1-1-1) 【1-4-1-1再掲】

- ・豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。

＜施策分野：行政機能，リスクコミュニケーション・地域との協働 / 関係課：総務課＞

##### (4) 道路交通の確保 (7-1-1-2) 【1-4-2-1再掲】

- ・除雪体制の強化，道路管理者間の連携など道路交通確保の取組を図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○道路の雪寒対策の推進（除雪作業，凍結防止剤散布，各機関による情報連絡 等）（再掲）	交通・物流	建設課

#### (2) 震災対策

##### ア 施策の方針

##### (7) 住宅・建築物の耐震診断，耐震改修の促進 (7-1-2-1) 【1-1-1-1再掲】

- ・大規模地震発生時に倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や防災業務の中心となる建築物について耐震化を促進する。
- ・広島県，町及び関係団体等が連携して，町内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○設計者等に対する耐震改修事例等の情報提供，耐震改修工法の普及（再掲）	住宅・地域	建設課
○木造住宅耐震診断事業（再掲）		

##### (4) 大規模火災の防止 (7-1-2-2) 【1-1-4-1再掲】

- ・自主防災組織と連携して，防火意識を高める。
- ・住宅密集地における耐震化の促進，老朽空き家の解消などを通じて延焼の危険性を低減する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織と連携した防火意識の周知（再掲）	行政機能， 地域との協働	総務課
○木造住宅耐震診断事業（再掲） ○空家解体撤去事業（再掲）	住宅・地域	建設課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 住宅・建築物の耐震診断，耐震改修の促進	多数の者が利用する建築物の耐震化率（再掲）	75% (2015(H27))	88% (2021(R3))
	住宅の耐震化率（再掲）	56% (2015(H27))	60% (2021(R3))

(3) 救助対策

ア 施策の方針

(7) 災害情報収集伝達体制の整備（7-1-3-1）【2-1-5-1再掲】

- ・あらゆる災害時において，迅速な消火，救急・救助活動，救援物資の搬送等が実施でき，そのために必要な災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう，広島県や関係機関等と連携し，必要な体制整備を推進する。
- ・災害発生時に通行止め箇所等の情報が迅速かつ分かりやすく伝達できるよう，関係機関における情報共有体制，マップ情報提供体制等を整備する。
- ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため，ドローン（小型無人機）の導入に向けた取組を推進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害時における広島県，関係機関等との連携体制の構築（再掲） ○災害時における通行止め箇所等の情報提供体制等の整備（再掲） ○ドローンの導入に向けた取組（再掲） ○ドローンの活用に係る関係機関等との協定の締結（再掲）	行政機能	総務課 建設課 政策企画課

(4) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備（7-1-3-2）【1-4-4-1再掲】

- ・陸上輸送が機能しない場合には，場外離着陸場，臨時ヘリポート適地を活用しながら，ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。
- ・場外離着陸場の新設を進め，将来的に油木，神石，豊松，三和地区に各1箇所確保する。
- ・災害時に場外離着陸場等が有効に活用できるよう，日常的に維持・点検を行う。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○常設の場外離着陸場及び臨時ヘリポート適地の保全・管理（再掲） ○常設の場外離着陸場の新設（再掲） ○ヘリコプターの活用に係る関係機関等との協定の締結（再掲）	交通・物流	総務課

(ウ) 関係機関の連携体制の整備等 (7-1-3-3) 【2-3-1-1再掲】

- ・地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、福山地区消防組合と連携し、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

<施策分野：行政機能 / 関係課：総務課>

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(イ) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備	ヘリポート数	1箇所 (2017(H29))	2箇所 (2024(R6))

7-2 大規模火災防止対策

【リスクシナリオ2】

地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) 建築物等の老朽化対策

ア 施策の方針

(7) 老朽空き家対策 (7-2-1-1) 【1-1-2-4再掲】

- ・管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対し、空き家解体のための支援や適正管理の啓発などを図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○空家等実態調査（再掲） ○所有者に対する支援策の紹介，適正管理の啓発（再掲） ○空家解体撤去事業（再掲）	住宅・地域， 老朽化対策	建設課

(2) 消防団の充実・強化

ア 施策の方針

(7) 消防団の充実・強化 (7-2-2-1) 【1-1-7-1再掲】

- ・消防団員の確保，消防団活動に対する事業者等の理解の促進などにより，消防団組織の充実・強化に努める。
- ・広域消防組合，警察，自主防災組織など関係機関と連携した活動を促進する。
- ・団員の安全を確保するための安全管理マニュアルの整備に努める。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○消防団の団員確保に向けた取組の支援（再掲） ○消防団安全管理マニュアル（仮称）の整備（再掲）	行政機能／消防	総務課

(4) 消防設備等の充実・強化 (7-2-2-2) 【1-1-7-2再掲】

- ・消防力の強化に向け，消防団におけるポンプ自動車の更新，耐震性防火水槽の設置を行う。

- ・老朽化したヘルメットの更新等，消防団活動に対する安全対策に努める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○消防ポンプ自動車の更新（再掲） ○耐震性防火水槽の設置（再掲） ○消防団装備，資機材等の整備（再掲）	行政機能／消防	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 消防団の充実・強化	消防団員数の維持（再掲）	656人 (2019(H31).1)	現状維持 (2024(R6))

(3) 自助・共助の取組強化

ア 施策の方針

(7) 自主防災組織等の活動の充実・強化（7-2-3-1）【1-1-8-1再掲】

- ・自主防災組織を地域防災力の要として位置づけ，災害時における防災や治安の安定に向けて連携を図ることとし，タイムラインの作成などを通じて，活動を支援する。
- ・自主防災組織連絡協議会を活用して組織間の交流を促進し，意識の高揚と活動の強化を図る。
- ・自主防災活動に係る人材を確保するため，住民の防災士資格取得を支援するなど，防災リーダーの育成を図る。
- ・学校や職場，地域の自治組織等を通じ，継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- ・学校における災害時の対応体制の強化，学校と地域との連携体制づくりなど，災害時に子どもを守るための体制づくりを進める。
- ・自助・共助の基礎となる地域コミュニティの育成，強化を図る。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の活動支援（再掲） ○自主防災組織連絡協議会防災研修会の開催（再掲） ○地域における防災訓練の支援（再掲） ○地域におけるタイムラインの作成支援（再掲） ○防災士資格取得支援（再掲） ○防災リーダーの育成（再掲） ○学校や職場等における防災訓練，防災教育等の実施（再掲） ○学校における災害時の対応体制の強化等（再掲）	行政機能， リスクコミュニケーション・地域との協働	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 自主防災組織等の活動の充実・強化	自主防災組織率（再掲）	100% (2018(H30))	現状維持
	防災士登録者数（再掲）	6名 (2018(H30))	18名 (2024(R6))
	防災リーダー数（再掲）	17名 (2019(R1))	30名 (2024(R6))

(4) 危機管理体制の維持・強化

ア 施策の方針

(7) 災害時の対処能力の向上 (7-2-4-1) 【1-1-6-1再掲】

- ・災害時の対処能力の向上を図るため、広島県と連携し、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施する。
- ・初動対応等に関する訓練結果等を踏まえて、各種マニュアル類の作成、見直しを行う。
- ・広島県の支援を受けながら、チェックリストを用いた災害対策運営マニュアル等の自己点検と検証、マニュアル等の見直し、実効性確保のための訓練などを行う。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害発生時等の職員初動マニュアルの改定 (再掲) ○職員の初動対応, 防災・管理に関する訓練の実施 (再掲) ○災害対策運営マニュアル等の自己点検の実施, 検証, 見直し (再掲)	行政機能, リスクコミュニケーション	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 災害時の対処能力の向上	職員の初動対応等訓練実施回数 (再掲)	不定期 (2017 (H29))	1回/年 (2024 (R6))

7-3 道路沿道の建物倒壊防止対策

【リスクシナリオ3】 沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

(1) 住宅・建築物等の耐震化

ア 施策の方針

(7) 住宅・建築物の耐震診断, 耐震改修の促進 (7-3-1-1) 【1-1-1-1再掲】

- ・大規模地震発生時に倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や防災業務の中心となる建築物について耐震化を促進する。
- ・広島県, 町及び関係団体等が連携して, 町内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○設計者等に対する耐震改修事例等の情報提供, 耐震改修工法の普及 (再掲) ○木造住宅耐震診断事業 (再掲)	住宅・地域	建設課



## イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 住宅・建築物の耐震診断，耐震改修の促進	多数の者が利用する建築物の耐震化率（再掲）	75% (2015(H27))	88% (2021(R3))
	住宅の耐震化率（再掲）	56% (2015(H27))	60% (2021(R3))

## (2) 既存建築物等の総合的な安全対策

### ア 施策の方針

#### (7) ブロック塀対策（7-3-2-1）【1-1-3-1再掲】

- ・広島県と連携し，ブロック塀等の安全対策，屋外広告物等の落下防止対策，大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策，エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止の取組を推進する。
- ・広島県，地域住民等と連携して通学路沿いなどのパトロールを行い，倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行う。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県，地域住民等と連携した通学路等の危険個所の点検，指導（再掲） ○広島県に対する情報提供（再掲）	住宅・地域	教育課

## 7-4 ダム，ため池等対策

### 【リスクシナリオ4】

ため池，防災インフラ，天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

## (1) 災害に強いインフラ整備

### ア 施策の方針

#### (7) ダム対策（7-4-1-1）

- ・ダム管理者（中国電力）によるダムの適切な維持・管理，老朽化対策の実施を進める。
  - ・豪雨等の災害時における貯水量の適切な管理等により災害を防止するため，広島県，ダム管理者（中国電力）と緊密に連携しながら，対応体制を構築する。
- <施策分野：町土保全・土地利用 / 関係課：総務課・建設課>

#### (4) 土砂災害対策（7-4-1-2）【1-3-1-1再掲】

- ・大規模災害等に対応するため，「地域整備計画実施方針」（広島県）に基づいて，急傾斜地崩壊対策整備事業等を促進する。
- ・国，広島県と連携を図りながら，土砂災害防止施設の整備を推進し，地震や豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。
- ・山地災害に伴う人的被害の発生を防ぐため，広島県と連携し，山地災害の発生のおそれの高い箇所を把握し，治山施設を効果的に配置するとともに，引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○広島県との連携強化による急傾斜地対策の推進(再掲) ○土砂災害防止のための住民の意識啓発(再掲) ○広島県との連携強化による治山施設等の整備の促進(再掲)	町土保全 ・土地利用	建設課

**(2) 農業用水利施設等の老朽化対策**

**ア 施策の方針**

**(7) ため池対策(7-4-2-1)**

- ・ため池からの漏水や堤体の浸食など、危険な状態にある老朽ため池の補修・改修を実施する。
- ・広島県のため池耐震診断で「健全度がやや低い」と判定されたため池について、必要な耐震対策を実施する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○ため池台帳の整備 ○ため池の補修・改修	産業	建設課

**(4) 農業用水利施設対策(7-4-2-2)**

- ・老朽化した農業用水利施設については、地域段階での機能診断と保全計画の作成を促進し、緊急性を考慮し計画的な改修・整備を実施する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○農業用水利施設保全計画の作成 ○農業用水利施設の改修・整備	産業	建設課

**7-5 動物保護施設対策**

**【リスクシナリオ5】 動物保護施設の被災に伴う大量の動物の脱走**

**(1) 被災動物への対応**

**ア 施策の方針**

**(7) 動物保護施設の安全管理対策(7-5-1-1)**

- ・大規模な動物保護施設について、管理者により耐震性の確保などの安全対策を講じるよう、指導、助言を行う。
- ・大規模な動物保護施設において飼養している動物に係る災害発生時の管理について、施設が被災した場合や逸走等が生じた場合などを想定した管理マニュアルを管理者で作成し、災害等に備えるよう指導、助言を行う。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○大規模な動物保護施設における施設の耐震性確保などの安全対策の指導 ○大規模な動物保護施設における災害時の管理マニュアル策定の指導	環境	環境衛生課

(イ) 特定動物や被災動物への対応 (7-5-1-2) 【2-7-4-2再掲】

- ・放浪・逸走動物，負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように，災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
- ・ペットの同伴避難等については，避難所における受け入れ体制を整備する。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○避難所におけるペット受入体制の整備 (再掲)	行政機能	総務課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(イ) 特定動物や被災動物への対応	避難所におけるペット受入体制 (再掲)	未整備 (2017 (H29))	整備 (2024 (R6))

7-6 農地・森林等対策

**【リスクシナリオ6】 農地・森林等の荒廃による町土の荒廃**

(1) 農地・森林等の維持管理

ア 施策の方針

(ア) 農地の維持管理 (7-6-1-1)

- ・認定農業者及び農業法人を育成し，経営力を強化するなど，生産力の高い担い手の育成・強化に取り組む。
- ・個人の担い手農家の法人化を推進するなど，担い手による農地保全に取り組む。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○農地の集約化，担い手の支援 ○農地中間管理機構等の活用による農地の流動化の促進	産業	産業課

(イ) 森林の維持管理 (7-6-1-2)

- ・ダム等の利水施設上流部等において，水源涵養の機能が十全に発揮されるよう，保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- ・良質な水の安定供給を確保する観点から，適切な保育・間伐を促進する。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○環境貢献林整備事業（再掲）	町土保全 ・土地利用	産業課
○造林事業		
○森林施業		

(ウ) 有害鳥獣対策（7-6-1-3）

- ・農地，森林の保全，農作物被害の防止と生産者支援に向け，引き続き，捕獲奨励金や猟銃購入費助成を行う。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○防護柵による農作物の防護，農地に繰り返し出没する個体の捕獲の継続的な実施	産業	産業課
○有害鳥獣駆除対策協議会の体制強化		
○被害防止策の補助事業		

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(ア) 農地の維持管理	農地集約面積	525ha (2017 (H29))	600ha (2024 (R6))
(ウ) 有害鳥獣対策	鳥獣被害額	347万円 (2017 (H29))	159万円 (2024 (R6))

## 8 迅速な復旧・復興

【目標 8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物処理対策

【リスクシナリオ 1】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 災害廃棄物対策

##### ア 施策の方針

##### (7) 災害廃棄物処理体制の構築 (8-1-1-1) 【6-3-2-1再掲】

- ・近年多発する大雨、土砂災害等の気象災害に備え、発災後に迅速かつ適正な災害廃棄物処理を行うため、令和元年度に策定した「神石高原町災害廃棄物処理計画」に基づいて、災害廃棄物処理体制の構築を図る。

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○災害廃棄物処理体制の構築 (再掲)	環境	環境衛生課

### 8-2 復旧・復興体制確保対策

【リスクシナリオ 2】

復興を支える人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### (1) 復旧・復興を担う人材の確保

##### ア 施策の方針

##### (7) 建設業の担い手の確保 (8-2-1-1)

- ・建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っており、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施するなど、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進する。

<施策分野：住宅・地域 / 関係課：建設課>

#### (2) 建築物等への迅速な震災対応を可能とする体制整備

##### ア 施策の方針

##### (7) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上 (8-2-2-1) 【1-1-1-5再掲】

- ・広島県や関係団体等と連携し、耐震診断・改修を担う技術者・施工業者を養成するための講習会の開催、耐震改修の有益な情報の共有化の取組を進める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○技術者・施工業者養成のための相談窓口の設置(再掲)	住宅・地域	建設課

(イ) 被災建築物・被災宅地の危険度判定体制の整備 (8-2-2-2)

- ・二次被害の防止や日常生活への早期復帰を図るため、広島県、関係機関と連携し、情報連絡網の整備、実施体制の充実、外部判定士の受入体制の整備等に努める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○震前判定計画の策定 ○派遣民間判定士の費用弁償制度の創設	住宅・地域	住民課

(3) 地籍調査の推進

ア 施策の方針

(7) 地籍調査の推進 (8-2-3-1)

- ・中山間地域では、人口減少や高齢化の進展により土地境界の明確化が一層困難な状況となっており、災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要である。地域の発展に寄与する社会資本整備や開発のための土地の円滑な利活用、防災に強い地域の構築のため、早期に地籍調査を完了するよう努める。

**【具体的施策等】**

具体的施策	施策分野	担当課
○地籍調査	町土保全 ・土地利用	住民課

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(7) 地籍調査の推進	地籍調査進捗率	73% (2017(H29))	88% (2024(R6))

8-3 文化・地域コミュニティ対策

**【リスクシナリオ3】**

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 文化財の保護

ア 施策の方針

(7) 文化財の保護 (8-3-1-1)

- ・災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、耐震化を含む保存修理等を進め、指定文化財の保存・活用を図る。
- ・災害発生時には、点検見回りによる現状を把握し、危険個所に対応する。

<施策分野：行政機能 / 関係課：教育課>

## (2) 自助・共助の取組強化

### ア 施策の方針

#### (7) 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進（8-3-2-1）【4-3-3-1再掲】

- ・住民一人一人が、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づき、広島県、自主防災組織等と連携し、防災教室や防災訓練、防災リーダー等の養成や防災教育などに取り組む。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（再掲）	行政機能， 地域との協働	総務課

#### (イ) 自主防災組織等の活動の充実・強化（8-3-2-2）【1-1-8-1再掲】

- ・自主防災組織を地域防災力の要として位置づけ、災害時における防災や治安の安定に向けて連携を図ることとし、タイムラインの作成などを通じて、活動を支援する。
- ・自主防災組織連絡協議会を活用して組織間の交流を促進し、意識の高揚と活動の強化を図る。
- ・自主防災活動に係る人材を確保するため、住民の防災士資格取得を支援するなど、防災リーダーの育成を図る。
- ・学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- ・学校における災害時の対応体制の強化、学校と地域との連携体制づくりなど、災害時に子どもを守るための体制づくりを進める。
- ・自助・共助の基礎となる地域コミュニティの育成，強化を図る。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の活動支援（再掲） ○自主防災組織連絡協議会防災研修会の開催（再掲） ○地域における防災訓練の支援（再掲） ○地域におけるタイムラインの作成支援（再掲） ○防災士資格取得支援（再掲） ○防災リーダーの育成（再掲） ○学校や職場等における防災訓練，防災教育等の実施（再掲） ○学校における災害時の対応体制の強化等（再掲）	行政機能， リスクコミュニケーション・地域との協働	総務課

#### (ウ) 協働体の育成と共助の推進（8-3-2-3）【4-3-3-3再掲】

- ・住民自治組織，NPO法人，団体・企業など多様な主体で構成する「協働体」を育成し，生活支援などと合わせて，災害時における避難等の支援に関する取組を進める。

#### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○研修会の開催（再掲）	行政機能， 地域との協働	まちづくり推進課

(エ) 防犯活動の支援 (8-3-2-4)

- ・被災地において自主的な防犯活動を行う団体に対し、パトロール用品の提供、警察等と連携した警戒活動の実施等による活動を支援する。
- ・地域における防犯体制を強化するため、広島県と連携し、防犯ボランティア団体等の活動の支援、防災リーダーの育成、地域安全推進指導員等と連携した自主防犯活動などを進める。【3-1-1-1再掲】

【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○自主防災組織の活動支援 (再掲) ○広島県と連携した防犯ボランティア団体等の活動の支援、防災リーダーの育成 (再掲) ○地域安全推進指導員等と連携した自主防犯活動 (再掲)	行政機能、 地域との協働	総務課

(オ) 要配慮者に対する支援 (8-3-2-5) 【2-7-3-2再掲】

- ・社会福祉協議会、自治振興会、民生委員・児童委員、行政、ボランティア、地域包括支援センターなどにより平時から機能するネットワークを構築するとともに、各種会議・連絡会等で情報交換を行い、支援方法について検討する。

<施策分野：保健・医療・福祉、地域との協働 / 関係課：総務課、福祉課>

イ 目標指標等

施策項目	指標等	現状	目標
(ア) 「みんなで減災」 県民総ぐるみ運動の 推進	災害の種類に応じた避難場所・ 避難経路を確認している人の割 合 (再掲)	50% (2017 (H29))	90%以上 (2024 (R6))
	防災教室・訓練へ参加した人の 割合 (再掲)	39% (2017 (H29))	70% (2024 (R6))
	非常持出品を用意し、かつ3日 分以上の食糧及び飲料水を備蓄 している人の割合 (再掲)	55% (2017 (H29))	70% (2024 (R6))
	家具固定率 (再掲)	39% (2017 (H29))	70% (2024 (R6))
(イ) 自主防災組織等の 活動の充実・強化	自主防災組織率 (再掲)	100% (2018 (H30))	現状維持
	防災士登録者数 (再掲)	6名 (2018 (H30))	18名 (2024 (R6))
	防災リーダー数 (再掲)	17名 (2019 (R1))	30名 (2024 (R6))
(ウ) 協働体の育成と共 助の推進	研修会開催回数 (再掲)	未実施 (2017 (H29))	1回/2年 (2024 (R6))



## 8-4 被災者の住宅確保対策

### 【リスクシナリオ4】

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### (1) 被災者の住宅確保

##### ア 施策の方針

##### (7) 仮設住宅対策 (8-4-1-1)

- ・住居を失った被災者の居住場所の早期確保のため、広島県と連携して、仮設住宅建設に係る整備管理マニュアル、仮設住宅建設候補地台帳を作成する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○仮設住宅整備管理マニュアルの作成 ○仮設住宅建設候補地台帳の作成	住宅・地域	建設課

##### (イ) 公営住宅等の活用 (8-4-1-2)

- ・町営住宅への一時入居体制を整備する。
- ・被災者の一時居住のための住宅を確保するため、広島県及び関係市町、住宅関連事業者等との連携体制を構築する。

##### 【具体的施策等】

具体的施策	施策分野	担当課
○一時入居を可能とする例規の整備	住宅・地域	建設課

## 8-5 風評被害対策

### 【リスクシナリオ5】

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、失業・倒産等による町の経済等への甚大な影響

#### (1) 風評被害対策

##### ア 施策の方針

##### (7) 正確な情報提供 (8-5-1-1)

- ・災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

<施策分野：産業 / 関係課：総務課>

##### (イ) 事業者等との連携 (8-5-1-2)

- ・被災した農林業関連施設、観光・レクリエーション施設の管理者、事業者等と連携して、正確な被害情報や復旧情報を発信するための体制づくりに取り組む。

<施策分野：産業 / 関係課：まちづくり推進課>

## 第6章 施策の重点化，優先順位付けの検討

ここでは，第5章で整理した「強靱化のための施策の方針」について，各リスクの影響の大きさ，重要性等を考慮しながら，施策の重点化と優先順位付けの検討を行う。

### 1 施策の重点化の考え方

#### (1) 国・広島県の計画における重点化の考え方

国の基本計画においては，「限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには，施策の優先順位付けを行い，優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。」とした上で，プログラム単位で施策の重点化を図ることとし，国の役割の大きさ，影響の大きさと緊急度の観点に加え，施策の進捗，社会情勢の変化等も踏まえ，15の重点化すべきプログラムが選定されている。

県強靱化計画においては，南海トラフ地震が起こった場合に甚大な被害が想定されていること，土砂災害危険箇所数が全国最多で，過去に発生した土砂災害においても多くの尊い命が失われていること，広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成27年広島県条例第1号）において「災害死をゼロにする」を目標に掲げ，県民総ぐるみ運動を展開していることなどを踏まえ，国の基本計画との調和にも配慮しつつ，回避を優先する事態として，次の事態があげられている。

##### <県強靱化計画における回避を優先する事態>

- ① 人命保護に直接関わる事態（10事態）
- ② 行政機能の大幅な低下につながる事態（1事態）

#### (2) 施策の重点化の考え方

本町における施策の重点化については，国の指針において「地域特性を踏まえつつ，重点化・優先順位付けを行うことが重要」とされていることから，県強靱化計画の考え方と本町の特性を踏まえ，次のような要素を総合的に勘案して，重点的に対応すべき事態を選定する。

##### <重点的に対応すべき事態を選定する要素>

- ① 人命の保護に直接関わる事態
- ② 行政機能の大幅な低下につながる事態
- ③ 県強靱化計画において回避を優先する事態との整合
- ④ 本町の特性を踏まえた対応すべき事態

## 2 対応方策の重点化，優先順位付けの検討

災害時における人命の保護，行政機能の大幅な低下の回避，県強靱化計画との整合，本町の特性などを考慮しながら，重点的に対応すべき事態（リスクシナリオ）を次表のとおり，11事態選定した。

また，これらのうち，本町の特性を考慮しながら，優先的に対応すべき事態を次表のとおり，7事態選定した。

表 重点的，優先的に対応すべき事態

事前に備えるべき目標	重点的に対応すべき事態 (リスクシナリオ)	優先的に対応すべき事態	優先的に対応すべき理由
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊，住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	—	—
	1-2 異常気象等による河川の氾濫等による多数の死傷者の発生	○	・地形的な制約から，谷筋の河川沿いに集落が多く形成されており，優先的な対応が必要
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○	・住宅の多くが土砂災害警戒区域，同特別警戒区域に指定されており，優先的な対応が必要
	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	○	・北部に隣接する庄原市東城町が豪雪地帯に指定されており，本町も豪雪等の災害リスクがあることから，優先的な対応が必要
2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	—	—
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○	・小規模・分散集落が多く，大規模災害時に孤立集落が発生するリスクが大きく，優先的な対応が必要
	2-3 自衛隊，警察，消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	—	—
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	○	・本町は医療施設が少なく，災害時における医療機能の麻痺を回避するため，優先的な対応が必要
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2 町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	—	—
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助・支援が遅れる事態	○	・本町では，高齢化に伴い要配慮者の支援，地域における自助・共助の取組がより重要となっており，優先的な対応が必要
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生	○	・本町で想定すべき制御不能な複合災害における被害をできるだけ軽減するため，優先的な対応が必要



## 第7章 計画の推進方策

### 1 町民等との協働による町土の強靱化の推進

本計画に基づく防災、減災の取組を着実に進めるためには、町民、自主防災組織等の地域団体、事業所等と町が強靱化の目標を共有し、それぞれの責任と役割分担により主体的に取り組む協働による町土の強靱化を推進する必要がある。

このため、本計画を周知するとともに、町民、自主防災組織等の地域団体、事業所等の防災、減災に向けた取組を積極的に支援する。

### 2 町を取組体制の強化

本計画を総合的かつ計画的に進めるため、本町の各分野における町土の強靱化に関連する施策については、本計画を指針として整合を図りながら実施する。

また、町土の強靱化に向けた施策は、町の全ての部署が関連することから、施策の実施にあたっては、関連部署の密接な連携を図る。

### 3 国、広島県、関係機関等との連携

本計画を着実かつ効果的に進めるため、国、広島県の支援を受けるとともに、近隣市町と連携し、町土の強靱化に向けたハード、ソフト両面の取組を強化する。

また、警察、消防、医療・福祉等の関係機関、防災、減災に係るNPO団体、民間事業者等と連携して、災害時における対応体制を強化する。

### 4 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実かつ効果的に推進するため、毎年度、それぞれのリスクシナリオごとに、具体的な施策の取組内容、指標の変動状況及び課題等を把握・整理する。

また、課題等の把握に基づき、必要に応じて、町土の強靱化に向けた施策の実施計画の見直しを行う。

### 5 計画の見直し

本計画を総合的かつ計画的に進めるため、国、広島県における施策の動向や長期総合計画をはじめとする町の他の計画等における毎年度の施策と整合を図る観点から、必要に応じて計画内容の修正を行う。

また、町土の強靱化を国の基本計画、県強靱化計画などの上位計画との整合を図りながら効果的に進めるため、上位計画の改定等を踏まえ、必要に応じて計画の改定を行う。



別紙 リスクシナリオごとの脆弱性の評価

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標				
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	1	1	(1) 住宅・建築物等の耐震化	(7) 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進	・第2次神石高原町耐震改修促進計画(平成29年3月)を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することとしている。	・南海トラフ巨大地震の被害想定では、本町では震度5弱から5強の地震が発生する可能性があることとされる一方で、本町の建築物の耐震化率は県に比べて低く、耐震化の取組を強化する必要がある。	多数の者が利用する建築物の耐震化率	75% (H27)	86.4% (H27)	85.0% (H25)	88% (R3)	92.0% (R2)
								住宅の耐震化率	56% (H27)	79.2% (H27)	82.0% (H25)	60% (R3)	85.0% (R2)
		1-1	2	(1) 住宅・建築物等の耐震化	(4) 庁舎の整備	・神石高原町地域防災計画(震災対策編)では、災害対策活動拠点として、役場本庁舎と各支所を位置づけている。	・本庁舎は、耐震性が低いこと、災害時における電源確保対策が不十分なことなどの問題を抱えており、早急に改善策を講じる必要がある。	新庁舎建設	設計 (H30)	-	-	完成 (R3)	-
		1-1	3	(1) 住宅・建築物等の耐震化	(7) 町立病院の整備	・神石高原町立病院移転新築基本計画(平成29年6月)を策定し、町立病院の早急な移転建替えを行うこととしている。	・現施設は、度重なる増改築により、病院機能の維持が困難となっており、避難救護施設としての機能も不足している。 ・西館は耐震性が不足しており、早急な対応が必要である。	町立病院の建替え	設計 (H30)	-	-	完成 (R4)	-
		1-1	4	(1) 住宅・建築物等の耐震化	(エ) 学校施設の耐震化等	・学校施設は、耐震化率100%を達成(H25年度)した。今後は、天井などの非構造部材の耐震化を進めることとしている。	・南海トラフ巨大地震などの大規模な地震に対応するため、非構造部材の耐震化を進める必要がある。	学校の非構造部材の耐震化	2棟 (H30)	-	-	5棟 (R6)	-
		1-1	5	(1) 住宅・建築物等の耐震化	(オ) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上	・第2次神石高原町耐震改修促進計画(平成29年3月)に基づき、広島県や関係団体等と連携し、耐震診断・改修の講習会や、耐震改修の工法の普及、耐震診断・改修に係る情報提供、知識の普及・啓発に努めている。	・相談できる身近な専門家がないという県民・団体等へのアンケート結果を踏まえ、耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者の養成や、耐震改修に有益な情報の共有化に取り組む必要がある。	-	-	-	-	-	-
		1-1	6	(1) 住宅・建築物等の耐震化	(カ) 家具固定の促進	・地震防災マップを作成し、その中で、家の中の安全対策として、家具等の固定方法について情報提供を行っている。	・過去の地震において、家具等の移動・転倒が多くの人的被害を生じさせたことを踏まえ、家具固定率の向上を図る必要がある。	家具固定率 注：広島県目標値は平成29年度防災・減災に関する県民意識調査結果による。	39% (H29)	44.7% (H30)	40.0% (H25)	70% (R6)	70.0% (R2)
		1-1	7	(1) 住宅・建築物等の耐震化	(キ) 大規模盛土造成地の耐震化の推進	・広島県では、大規模盛土造成地の土地所有者等が必要に応じて滑動崩落防止工事などを実施するよう、変動予測調査を推進している。	・地震時等に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、必要に応じ、耐震化を推進する必要がある。	-	-	-	-	-	-

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値		
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	2	1	(2) 建築物等の老朽化対策	(ア) 公共施設の再編・整備等	・神石高原町公共施設等総合管理計画(平成29年3月)を策定し、公共施設等の配置と量の適正化、施設の長寿命化などを基本原則として、公共施設等の総合的な管理を進めることとしている。	・公共施設等の老朽化が進行していることから、今後集中する施設等の更新に備え、予防保全的な観点からの点検・管理の見直し、長期的な視点からの計画的な改修・更新等を行う必要がある。	公共施設数	699施設(H29)	-	-	対H29比5%削減(R8)	-	
		2	2	(2) 建築物等の老朽化対策	(イ) 学校施設の老朽化対策	・神石高原町公共施設等総合管理計画(平成29年3月)を策定し、公共施設等の配置と量の適正化、施設の長寿命化などを基本原則として、公共施設等の総合的な管理を進めることとしている。 【1-1-2-1再掲】	・各校とも体育館の老朽化が進んでおり、南海トラフ巨大地震などの大規模な地震に対応するため、大規模改修または建替えを検討する必要がある。	-	-	-	-	-	-	
		2	3	(2) 建築物等の老朽化対策	(ウ) 保育所の整備	・子育てを支援するため、保育所5施設を運営している。	・保育所5施設について、老朽化が進んでおり、建替え等を行う必要がある。	建替・改修施設数	1施設(H29)	-	-	3施設(R6)	-	
		2	4	(2) 建築物等の老朽化対策	(エ) 老朽空き家対策	・老朽化した空き家を解体し、地域の生活環境を保全するため、空家解体撤去費用に対する補助を行っている。	・旧町村の中心地や多くの集落で老朽空き家等が増加している。 ・災害時に倒壊等による危害が懸念される老朽空き家等について、解体や適正管理等の対策を図る必要がある。	-	-	-	-	-	-	-
		3	1	(3) 既存建築物等の総合的な安全対策	(ア) ブロック塀対策	・広島県と連携して、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止の取組を推進している。 ・広島県と連携して通学路沿いなどをパトロールし、危険と思われるブロック塀の所有者に指導を行うなど、ブロック塀の安全対策を推進している。	・南海トラフ巨大地震などの大規模な地震に対応するため、住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。 ・子どもの安全のため、通学路沿いにあるブロック塀が倒壊するのを防ぐ必要があるが、そのためには所有者の理解と協力が必要である。	-	-	-	-	-	-	
		4	1	(4) 集落における防災機能の確保等	(ア) 大規模火災の防止	・火災から町民の生命、身体、財産を守るため、福山地区消防組合と連携して、火災の防止と消防力の強化に向けた取組を行っている。	・各地域の中心集落などの住宅密集地においては、地震時、強風下などにおいて大規模な火災が発生し、町民の生命に危険を生じることが懸念される。	-	-	-	-	-	-	-



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標				
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	5	1	(5) 災害に強いインフラの整備	(ア) 災害に強い道路ネットワークの構築	・災害に強い道路ネットワークの構築に向け、道路改良、橋梁の補修などを行っている。	・地震に伴う建物倒壊、住宅密集地における火災などにより、道路ネットワークが寸断され、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障を生じる懸念がある。	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数	橋梁67橋 トンネル 2本 (R1)	-	-	橋梁 0橋 トンネル 0本 (R10)	-
		6	1	(6) 危機管理体制の維持・強化	(ア) 災害時の対処能力の向上	・広島県による「市町防災体制総点検事業」として、平成30年1月に、県が作成した「市町災害対応訓練マニュアル(平成29年3月)」を活用し、洪水・土砂災害を想定した図上訓練を実施した。	・大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実などを通じて、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	職員の初動対応等訓練実施回数	不定期 (H29)	-	-	1回/年 (R6)	-
		7	1	(7) 消防団の充実・強化	(ア) 消防団の充実・強化	・消防団については、女性や若者の入団を促進するとともに、広域消防組合や自主防災組織等と連携を図りながら、消防組織の強化を進めている。	・消防団員減少、高齢化が進行しており、関係機関等と連携を図りながら、消防団の充実を図る必要がある。 ・消防団の安全確保のため、マニュアルの整備を進める必要がある。	消防団員数の維持	656人 (H31.1)	22,229人 (H27)	-	現状維持 (R6)	22,229人 (R2)
		7	2	(7) 消防団の充実・強化	(イ) 消防設備等の充実・強化	・消防活動に必要な不可欠な消防車両、資機材等を整備し、管理している。	・消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理する必要がある。	-	-	-	-	-	-
		8	1	(8) 自助・共助の取組強化	(ア) 自主防災組織等の活動の充実・強化	・自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。	・大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ・自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。	自主防災組織率 防災士登録者数 防災リーダー数	100% (H30) 6名 (H30) 17名 (R1)	88.7% (H27)	-	現状維持 18名 (R6) 30名 (R6)	95.0% (R2)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標						
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値		
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-2 異常気象等による河川の氾濫等による多数の死傷者の発生	1	1	(1) 災害に強いインフラ整備	(7) 災害に強い道路ネットワークの構築	<p>・災害に強い道路ネットワークの構築に向け、道路改良、橋梁の補修などを行っている。 【1-1-5-1再掲】</p> <p>・広島県は、「地域整備計画実施方針」(平成28～令和2年度)に基づいて、国や市町と連携しながら、横断的な事業・施策を展開しており、本町に関連する重点施策として「神石高原町周回道路の整備」と「減災・防災対策の推進」があげられている。</p>	<p>・本町においては、地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在している。また、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。</p>	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数(再掲)	橋梁67橋 トンネル2本 (R1)	-	-	-	橋梁0橋 トンネル0本 (R10)	-
		1-2	1	2	(1) 災害に強いインフラ整備	(4) 通学路等の整備	<p>・神石高原町通学路交通安全プログラム(平成26年10月)を策定し、通学路の安全点検の定期的な実施、安全対策の検討・実施に努めている。</p>	<p>・安全点検の結果、幅員の狭い道路、豪雨時に冠水する恐れのある道路等があり、早急な対策が必要である。</p>	-	-	-	-	-	-
		1-2	1	3	(1) 災害に強いインフラ整備	(7) 河川対策	<p>・国、広島県による河川などの改修事業</p> <p>・広島県は、「地域整備計画実施方針」(平成28～令和2年度)に基づいて、国や市町と連携しながら、横断的な事業・施策を展開しており、本町に関連する重点施策として「神石高原町周回道路の整備」と「減災・防災対策の推進」があげられている。</p> <p>・広島県は、ひろしま川づくり実施計画2016(平成28年3月)において、大規模な洪水などによる浸水対策などとして河川整備を推進することとしており、河川改修対象河川(中山間地域等の比較的小規模集落を保全)として阿下川が選定されている。</p>	<p>・近年、集中豪雨等による自然災害は多様化・大規模化し、想定を超えた自然災害も発生しており、あらゆる災害に対応するための総合的な防災体制の充実が求められている。</p> <p>・「地域整備計画実施方針」(広島県)における「減災・防災対策の推進」では、管内に急峻な山地が多いことから、土砂流出やがけ崩れなどの災害を未然に防止するためのハード・ソフト両面からの対策の必要性があげられている。</p> <p>・広島県の河川整備における防護達成人口率は、約6割と低位な状況にある。</p>	-	-	-	-	-	-
		1-2	2	1	(2) 災害に強い町土の形成	(7) 森林等の保全	<p>・神石高原町森林整備計画(平成28年4月)を策定し、重視すべき森林機能に応じた適正な森林施策の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとしている。</p>	<p>・松枯れ被害が顕著なため、土砂流出などの山地災害の防止、水源のかん養、景観保全の観点から、被害状況を把握し、被害が少ない松林は被害木の伐倒駆除を行うなど、松林の保全を図る必要がある。</p>	-	-	-	-	-	-

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標				
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
1 直接死を最大限防ぐ	1-2 異常気象等による河川の氾濫等による多数の死傷者の発生	3	1	(3) 防災情報の提供・防災意識の向上等	(ア) 河川防災情報の周知	・広島県では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、雨量・水位等のリアルタイム情報等の「河川防災情報」及び危険箇所や避難場所情報等の「洪水ポータルひろしま」を公開している。	・地域の防災力向上を図るため、危険箇所や避難場所等の防災情報の周知を図る必要がある。	かがやきネットインターネットプラン契約率	25% (H28)	-	-	32% (R6)	-
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	1	1	(1) 災害に強いインフラ整備	(ア) 土砂災害対策	・広島県は、「地域整備計画実施方針」(平成28～令和2年度)に基づいて、国や市町と連携しながら、横断的な事業・施策を展開しており、本町に関連する重点施策として「神石高原町周回道路の整備」と「減災・防災対策の推進」があげられている。 【1-2-1-1再掲】	・「地域整備計画実施方針」(広島県)における「減災・防災対策の推進」では、管内に急峻な山地が多いことから、土砂流出やがけ崩れなどの災害を未然に防止するためのハード・ソフト両面からの対策の必要性があげられている。 【1-2-1-3再掲】	-	-	-	-	-	
	1-3	2	1	(2) 災害に強い町土の形成	(ア) 森林等の保全	・広島県は、ひろしま砂防アクションプラン2016(平成28年)に基づき、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備に取り組んでいる。 ・同計画において、砂防事業として西父木野川支川3、堰堤補修として八萩谷川が選定されている。(西父木野川支川3は10年マイルストーン箇所としても選定されている。)  ※10年マイルストーン：大規模地震発生や集中豪雨により災害が発生した際に重要な役割を担う地域の防災拠点及び大規模避難所を保全する箇所について、10年間(H26年度～)を目途に整備を行うこととし集中投資を行う。  ・広島県では、山地災害を防止するため、治山施設の整備や既存の施設を点検し修繕を行っている。	・本町においては、900箇所以上の土砂災害危険箇所(町地域防災計画附属資料)を抱えており、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。  ・本町は、1,000箇所以上の山地災害危険地区(町地域防災計画附属資料)を抱えており、治山施設の整備等の対策に取り組む必要がある。	-	-	-	-	-	
	1-3	2	1	(2) 災害に強い町土の形成	(ア) 森林等の保全	・神石高原町森林整備計画(平成28年4月)を策定し、重視すべき森林機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとしている。 【1-2-2-1再掲】	・松枯れ被害が顕著なため、土砂流出などの山地災害の防止、水源のかん養、景観保全の観点から、被害状況を把握し、被害が少ない松林は被害木の伐倒駆除を行うなど、松林の保全を図る必要がある。 【1-2-2-1再掲】	-	-	-	-	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標				
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
1 直接死を最大限防ぐ	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	3	1	(3) 防災情報の提供・防災意識の向上等	(ア) 土砂災害情報等の提供	・広島県では、土砂災害警戒区域等の指定に関して、基礎調査を平成30年度まで、区域指定を平成31年度までに完了させる目標を設定しており、本町についても指定が進んでいる。	・土砂災害警戒区域等の指定に伴い、警戒避難体制の整備、住民等への危険箇所の周知などに取り組む必要がある。	地域の防災マップの作成地域数 (自主防災組織数)	0 地域 (H29)	-	-	15地域 (R6)	-
						・広島県は、土砂災害警戒区域等や避難所情報を「土砂災害ポータルひろしま」で公表しているほか、土砂災害警戒情報等が発令される単位地区ごとの土砂災害発生の危険度情報等をGIS地図上に表示するなど、情報提供強化のための機能拡充を図っている。	・町民が土砂災害の危険性からの迅速に避難するためには、日頃から土砂災害警戒区域等の情報を周知するとともに、災害時に土砂災害等の危険性に関する情報をリアルタイムで提供する必要がある。						
						・広島県では、山地災害を防止するため、市町に対し、ハザードマップ作成に必要な情報を提供している。	・本町においては、1,000箇所以上の山地災害危険地区(町地域防災計画附属資料)を抱えており、ハザードマップの作成などのソフト対策にも取り組む必要がある。						
						・神石高原町がけ地近接危険住宅移転事業により、土砂災害の危険性のある区域からの移転を促している。	・本町においては、1,000箇所以上の山地災害危険地区(町地域防災計画附属資料)を抱えており、がけ地近接危険住宅の移転等に取り組む必要がある。						
1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	1	1	(1) 豪雪被害予防対策	(ア) 情報提供体制の強化	・町では、町内全域に情報通信網(かがやきネット)を整備し、異常気象時(風雪、大雪、低温等)に、住民に対して注意喚起を行っている。	・豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐためには早期・適切な退避行動が重要であり、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。	-	-	-	-	-	-	
1-4	1	2	(1) 豪雪被害予防対策	(イ) 情報提供手段の多様化	・町では、町内全域に情報通信網(かがやきネット)を整備し、異常気象時(風雪、大雪、低温等)に、住民に対して注意喚起を行っている。 【1-4-1-1再掲】	・情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、暴風雪や豪雪等に重要な情報が着実に伝わるようにする必要がある。	-	-	-	-	-	-	
1-4	1	3	(1) 豪雪被害予防対策	(ウ) 地域防災力の向上	・自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。 【1-1-8-1再掲】	・豪雪時の身を守る行動のとり方、除排雪時の安全管理等を徹底するとともに、住民等の自発的な防災活動を促す必要がある。	-	-	-	-	-	-	
1-4	2	1	(2) 道路交通対策	(ア) 道路交通の確保	・広島県と連携し、積雪時に道路事業者に委託して除雪作業を行っている。	・集中的な大雪に備え、道路交通確保の取組を推進する必要がある。	-	-	-	-	-	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標						
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値		
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	2	2	(2) 道路・交通対策	(4) 道路交通対策の担い手の確保	・地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進している。	・雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手を確保する必要がある。	-	-	-	-	-	-	
		1-4	3	1	(3) 災害時におけるエネルギーの確保	(7) 災害時におけるエネルギーの確保	-	・寒さによる死傷者の発生を防ぐとともに、災害時における被災者の生活を維持するため、豪雪時等における電力・燃料等のエネルギーを確保する必要がある。	-	-	-	-	-	-
		1-4	4	1	(4) 災害に強いインフラ整備	(7) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備	・本町では、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して、緊急時に着陸できる臨時ヘリポート適地を確保するとともに、ヘリコプター専用離着陸場の管理を行っている。	・陸上輸送が機能しない場合に備え、ヘリポート等を整備、活用する必要がある。	ヘリポート数	1箇所 (H29)	-	-	2箇所 (R6)	-
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	1	1	(1) 災害時におけるエネルギーの確保	(7) 災害時におけるエネルギーの確保	-	・寒さによる死傷者の発生を防ぐとともに、災害時における被災者の生活を維持するため、豪雪時等における電力・燃料等のエネルギーを確保する必要がある。 【1-4-3-1再掲】	-	-	-	-	-	-	
		2-1	2	1	(2) 物資調達・供給の連携体制の整備	(7) 行政機関等との連携	・本町が属す備後圏域連携協議会では、食料や飲料水、生活必需物資等の安定確保のため「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。 ・備後圏域連携協議会と中海・宍道湖・大山圏域市長会は、「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。 ・県及び各市町は、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」を締結している。	・災害発生時において、迅速かつ確かな応急措置等の支援を実施するため、協定に定めた人的・物的支援に支障が生じないよう、平素から点検に努める必要がある。	-	-	-	-	-	
		2-1	2	2	(2) 物資調達・供給の連携体制の整備	(4) 事業所等との連携	・町と事業所、関係団体等は、生活関連商品等を安定確保を図るため、「災害時における物資供給に関する協定」を締結している。	・災害発生時においては、生活関連商品等の確保が困難となること予想されるため、民間業者等と物資の調達、緊急車両等への燃料の優先的供給などに関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。	災害協定締結数 (食料、飲料水等)	1協定 (H30)	-	-	3協定 (R6)	-

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	3	1	(3) 非常用物資の備蓄の推進	(7) 非常用物資の備蓄の推進	・災害時の避難者に対応するため、本庁及び各支所において食料、飲料水等を備蓄している。	・備蓄物資について、大規模災害等を想定した具体的な検討を進め、備蓄に取り組む必要がある。	食料、飲料水備蓄量	400人日分(H30)	-	-	1,000人日分(R6)	-
		4	1	(4) 災害に強いインフラの整備	(7) 水道施設の耐震性の向上等	・簡易水道(22施設)は、国の補助事業により、老朽管の布設替えを進めている。(中央監視システムの整備により、緊急時等における迅速な対応が可能となった。) ・飲料水供給施設(18施設)は、緊急時の連絡等を地元の水道組合に委託している。	・簡易水道の老朽管布設替えは、財源の制約による工事期間の長期化等が懸念される。 ・水道管の耐震化を進める必要がある。		水道管の耐震化率	76%(H28)	32.4%(H28)	38.7%(H28)	80%(R6)
	2-1	4	2	(4) 災害に強いインフラの整備	(4) 災害に強い道路ネットワークの構築	・災害に強い道路ネットワークの構築に向け、道路改良、橋梁の補修などを行っている。 【1-1-5-1再掲】	・地震に伴う建物倒壊、住宅密集地における火災などにより、道路ネットワークが寸断され、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障を生じる懸念がある。 【1-1-5-1再掲】	-	-	-	-	-	
	2-1	5	1	(5) 災害情報収集伝達体制等の整備	(7) 災害情報収集伝達体制の整備	・災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送などの活動及び災害時の情報収集を行っている。	・あらゆる災害時において、迅速な活動及び情報収集が必要である。	-	-	-	-	-	-
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	1	1	(1) 災害に強いインフラ整備	(7) 災害に強い道路ネットワークの構築	・災害に強い道路ネットワークの構築に向け、道路改良、橋梁の補修などを行っている。 【1-1-5-1再掲】	・本町においては、山あいにも小規模な集落が分散して形成され、幅員の狭い道路で結ばれている集落が多く、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより通行不能箇所が多く発生し、孤立集落が同時多発する可能性がある。	法面災害防除対策箇所数	-	14箇所(H27)	-	-	230箇所(R2)
2-2	1	2	(1) 災害に強いインフラ整備	(4) 場外離着陸場(ヘリポート)の適正管理・整備	・本町では、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して、緊急時に着陸できる臨時ヘリポート適地を確保するとともに、ヘリコプター専用離着陸場の管理を行っている。 【1-4-4-1再掲】	・陸上輸送が機能しない場合に備え、ヘリポート等を整備、活用する必要がある。 【1-4-4-1再掲】	ヘリポート数(再掲)	1箇所(H29)	-	-	2箇所(R6)	-	
2-2	2	1	(2) 非常用物資の備蓄の推進	(7) 非常用物資の備蓄の推進	・災害時の避難者に対応するため、本庁及び各支所において食料、飲料水等を備蓄している。 【2-1-3-1再掲】	・備蓄物資について、大規模災害等を想定した具体的な検討を進め、備蓄に取り組む必要がある。 【2-1-3-1再掲】	食料、飲料水備蓄量(再掲)	400人日分(H30)	-	-	1,000人日分(R6)	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標							
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値			
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)		
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	3	1	(3) 災害情報収集伝達体制等の整備	(7) 災害情報収集伝達体制の整備	・災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送などの活動及び災害時の情報収集を行っている。 【2-1-5-1再掲】	・あらゆる災害時において、迅速な活動及び情報収集が必要である。 【2-1-5-1再掲】	-	-	-	-	-	-	-	
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	1	1	(1) 危機管理体制の維持・強化	(7) 関係機関の連携体制の整備等	・福山地区消防組合及び消防署においては、国の補助等を活用した装備資機材の整備について市町に助言するとともに、消防職員の知識・技能の向上のための消防学校における教育訓練を実施している。 ・県内広域消防応援協定、緊急消防援助隊受援計画により広域応援体制を整備している。	・福山地区消防組合及び消防署の装備資機材の強化、消防職員の知識・技能の向上を図る必要がある。 ・地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	
	2-3	1	2	(1) 危機管理体制の維持・強化	(イ) 災害時の対処能力の向上	・広島県による「市町防災体制総点検事業」として、平成30年1月に、県が作成した「市町災害対応訓練マニュアル（平成29年3月）」を活用し、洪水・土砂災害を想定した図上訓練を実施した。 【1-1-6-1再掲】	・大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実などを通じて、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。 【1-1-6-1再掲】	職員の初動対応等訓練実施回数 (再掲)	不定期 (H29)	-	-	1回/年 (R6)	-	-	
	2-3	2	1	(2) 消防団の充実・強化	(7) 消防団の充実・強化	・消防団については、女性や若者の入団を促進するとともに、広域消防組合や自主防災組織等と連携を図りながら、消防組織の強化を進めている。 【1-1-7-1再掲】	・消防団員減少、高齢化が進行しており、関係機関等と連携を図りながら、消防団の充実を図る必要がある。 ・消防団の安全確保のため、マニュアルの整備を進める必要がある。 【1-1-7-1再掲】	消防団員数の維持 (再掲)	656人 (H31.1)	22,229人 (H27)	-	現状維持 (R6)	22,229人 (R2)	-	
	2-3	2	2	(2) 消防団の充実・強化	(イ) 消防設備等の充実・強化	・消防活動に必要な不可欠な消防車両、資機材等を整備し、管理している。 【1-1-7-2再掲】	・消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理する必要がある。 【1-1-7-2再掲】	-	-	-	-	-	-	-	-
	2-3	3	1	(3) 自助・共助の取組強化	(7) 自主防災組織等の活動の充実・強化	・自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。 【1-1-8-1再掲】	・大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ・自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。 【1-1-8-1再掲】	自主防災組織率 (再掲) 防災士登録者数 (再掲) 防災リーダー数 (再掲)	100% (H30) 6名 (H30) 17名 (R1)	88.7% (H27)	-	現状維持 (R6) 18名 (R6) 30名 (R6)	95.0% (R2)	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	1	1	(1) 帰宅困難者対策	(7) 帰宅困難者対策の周知	・広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月)では、南海トラフ巨大地震発生時の本町における帰宅困難者は771人、滞留者は516人と想定されている。	・災害時に、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者が大量に発生しないよう、むやみに移動を開始しないことや一定期間の滞留に必要な備蓄の必要性を周知する必要がある。	-	-	-	-	-	-
		1	2	(1) 帰宅困難者対策	(4) 事業所等との連携	・広島県では、民間事業者との協定により、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」を整備している。	・徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対する支援策を検討する必要がある。	-	-	-	-	-	-
		1	3	(1) 帰宅困難者対策	(7) 道の駅の活用	・道の駅さんわ182ステーションは、町の地域防災計画において、避難地に指定していない。	・広島県は、市町の避難場所等に指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、防災拠点としての活用を推進する方針であり、道の駅さんわ182ステーションについても、活用する必要がある。	-	-	-	-	-	-
	2	1	(2) 非常用物資の備蓄の推進	(7) 非常用物資の備蓄の推進	・災害時の避難者に対応するため、本庁及び各支所において食料、飲料水等を備蓄している。 【2-1-3-1再掲】	・備蓄物資について、大規模災害等を想定した具体的な検討を進め、備蓄に取り組む必要がある。 【2-1-3-1再掲】	食料、飲料水備蓄量(再掲)	400人日分(H30)	-	-	1,000人日分(R6)	-	
2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	2-5	1	1	(1) 病院の防災機能の強化	(7) 町立病院の整備	・神石高原町立病院移転新築基本計画(平成29年6月)を策定し、町立病院の早急な移転建替えを行うこととしている。 【1-1-1-3再掲】	・現施設は、度重なる増改築により、病院機能の維持が困難となっており、避難救護施設としての機能も不足している。 ・西館は耐震性が不足しており、早急な対応が必要である。 【1-1-1-3再掲】	防災機能の強化	-	-	-	BCP カテゴリー3以上(R6)	-
		1	2	(1) 病院の防災機能の強化	(4) 町立病院の電源の確保	・町立病院の建替えを契機に非常用電源を確保することとしている。	・大規模災害発生時に、庁舎、避難所等の防災拠点、医療・福祉施設等において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を検討する必要がある。	町立病院の建替え(再掲)	設計(H30)	-	-	完成(R4)	-
	2-5	1	3	(1) 病院の防災機能の強化	(7) 事業所等との連携	・町と事業所、関係団体等は、生活関連商品等を安定確保を図るため、「災害時における物資供給に関する協定」を締結している。 【2-1-2-2再掲】	・災害発生時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶に対処するため、民間業者等と緊急車両や救助・救急、医療活動の拠点となる施設への燃料の優先的供給などに関する協定を締結し、燃料の安定確保を図る必要がある。	ガソリン販売事業者等との協定締結数	0件(H29)	-	-	1件(R6)	-



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	2	1	(2) 病院の防災体制の強化	(7) 医療機関の連携体制の強化	・定期的な災害時医薬品等の備蓄更新を行っている。	・災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。	供給体制の構築	整備中 (H30)	-	-	整備 (R6)	-
		2	2	(2) 病院の防災体制の強化	(4) 医療・救護体制の強化	-	・大規模災害に対応するため、関係各機関と連携して、DMAT(災害派遣医療チーム)の受入体制を整備しておく必要がある。	連携体制の構築	整備中 (H30)	-	-	整備 (R6)	-
		2	3	(2) 病院の防災体制の強化	(7) 医療・介護人材の確保	・医師・看護師等の医療従事者不足の解消を図るため、「神石高原町医療従事者育成奨学金貸付」制度を設け、人材の確保に努めている。	・平常時から医師、看護師、介護従事者が不足している。	医療に携わる医師数 (人口10万人対)	109.2人 (H30)	252.2人 (H26)	233.6人 (H26)	現状維持 (R6)	264.6人 (H29)
		3	1	(3) 災害に強いインフラの整備	(7) 災害に強い道路ネットワークの構築	・災害に強い道路ネットワークの構築に向け、道路改良、橋梁の補修などを行っている。 【1-1-5-1再掲】	・本町においては、地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在している。また、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。 【1-2-1-1再掲】	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数(再掲)	橋梁67橋 トンネル 2本 (R1)	-	-	橋梁 0橋 トンネル 0本 (R10)	-
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	1	1	(1) 疫病・感染症対策	(7) 疫病・感染症対応体制の構築	-	・重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供、的確な初動体制の構築、人材の養成等が必要である。	伝達訓練実施状況	1回実施 (H30)	-	-	現状維持 (R6)	-
		1	2	(1) 疫病・感染症対策	(4) 予防接種の促進	・広島県では、定期的予防接種の実施主体である市町に対し、確実に予防接種が行われるよう、積極的な働きかけを実施している。	・災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的予防接種を促進する必要がある。	麻しん・風しんワクチンの接種率	1期 82.0% 2期 90.0% (H29)	1期 96.2% 2期 93.6% (H26)	1期96.4% 2期93.3% (H26)	現状以上 (R2)	1期96.2% 以上 2期93.6% 以上 (R2)
		2	1	(2) 汚水処理対策	(7) 農業集落排水処理施設対策	・神石高原町下水道事業経営戦略(農業集落排水事業、平成29年3月)を策定し、「安全・快適な下水道サービスを持続的に提供する。」ことを基本理念として、事業を展開している。	・既存施設の有効活用や長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。 ・豪雨時などに雨水(不明水)の混入により流入量が増加し、処理に影響を与える懸念があり、不明水の混入究明調査と対応(修繕)が必要である。	整備計画の策定 修繕計画の策定	未策定 (H29)	-	-	策定 (R6)	-

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標				
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2	2	(2) 汚水処理対策	(イ) 浄化槽対策	・浄化槽設置整備事業(補助金)により、浄化槽の設置を促進している。 ・浄化槽の設置や変更などに関する情報提供を町ホームページで行っている。	・浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築する必要がある。 ・災害時において被災した浄化槽に迅速に対応するため、浄化槽の実態把握を行う必要がある。	浄化槽台帳整備	未整備 (H29)	-	-	整備 (R6)	-
	2-6	2	3	(2) 汚水処理対策	(ウ) し尿処理対策	・し尿処理場は、三和地区に1か所設置し、運営している。	・し尿処理場について、供用開始から38年が経過し、建屋の老朽化が著しく、耐震性もない状態である。	整備計画の策定	未策定 (H29)	-	-	策定 (R6)	-
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	1	1	(1) 避難所等の防災機能の強化	(ア) 避難所等の施設・設備の充実	・神石高原町地域防災計画においては、30か所の避難所と3か所の福祉避難所を位置づけ、災害時の避難場所を確保することとしている。	・災害時に避難所等が有効に活用されるよう、施設・設備の充実を図る必要がある。	-	-	-	-	-	-
	2-7	1	2	(1) 避難所等の防災機能の強化	(イ) 非常用物資の備蓄の推進	・神石高原町地域防災計画においては、30か所の避難所と3か所の福祉避難所を位置づけ、災害時の避難場所を確保することとしている。 【2-7-1-1再掲】	・備蓄物資について、大規模災害等を想定した具体的な検討を進め、備蓄に取り組む必要がある。 【2-1-3-1再掲】	食料、飲料水備蓄量(再掲)	400 人日分 (H30)	-	-	1,000 人日分 (R6)	-
	2-7	2	1	(2) 避難所等の運営体制の強化	(ア) 避難所の円滑な運営	・神石高原町地域防災計画においては、30か所の避難所と3か所の福祉避難所を位置づけ、災害時の避難場所を確保することとしている。 【2-7-1-1再掲】	・災害時に避難所等が有効に活用されるよう、施設・設備の充実を図るとともに、迅速に開設・運営できる体制を構築する必要がある。	避難所開設・運営訓練実施自主防災組織数(5年間)	0組織 (H29)	-	-	30組織 (R6)	-
	2-7	2	2	(2) 避難所等の運営体制の強化	(イ) 福祉避難所の運営	・本町では3施設が福祉避難所に指定されている。 ・広島県は、市町における福祉避難所の指定が円滑に行えるよう、実施市町の事例等を紹介するなど、市町における福祉避難所の指定を促進している。	・高齢者や障がい者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないよう、福祉避難所の確保・充実を図る必要がある。	福祉避難所設置箇所数	3箇所 (H29)	-	-	現状維持 (R6)	-

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	3	1	(3) 被災者の支援体制の強化	(7) 被災者の支援体制の強化	・広島県では、災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため関係職能団体（17団体）と協定を締結し、研修会を実施するなどの体制を整えている。	・被災者の健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うための体制づくりを行う必要がある。	-	-	-	-	-	-
						・被災者からの相談に対応するため、保健課を中心として対応している。	・被災者の状況把握や、県・他市町間の円滑な連携を進めるための仕組みを整備する必要がある。 ・避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要がある						
	2-7	3	2	(3) 被災者の支援体制の強化	(4) 要配慮者に対する支援	地域福祉活動計画（神石高原町社会福祉協議会）に基づいて、高齢者等の福祉に係る支援を行っている。	・要支援者の支援体制の整備の中で、災害時における支援体制についても整備する必要がある。	-	-	-	-	-	-
	2-7	3	3	(3) 被災者の支援体制の強化	(7) ボランティア体制の構築等	・地域福祉活動計画（神石高原町社会福祉協議会）で、被災時における地域との防災の取り組みを行うこととしている。	・社会福祉協議会、町地域住民団体等の関係機関・団体の連携を強化する必要がある。	-	-	-	-	-	-
						・地域福祉活動計画（神石高原町社会福祉協議会）で、被災時の災害ボランティアセンターの立ち上げ準備を行うこととしている。	・被災者支援を円滑に行うため、ボランティアの受け入れ体制を構築する必要がある。						
2-7	4	1	(4) 遺体、被災動物への対応	(7) 遺体への対応	・広島県と連携し、円滑な遺体対応として、検視に必要な機材の確保等を行っている。 ・県では、広域火葬が円滑に実施されることを目的に、広島県広域火葬計画（平成25年10月）を策定している。	・地震などで多数の死者が生じた場合、遺体の取扱いを遅滞なく進める必要がある。 ・災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、広域火葬体制を整備する必要がある。	広域火葬体制	未整備 (H29)	-	-	整備 (R6)	-	
2-7	4	2	(4) 遺体、被災動物への対応	(4) 特定動物や被災動物への対応	・広島県では「広島県動物愛護管理推進計画」（平成26年3月改定）に基づき、広島県地域防災計画に災害時の動物愛護対策を盛り込んでいる。 ・本町においても、町地域防災計画に災害時の動物愛護対策を盛り込んでいる。	・災害発生時には放浪・逸走動物や負傷動物が多数生じるため、これらの動物の保護・収容、飼養場所の確保や飼養管理が必要である。 ・多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のスペースの確保に努める必要がある。	避難所におけるペット受入体制	未整備 (H29)	-	-	整備 (R6)	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化, 社会の混乱	1	1	(1) 自助・共助の取組強化	(7) 地域における防犯連携体制の構築	・自治振興会等を通じて防犯に係る啓発を行っている。	・大規模災害時には、警察機能の低下が予想されるため、自主防災組織をはじめとする地域団体、NPO法人、事業所などが連携し、地域ぐるみで犯罪の抑止に取り組む必要がある。	-	-	-	-	-	-
	3-2 町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	1	1	(1) 庁舎の耐震化と執務環境の維持	(7) 庁舎の整備	・神石高原町地域防災計画(震災対策編)では、災害対策活動拠点として、役場本庁舎と各支所を位置づけている。 【1-1-1-2再掲】	・本庁舎は、耐震性が低いこと、災害時における電源確保対策が不十分なことなどの問題を抱えており、早急に改善策を講じる必要がある。 【1-1-1-2再掲】	新庁舎建設(再掲)	設計(H30)	-	-	完成(R3)	-
	3-2	1	2	(1) 庁舎の耐震化と執務環境の維持	(4) 庁舎の電源確保	・庁舎の建替えにおいて、非常用電源を確保することとしている。	・大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力を確保する必要がある。	新庁舎建設(再掲)	設計(H30)	-	-	完成(R3)	-
	3-2	1	3	(1) 庁舎の耐震化と執務環境の維持	(6) 庁舎の情報システムの防災対策	・庁舎の建替えにおいて、情報システムの防災対策を強化することとしている。	・災害対策活動拠点である本庁舎、各支所のネットワーク機器等が損傷し、情報システムの使用に支障が生じることが想定され、対策を講じる必要がある。	新庁舎建設(再掲)	設計(H30)	-	-	完成(R3)	-
	3-2	1	4	(1) 庁舎の耐震化と執務環境の維持	(5) 事業所等との連携	・町と事業所、関係団体等は、生活関連商品等を安定確保を図るため、「災害時における物資供給に関する協定」を締結している。 【2-1-2-2再掲】	・災害発生時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶に対処するため、民間業者等と緊急車両や救助・救急、医療活動の拠点となる施設への燃料の優先的供給などに関する協定を締結し、燃料の安定確保を図る必要がある。 【2-5-1-3再掲】	ガソリン販売事業者等との協定締結数(再掲)	0件(H29)	-	-	1件(R6)	-
	3-2	2	1	(2) 危機管理体制の維持・強化	(7) 災害時の対応能力の向上	・広島県による「市町防災体制総点検事業」として、平成30年1月に、県が作成した「市町災害対応訓練マニュアル(平成29年3月)」を活用し、洪水・土砂災害を想定した図上訓練を実施した。 【1-1-6-1再掲】	・大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実などを通じて、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。 【1-1-6-1再掲】	職員の初動対応等訓練実施回数(再掲)	不定期(H29)	-	-	1回/年(R6)	-
						・広島県では、市町の災害時の対応能力の向上を図るため、チェックリストを用いて市町に災害対策運営要領等の自己点検を促し、その結果に対する外部評価、専門家派遣によるマニュアル等の修正への指導・助言を実行している。							

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2 町職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	2	2	(2) 危機管理体制の維持・強化	(イ) 災害時における業務継続	・大規模な地震災害等が発生した場合でも適切な業務を行うことを目的に、神石高原町業務継続計画（BCP）（平成29年3月）を策定した。	・平成30年7月豪雨等を踏まえ、町業務継続計画（BCP）を検証し、見直す必要がある。	-	-	-	-	-	-
	3-2	2	3	(2) 危機管理体制の維持・強化	(ウ) 広域的応援体制の構築	・広島県は、被災市町からの要請を受けた場合など支援が必要と考えられる場合に、他市町等との連絡調整を行っている。	・被災者の状況把握や、県・他市町間の円滑な連携を進めるための仕組みを整備する必要がある。 【2-7-3-1再掲】	-	-	-	-	-	-
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	1	1	(1) 災害時の電力確保	(ア) 庁舎の電源の確保	・庁舎の建替えにおいて、非常用電源を確保することとしている。 【3-2-1-2再掲】	・電力供給停止等による情報通信が麻痺・長期停止する場合に備えて、庁舎、避難所等の防災拠点、医療・福祉施設等において、必要な電源を確保する必要がある。	新庁舎建設（再掲）	設計 (H30)	-	-	完成 (R3)	-
	4-1	1	2	(1) 災害時の電力確保	(イ) 町立病院の電源の確保	・町立病院の建替えを契機に非常用電源を確保することとしている。 【2-5-1-2再掲】	・大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点、医療・福祉施設等において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を検討する必要がある。 【2-5-1-2再掲】	町立病院の建替え（再掲）	設計 (H30)	-	-	完成 (R4)	-
	4-1	1	3	(1) 災害時の電力確保	(ウ) 事業所等との連携	・町と事業所、関係団体等は、生活関連商品等を安定確保を図るため、「災害時における物資供給に関する協定」を締結している。 【2-1-2-2再掲】	・災害発生時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期的途絶に対処するため、民間業者等と緊急車両や救助・救急、医療活動の拠点となる施設への燃料の優先的供給などに関する協定を締結し、燃料の安定確保を図る必要がある。 【2-5-1-3再掲】	ガソリン販売事業者等との協定締結数（再掲）	0件 (H29)	-	-	1件 (R6)	-
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	1	1	(1) 災害情報収集伝達体制等の整備	(ア) 災害情報伝達手段の多様化	・町では、町内全域に情報通信網（かがやきネット）を整備し、住民に対し、行政告知放送など一体的に情報提供を行っている。 ・町ホームページ、広報誌等を通じて、気象情報や避難情報を迅速に入手するのに有効な手段である「広島県防災情報メール通知サービス」の登録を促進している。	・災害情報をいつでも、どこでも迅速に入手できる手段を普及する必要がある。 ・防災情報メールの登録率は、県全体で8.4%（H26年現在）と低い。	町防災情報メールを登録している人の割合	5% (H30)	8.4% (H26)	38.8% (兵庫H26)	50% (R6)	40.0% (R2)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値		
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)	
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	1	1	(1) 災害情報収集伝達体制等の整備	(7) 災害情報収集伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には、本庁舎に災害対策拠点を置き、災害情報の受発信の拠点としての役割を担うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎は、耐震性が低いこと、災害時における電源確保対策が不十分なことなどの問題を抱えており、早急に改善策を講じる必要がある。</li> <li>【1-1-1-2再掲】</li> </ul>	新庁舎建設（再掲）	設計 (H30)	-	-	-	完成 (R3)	-
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送などの活動及び災害時の情報収集を行っている。</li> <li>【2-1-5-1再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる災害時において、迅速な活動及び情報収集が必要である。</li> <li>【2-1-5-1再掲】</li> </ul>							
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における町民の安全を確保するため、町地域防災計画に基づいて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）などの避難情報を発令し、避難誘導を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の大規模な自然災害時において、避難情報が住民の避難行動につながらず、多数の死傷者が発生しており、避難行動に有効な避難情報の発信、伝達を行う必要がある。</li> </ul>							
	4-3	1	2	(1) 災害情報収集伝達体制等の整備	(4) 災害情報伝達システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町では、町内全域に情報通信網（かがやきネット）を整備し、住民に対し、行政告知放送など一体的に情報提供を行っている。</li> <li>【4-2-1-1再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な施設・設備であるため、継続的かつ定期的に設備の交換を行う必要がある。</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	
4-3	1	3	(1) 災害情報収集伝達体制等の整備	(9) 災害情報伝達手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町では、町内全域に情報通信網（かがやきネット）を整備し、住民に対し、行政告知放送など一体的に情報提供を行っている。</li> <li>【4-2-1-1再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報をいつでも、どこでも迅速に入手できる手段を普及する必要がある。</li> <li>【4-2-1-1再掲】</li> </ul>	町防災情報メールを登録している人の割合（再掲）	5% (H30)	-	-	-	50% (R6)	-	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・町ホームページ、広報誌等を通じて、気象情報や避難情報を迅速に入手するのに有効な手段である「広島県防災情報メール通知サービス」の登録を促進している。</li> <li>【4-2-1-1再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報メールの登録率は、県全体で8.4%（H26年現在）と低い。</li> <li>【4-2-1-1再掲】</li> </ul>								
4-3	2	1	(2) 要配慮者に対する支援	(7) 要配慮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者プラン、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等に基づいて、要配慮者の福祉に係る支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者の支援体制の整備の中で、災害時における支援体制についても整備する必要がある。</li> <li>【2-7-3-2再掲】</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標				
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	2	2	(2) 要配慮者に対する支援	(1) 避難行動要支援者の支援	<p>・ 神石高原町第7期高齢者プラン（平成30年3月）において、在宅の避難行動要支援者の把握、災害発生時の避難支援プラン（個別計画）の作成などを進めることとしている。</p> <p>※ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に円滑かつ迅速に避難するため特に支援を要する者</p>	<p>・ 近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制の整備等を行う必要がある。</p>	避難行動要支援者に係る避難計画の策定	未策定 (H29)	全体 23市町 個別 6市町 (H25)	-	策定 (R6)	全体・個別とも23市町 (H29)
								災害発生時の避難支援プラン（個別計画）の策定者数の割合	58% (H29)		70% (R6)		
								避難行動要支援者名簿の登録率	59.5% (H28)		-	80% (R6)	
								避難行動要支援者避難訓練実施自主防災組織数	11組織 (H29)			30組織 (R6)	
								名簿提供に関する協定締結団体数	9団体 (H29)			30団体 (R6)	
	4-3	3	1	(3) 自助・共助の取組強化	(7) 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進	<p>・ 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づき、住民一人一人が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県、自主防災組織等と連携し、防災研修会や防災訓練等に取り組んでいる。</p>	<p>・ 住民一人一人の防災意識を高め、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、防災活動の実施、防災教育など、各主体における自助・共助の取組を強化していく必要がある。</p>	災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合	50% (H29)	71.2% (H30)	55.2% (兵庫H26)	90%以上 (R6)	90%以上 (R2)
								防災教室・訓練へ参加した人の割合	39% (H29)	29.3% (H30)	57.0% (静岡H25)	70% (R6)	60.0% (R2)
								非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食糧及び飲料水を備蓄している人の割合（現状値は非常持出品のみ）	55% (H29)	48.1% (H30)	57.2% (静岡H25)	70% (R6)	70.0% (R2)
								家具固定率(再掲) 注：広島県目標値は、平成29年度防災・減災に関する県民意識調査結果による。	39% (H29)	44.7% (H30)	40.0% (H25)	70% (R6)	70.0% (R2)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標							
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値				
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)			
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	3	2	(3) 自助・共助の取組強化	(イ) 自主防災組織等の活動の充実・強化	・自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。 【1-1-8-1再掲】	・大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ・自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。 【1-1-8-1再掲】	自主防災組織率 (再掲)	100% (H30)	88.7% (H27)	-	現状維持	95.0% (R2)			
				防炎士登録者数 (再掲)	6名 (H30)	-	18名 (R6)	防災リーダー数 (再掲)	17名 (R1)	-	30名 (R6)					
	4-3	3	3	(3) 自助・共助の取組強化	(ウ) 協働体の育成と共助の推進	・地域社会の活動を維持・活性化するため、各地域における活動の核として設立された「協働支援センター」の取り組みを支援している。	・地域社会の活動を維持・活性化するためには、住民自治組織、NPO法人、団体・企業などによる「協働体」の取り組みが重要になる。	研修会開催回数	未実施 (H29)	-	-	1回/2年 (R6)	-			
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下	1	1	(1) 産業等の災害対応力の強化	(ア) 事業継続の促進	-	・災害発生時においても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を整理し、BCPを策定する必要がある。	-	-	-	-	-	-			
				5-1	2	1	(2) 災害に強いインフラの整備	(ア) 災害に強い道路ネットワークの構築	・災害に強い道路ネットワークの構築に向け、道路改良、橋梁の補修などを行っている。 【1-1-5-1再掲】	・大規模災害発生後において、物資等の輸送の停滞により、経済活動の支障を生じる懸念がある。	橋梁・トンネル 危険度Ⅲ以上の 箇所数 (再掲)	橋梁67橋 トンネル 2本 (R1)	-	-	橋梁 0橋 トンネル 0本 (R10)	-
				5-1	2	2	(2) 災害に強いインフラ整備	(イ) 場外離着陸場 (ヘリポート) の適正管理・整備	・本町では、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して、緊急時に着陸できる臨時ヘリポート適地を確保するとともに、ヘリコプター専用離着陸場の管理を行っている。 【1-4-4-1再掲】	・陸上輸送が機能しない場合に備え、ヘリポート等を整備、活用する必要がある。 【1-4-4-1再掲】	ヘリポート数 (再掲)	1箇所 (H29)	-	-	2箇所 (R6)	-
				5-2 重要な産業施設の損壊、火災等	1	1	(1) 産業等の災害対応力の強化	(ア) 農林業基盤・施設等の整備	・本町の基幹産業である農林業については、農道、林道等の基盤整備を進めるとともに、農林業等関連施設27施設を運営している。	・農林業施設の老朽化が進んでいる。 ・災害に伴う農林業基盤・施設における被害を低減するため、農林業基盤の整備、農林業施設の適切な維持管理に努める必要がある。 ・大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通関連施設等の耐震性の確保、食品流通の確保等を図る必要がある。	-	-	-	-	-	-



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値		
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2 重要な産業施設の損壊、火災等	1	2	(1) 産業等の災害対応力の強化	(イ) 観光・交流施設の整備	・町では、観光・レクリエーション施設を14施設運営している。	・観光・レクリエーション施設の老朽化が進んでいる。 ・災害に伴う観光・レクリエーション施設における被害を低減するため、施設の適切な維持管理に努める必要がある。	-	-	-	-	-	-	-
	5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	1	1	(1) 災害に強いインフラ整備	(ア) 災害に強い道路ネットワークの構築	・災害に強い道路ネットワークの構築に向け、道路改良、橋梁の補修などを行っている。 【1-1-5-1再掲】	・本町においては、地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在している。また、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。 【1-2-1-1再掲】	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数(再掲)	橋梁67橋 トンネル 2本 (R1)	-	-	橋梁 0橋 トンネル 0本 (R10)	-	
	5-3	1	2	(1) 災害に強いインフラ整備	(イ) 土砂災害対策	・広島県は、ひろしま砂防アクションプラン2016(平成28年)に基づき、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備に取り組んでいる。 【1-3-1-1再掲】	・本町においては、900箇所以上の土砂災害危険箇所(町地域防災計画附属資料)を抱えており、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。 【1-3-1-1再掲】	-	-	-	-	-	-	
	5-3	1	3	(1) 災害に強いインフラ整備	(ウ) 河川対策	・国、広島県による河川などの改修事業 【1-2-1-3再掲】	・近年、集中豪雨等による自然災害は多様化・大規模化し、想定を超えた自然災害も発生しており、あらゆる災害に対応するための総合的な防災体制の充実が求められている。 【1-2-1-3再掲】	-	-	-	-	-	-	
	5-4 食料等の安定供給の停滞	1	1	(1) 物資調達・供給の連携体制の整備	(ア) 行政機関等との連携	・本町が属す備後圏域連携協議会では、食料や飲料水、生活必需物資等の安定確保のため「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。 ・備後圏域連携協議会と中海・宍道湖・大山圏域市長会は、「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。 ・県及び各市町は、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」を締結している。 【2-1-2-1再掲】	・災害発生時において、迅速かつ的確な応急措置等の支援を実施するため、協定に定めた人的・物的支援に支障が生じないように、平素から点検に努める必要がある。 【2-1-2-1再掲】	-	-	-	-	-	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標						
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値		
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-4 食料等の安定供給の停滞	1	2	(1) 物資調達・供給の連携体制の整備	(イ) 事業所等との連携	・町と事業所、関係団体等は、生活関連商品等を安定確保を図るため「災害時における物資供給に関する協定」を締結している。 【2-1-2-2再掲】	・災害発生時においては、生活関連商品等の確保が困難となること予想されるため、民間業者等と物資の調達、緊急車両等への燃料の優先的供給などに関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。 【2-1-2-2再掲】	災害協定締結数 (食料、飲料水等) (再掲)	1 協定 (H30)	-	-	3 協定 (R6)	-	
				(2) 産業等の災害対応力の強化	(ア) 農林業基盤・施設等の整備	・本町の基幹産業である農林道については、農道、林道等の基盤整備を進めるとともに、農林業等関連施設27施設を運営している。 【5-2-1-1再掲】	・農林業施設の老朽化が進んでいる。 ・災害に伴う農林業基盤・施設における被害を低減するため、農林業基盤の整備、農林業施設の適切な維持管理に努める必要がある。 【5-2-1-1再掲】							-
	5-5 異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	1	1	(1) 用水供給施設の老朽化対策	(ア) 用水供給施設の老朽化対策	・簡易水道(22施設)は、国の補助事業により、老朽管の布設替えを進めている。 ・飲料水供給施設(18施設)は、緊急時の連絡等を地元の水道組合に委託している。 【2-1-4-1再掲】	・老朽化が進む上水道、農業水利施設の維持管理、機能強化を進める必要がある。	-	-	-	-	-	-	-
				(1) 用水供給施設の老朽化対策	(イ) 用水施設の耐震化	・簡易水道(22施設)は、国の補助事業により、老朽管の布設替えを進めている。【2-1-4-1再掲】 ・農業用水利施設については、緊急性の高い箇所から改修・整備を実施している。	・上水道、農業水利施設等の耐震化を進めるための人材確保等が必要である。	-	-	-	-	-	-	
	5-5	2	1	(2) 災害時復旧の体制づくり	(ア) 応援体制の整備	・備後圏域連携協議会を組織する市町による災害時の相互応援に関する協定の締結などにより、応急復旧に係る相互応援体制を整備している。	・大規模災害時に速やかに復旧するための体制づくりを行う必要がある。	-	-	-	-	-	-	
	5-5	3	1	(3) 水資源の有効利用	(ア) 水資源の有効利用	-	・大規模災害時における水資源を確保するため、雨水の利用の促進に関する法律に基づく雨水の利用等の普及・推進を図る必要がある。 ・気候変動等の影響により、今後、洪水等の更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、水資源の有効利用、危機時における代替水源の確保等を進める必要がある。	-	-	-	-	-	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標				
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期期間にわたる機能の停止	1	1	(1) 災害時の電力確保	(ア) 防災拠点等における電力の確保	・庁舎、町立病院の建替えを契機に非常用電源を確保することとしている。	・大規模災害発生時に、庁舎、避難所等の防災拠点、医療・福祉施設等において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を検討する必要がある。 【2-5-1-2再掲】	新庁舎建設(再掲) 町立病院の建替え(再掲)	設計(H30) 設計(H30)	-	-	完成(R3) 完成(R4)	-
	6-2 上水道等の長期期間にわたる機能停止	1	1	(1) 災害時の上水の確保	(ア) 災害時の上水の確保	・簡易水道(22施設)は、国の補助事業により、老朽管の布設替えを進めている。 ・飲料水供給施設(18施設)は、緊急時の連絡等を地元の水道組合に委託している。 【2-1-4-1再掲】	・水道施設の老朽化が進んでおり、災害時に上水道等の機能が停止することが懸念され、広域的な連携により上水を確保する体制を整備する必要がある。	器具等の購入及び緊急用給水管所の整備	1か所(H29)	-	-	3か所(R6)	-
	6-3 汚水処理施設等の長期期間にわたる機能停止	1	1	(1) 汚水処理対策	(ア) 農業集落排水処理施設対策	・神石高原町下水道事業経営戦略(農業集落排水事業、平成29年3月)を策定し、「安全・快適な下水道サービスを持続的に提供する。」ことを基本理念として、事業を展開している。 【2-6-2-1再掲】	・既存施設の有効活用や長寿命化のための計画的な改修・更新が必要である。 ・豪雨時などに雨水(不明水)の混入により流入量が増加し、処理に影響を与える懸念があり、不明水の混入究明調査と対応(修繕)が必要である。 【2-6-2-1再掲】	整備計画の策定(再掲) 修繕計画の策定(再掲)	未策定(H29)	-	-	策定(R6)	-
	6-3	1	2	(1) 汚水処理対策	(イ) 浄化槽対策	・浄化槽設置整備事業(補助金)により、浄化槽の設置を促進している。 ・浄化槽の設置や変更などに関する情報提供を町ホームページで行っている。 【2-6-2-2再掲】	・浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築する必要がある。 ・災害時において被災した浄化槽に迅速に対応するため、浄化槽の実態把握を行う必要がある。 【2-6-2-2再掲】	浄化槽台帳整備(再掲)	未整備(H29)	-	-	整備(R6)	-
6-3	1	3	(1) 汚水処理対策	(ウ) し尿処理対策	・し尿処理場は、三和地区に1か所設置し、運営している。 【2-6-2-3再掲】	・し尿処理場について、供用開始から38年が経過し、建屋の老朽化が著しく、耐震性もない状態である。 【2-6-2-3再掲】	整備計画の策定(再掲)	未策定(H29)	-	-	策定(R6)	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	2	1	(2) 廃棄物処理対策	(7) 災害廃棄物処理体制の構築	・広島県は、国の災害廃棄物対策指針(新指針)を踏まえ、各市町が災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行うよう、市町に対し技術的支援・助言を実施している。 ・災害時における災害廃棄物処理、平常時における取組事項など、市町に対して技術的支援・助言を実施している。	・大規模災害発生時には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、早期の復興・復旧には災害廃棄物の迅速な処理が不可欠であり、事前に、災害廃棄物処理に関し必要な項目を定めておく必要がある。	-	-	-	-	-	-
	6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	1	1	(1) 災害に強いインフラ整備	(7) 災害に強い道路ネットワークの構築	・災害に強い道路ネットワークの構築に向け、道路改良、橋梁の補修などを行っている。 【1-1-5-1再掲】	・本町においては、地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在している。また、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。 【1-2-1-1再掲】	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以上の箇所数(再掲)	橋梁67橋 トンネル2本 (R1)	-	-	橋梁0橋 トンネル0本 (R10)	-
	6-4	1	2	(1) 災害に強いインフラ整備	(4) 土砂災害対策	・広島県は、ひろしま砂防アクションプラン2016(平成28年)に基づき、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備に取り組んでいる。 【1-3-1-1再掲】	・本町においては、900箇所以上の土砂災害危険箇所(町地域防災計画附属資料)を抱えており、県と連携しながら整備を進めていく必要がある。 【1-3-1-1再掲】	-	-	-	-	-	-
	6-4	1	3	(1) 災害に強いインフラ整備	(9) 河川対策	・国、広島県による河川などの改修事業 【1-2-1-3再掲】	・近年、集中豪雨等による自然災害は多様化・大規模化し、想定を超えた自然災害も発生しており、あらゆる災害に対応するための総合的な防災体制の充実が求められている。 【1-2-1-3再掲】	-	-	-	-	-	-
	6-4	2	1	(2) 緊急輸送体制の整備	(7) 交通事業者等との連携	・緊急時に、バス事業者に対して、人員の輸送を要請している。	・災害時に、緊急に人員の輸送が生じた場合、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。	バス会社・タクシー事業者組合との災害時における車両の利用に関する協定の締結数	0件 (H29)	-	-	2件 (R6)	-

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	1	1	(1) 防災インフラ復旧体制の整備	(ア) 復旧体制の整備	・地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進している。 【1-4-2-2再掲】	・大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するための体制づくりを進める必要がある。	-	-	-	-	-	-
		1	2	(1) 防災インフラ復旧体制の整備	(イ) 関係機関における情報共有	・広島県が運営管理する防災情報システムにより、情報共有を行っている。	・防災インフラの長期間にわたる機能不全を回避するため、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。	-	-	-	-	-	-
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生	1	1	(1) 豪雪対策	(ア) 情報提供体制の強化	・町では、町内全域に情報通信網(かがやきネット)を整備し、異常気象時(風雪、大雪、低温等)に、住民に対して注意喚起を行っている。 【1-4-1-1再掲】	・豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐためには早期・適切な退避行動が重要であり、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。 【1-4-1-1再掲】	-	-	-	-	-	-
		1	2	(1) 豪雪対策	(イ) 道路交通の確保	・広島県と連携し、積雪時に道路事業者に委託して除雪作業を行っている。 【1-4-2-1再掲】	・集中的な大雪に備え、道路交通確保の取組を推進する必要がある。 【1-4-2-1再掲】	-	-	-	-	-	-
	2	1	(2) 震災対策	(ア) 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進	・第2次神石高原町耐震改修促進計画(平成29年3月)を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することとしている。 【1-1-1-1再掲】	・南海トラフ巨大地震の被害想定では、本町では震度5弱から5強の地震が発生する可能性があると考えられる一方で、本町の建築物の耐震化率は県に比べて低く、耐震化の取組を強化する必要がある。 【1-1-1-1再掲】	多数の者が利用する建築物の耐震化率(再掲) 75% (H27)	86.4% (H27)	85.0% (H25)	88% (R3)	92.0% (R2)		
	2	2	(2) 震災対策	(イ) 大規模火災の防止	・火災から町民の生命、身体、財産を守るため、福山地区消防組合と連携して、火災の防止と消防力の強化に向けた取組を行っている。 【1-1-4-1再掲】	・各地域の中心集落などの住宅密集地においては、地震時、強風下などにおいて大規模な火災が発生し、町民の生命に危険を生じることが懸念される。 【1-1-4-1再掲】	住宅の耐震化率(再掲) 56% (H27)	79.2% (H27)	82.0% (H25)	60% (R3)	85.0% (R2)		
	7-1	2	2	(2) 震災対策	(イ) 大規模火災の防止	・火災から町民の生命、身体、財産を守るため、福山地区消防組合と連携して、火災の防止と消防力の強化に向けた取組を行っている。 【1-1-4-1再掲】	・各地域の中心集落などの住宅密集地においては、地震時、強風下などにおいて大規模な火災が発生し、町民の生命に危険を生じることが懸念される。 【1-1-4-1再掲】	-	-	-	-	-	-

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標						
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値		
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 豪雪時における地震に伴う建物倒壊等による多数の死傷者の発生など制御不能な事態の発生	3	1	(3) 救助対策	(7) 災害情報収集伝達体制の整備	・災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送などの活動及び災害時の情報収集を行っている。 【2-1-5-1再掲】	・あらゆる災害時において、迅速な活動及び情報収集が必要である。 【2-1-5-1再掲】	-	-	-	-	-	-	
				7-1	3	2	(3) 救助対策	(4) 場外離着陸場（ヘリポート）の適正管理・整備	・本町では、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して、緊急時に着陸できる臨時ヘリポート適地を確保するとともに、ヘリコプター専用離着陸場の管理を行っている。 【1-4-4-1再掲】	・陸上輸送が機能しない場合に備え、ヘリポート等を整備、活用する必要がある。 【1-4-4-1再掲】	ヘリポート数 (再掲)	1箇所 (H29)	-	-
		7-1	3	3	(3) 救助対策	(7) 関係機関の連携体制の整備等	・福山地区消防組合及び消防署においては、国の補助等を活用した装備資機材の整備について市町に助言するとともに、消防職員の知識・技能の向上のための消防学校における教育訓練を実施している。 ・県内広域消防応援協定、緊急消防援助隊受援計画により広域応援体制を整備している。 【2-3-1-1再掲】	・福山地区消防組合及び消防署の装備資機材の強化、消防職員の知識・技能の向上を図る必要がある。 ・地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。 【2-3-1-1再掲】	-	-	-	-	-	-
	7-2 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	1	1	(1) 建築物等の老朽化対策	(7) 老朽空き家対策	・老朽化した空き家を解体し、地域の生活環境を保全するため、空き家解体撤去費用に対する補助を行っている。 【1-1-2-4再掲】	・旧町村の中心地や多くの集落で老朽空き家等が増加している。 ・災害時に倒壊等による危害が懸念される老朽空き家等について、解体や適正管理等の対策を図る必要がある。 【1-1-2-4再掲】	-	-	-	-	-	-	
	7-2	2	1	(2) 消防団の充実・強化	(7) 消防団の充実・強化	・消防団については、女性や若者の入団を促進するとともに、広域消防組合や自主防災組織等と連携を図りながら、消防組織の強化を進めている。 【1-1-7-1再掲】	・消防団員減少、高齢化が進行しており、関係機関等と連携を図る必要がある。 ・消防団の安全確保のため、マニュアルの整備を進める必要がある。 【1-1-7-1再掲】	消防団員数の維持 (再掲)	656人 (H31.1)	22,229人 (H27)	-	現状維持 (R6)	22,229人 (R2)	
	7-2	2	2	(2) 消防団の充実・強化	(4) 消防設備等の充実・強化	・消防活動に必要な不可欠な消防車両、資機材等を整備し、管理している。 【1-1-7-2再掲】	・消防団の活動を円滑に遂行するため、消防施設、設備、備品などを適切な水準で維持管理する必要がある。 【1-1-7-2再掲】	-	-	-	-	-	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-2 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	3	1	(3) 自助・共助の取組強化	(ア) 自主防災組織等の活動の充実・強化	・自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。 【1-1-8-1再掲】	・大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ・自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。 【1-1-8-1再掲】	自主防災組織率 (再掲)	100% (H30)	88.7% (H27)	-	現状維持	95.0% (R2)
				防災士登録者数 (再掲)	6名 (H30)	-	18名 (R6)	防災リーダー数 (再掲)	17名 (R1)	-	30名 (R6)		
	7-3 沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺	1	1	(4) 危機管理体制の維持・強化	(ア) 災害時の対処能力の向上	・広島県による「市町防災体制総点検事業」として、平成30年1月に、県が作成した「市町災害対応訓練マニュアル(平成29年3月)」を活用し、洪水・土砂災害を想定した図上訓練を実施した。 【1-1-6-1再掲】	・大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実などを通じて、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。 【1-1-6-1再掲】	職員の初動対応等訓練実施回数 (再掲)	不定期 (H29)	-	-	1回/年 (R6)	-
				(1) 住宅・建築物等の耐震化	(ア) 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進	・第2次神石高原町耐震改修促進計画(平成29年3月)を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することとしている。 【1-1-1-1再掲】	・南海トラフ巨大地震の被害想定では、本町では震度5弱から5強の地震が発生する可能性があると考えられる一方で、本町の建築物の耐震化率は県に比べて低く、耐震化の取組を強化する必要がある。 【1-1-1-1再掲】	多数の者が利用する建築物の耐震化率	75% (H27)	86.4% (H27)	85.0% (H25)	88% (R3)	92.0% (R2)
	7-3	2	1	(2) 既存建築物等の総合的な安全対策	(ア) ブロック塀対策	・広島県と連携しながら、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止の取組を推進している。 【1-1-3-1再掲】	・南海トラフ巨大地震などの大規模な地震に対応するため、住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。 【1-1-3-1再掲】	-	-	-	-	-	-
				(1) 災害に強いインフラ整備	(ア) ダム対策	・本町においては、帝釈川に、発電を目的とした帝釈川ダムが設置されている。	・豪雨時により神龍湖の貯水量が急激に増加した場合、下流域において災害が発生することが懸念される。 ・ダム建設後概ね80年を経過して施設の老朽化が進んでおり、大規模地震等に伴うダムの決壊と下流域における災害の発生が懸念される。	-	-	-	-	-	-
7-4	1	2	(1) 災害に強いインフラ整備	(イ) 土砂災害対策	・広島県では、山地災害を防止するため、治山施設の整備や既存の施設を点検し修繕を行っている。 【1-3-1-1再掲】	・本町は、1,000箇所以上の山地災害危険地区(町地域防災計画附属資料)を抱えており、治山施設の整備等の対策に取り組む必要がある。 【1-3-1-1再掲】	-	-	-	-	-	-	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-4 ため池, 防災インフラ, 天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	2	1	(2) 農業用水利施設等の老朽化対策	(ア) ため池対策	・広島県と連携して、危険なため池の把握等を実施している。	・広島県によるため池耐震診断において、「健全度がやや低い」と判定されたため池が3か所あり、豪雨時におけるため池の決壊等による災害の発生が懸念される。	-	-	-	-	-	-
	7-4	2	2	(2) 農業用水利施設等の老朽化対策	(イ) 農業用水利施設対策	・農業用水利施設については、緊急性の高い箇所から改修・整備を実施している。	・今後、農業用水利施設の老朽化が進み、耐用年数を越えた施設の補修・更新が集中することが予測されるため、保全計画を作成し、計画的に改修・整備する必要がある。	-	-	-	-	-	-
	7-5 動物保護施設の被災に伴う大量の動物の脱走	1	1	(1) 被災動物への対応	(ア) 動物保護施設の安全管理対策	・本町には、1,000頭を超える犬を飼養している大規模な動物保護施設がある。	・災害発生時に大規模な動物保護施設の被災した場合は、大量の逸走動物が生じることが懸念される。	-	-	-	-	-	-
	7-5	1	2	(1) 被災動物への対応	(イ) 特定動物や被災動物への対応	・広島県では「広島県動物愛護管理推進計画」(平成26年3月改定)に基づき、広島県地域防災計画に災害時の動物愛護対策を盛り込んでいる。 ・本町においても、町地域防災計画に災害時の動物愛護対策を盛り込んでいる。 【2-7-4-2再掲】	・災害発生時には放浪・逸走動物や負傷動物が多数生じるため、これらの動物の保護・収容、飼養場の確保や飼養管理が必要である。 ・多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のスペースの確保に努める必要がある。 【2-7-4-2再掲】	避難所における ペット受入体制 (再掲)	未整備 (H29)	-	-	整備 (R6)	-
	7-6 農地・森林等の荒廃による町土の荒廃	1	1	(1) 農地・森林等の維持管理	(ア) 農地の維持管理	・神石高原町農業振興ビジョン(平成24年2月)を策定し、自然循環機能を増進し、安全で良質な農産物に対する消費者の需要に応えるための取組を進めている。	・農地の保全に向けて農業振興を図る必要があるが、集落法人設立、農地の集積、集約化、担い手、後継者確保が引き続き課題となっている。	農地集約面積	525ha (H29)	-	-	600ha (R6)	-
	7-6	1	2	(1) 農地・森林等の維持管理	(イ) 森林の維持管理	・神石高原町森林整備計画(平成28年4月)を策定し、重視すべき森林機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとしている。 【1-2-2-1再掲】	・人工林について、所有形態が小規模零細であり、林業採算性の悪化、過疎・高齢化の進行などによる森林所有者の林業経営意欲の低下から、間伐等の手入れ不足の森林が増加している。	-	-	-	-	-	-
	7-6	1	3	(1) 農地・森林等の維持管理	(ウ) 有害鳥獣対策	・有害鳥獣駆除対策として、捕獲奨励金の増額や猟銃購入費助成を行い、捕獲班員の活動を支援している。	・農地・森林等の保全を図る上では、農林業の振興とあわせて、有害鳥獣対策を講じる必要がある。	鳥獣被害額	347万円 (H29)	-	-	159万円 (R6)	-



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目			指標	現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	1	1	(1) 災害廃棄物対策	(ア) 災害廃棄物処理体制の構築	・広島県は、国の災害廃棄物対策指針(新指針)を踏まえ、各市町が災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行うよう、市町に対し技術的支援・助言を実施している。 ・災害時における災害廃棄物処理、平常時における取り組み事項など、市町に対して技術的支援・助言を実施している。 【6-3-2-1再掲】	・大規模災害発生時には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、早期の復興・復旧には災害廃棄物の迅速な処理が不可欠であり、事前に、災害廃棄物処理に関し必要な項目を定めておく必要がある。 【6-3-2-1再掲】	-	-	-	-	-	-
	8-2 復興を支える人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	1	1	(1) 復旧・復興を担う人材の確保	(ア) 建設業の担い手の確保	・地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進している。 【1-4-2-2再掲】	・建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧など重要な役割を担っているが、建設業就業者数は年々減少し、高齢化が進行している。 ・今後も地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図っていくため、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保に取り組む必要がある。	-	-	-	-	-	-
	8-2	2	1	(2) 建築物等への迅速な震災対応を可能とする体制整備	(ア) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上	・第2次沖石高原町耐震改修促進計画(平成29年3月)に基づき、広島県や関係団体等と連携し、耐震診断・改修の講習会や、耐震改修の工法の普及、耐震診断・改修に係る情報提供、知識の普及・啓発に努めている。 【1-1-1-5再掲】	・相談できる身近な専門家がないという県民・団体等へのアンケート結果を踏まえ、耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者の養成や、耐震改修に有益な情報の共有化に取り組む必要がある。 【1-1-1-5再掲】	-	-	-	-	-	-
	8-2	2	2	(2) 建築物等への迅速な震災対応を可能とする体制整備	(イ) 被災建築物・被災宅地の危険度判定体制の整備	・余震等に伴う二次被害の防止など震災に迅速に対応するため、広島県、関係機関と連携して、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保等を図ることとしている。	・町内の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士登録者数はわずかであり、迅速な震災対応を可能とするための体制整備を図る必要がある。	-	-	-	-	-	-
	8-2	3	1	(3) 地籍調査の推進	(ア) 地籍調査の推進	・土地の正確な地籍が確認できるよう、地籍調査を進めている。	・災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となるが、町内の地籍調査の進捗率は73%となっている。	地籍調査進捗率	73% (H29)	50.6% (H29)	51.0% (H26)	88% (R6)	59.8% (R2)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標					
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値		
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	1	1	(1) 文化財の保護	(7) 文化財の保護	-	・町指定文化財の災害対策、樹木など天然記念物の枯損対策が必要である。	-	-	-	-	-	-	-
		2	1	(2) 自助・共助の取組強化	(7) 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進	・広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づき、住民一人一人が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県、自主防災組織等と連携し、防災研修会や防災訓練等に取り組んでいる。 【4-3-3-1再掲】	・住民一人一人の防災意識を高め、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、防災活動の実施、防災教育など、各主体における自助・共助の取組を強化していく必要がある。 【4-3-3-1再掲】	災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合(再掲)	50% (H29)	71.2% (H30)	55.2% (兵庫H26)	90%以上 (R6)	90%以上 (R2)	
								防災教室・訓練へ参加した人の割合(再掲)	39% (H29)	29.3% (H30)	57.0% (静岡H25)	70% (R6)	60.0% (R2)	
非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食糧及び飲料水を備蓄している人の割合(現状値は非常持出品のみ)(再掲)	55% (H29)	48.1% (H30)	57.2% (静岡H25)	70% (R6)	70.0% (R2)									
家具固定率(再掲) 注：広島県目標値は、平成29年度防災・減災に関する県民意識調査結果による	39% (H29)	44.7% (H30)	40.0% (H25)	70% (R6)	70.0% (R2)									
8-3	2	2	(2) 自助・共助の取組強化	(4) 自主防災組織等の活動の充実・強化	・自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。 【1-1-8-1再掲】	・大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ・自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。 【1-1-8-1再掲】	自主防災組織率(再掲)	100% (H30)	88.7% (H27)	-	現状維持	95.0% (R2)		
防災士登録者数(再掲)	6名 (H30)	-	-	18名 (R6)										
防災リーダー数(再掲)	17名 (R1)	-	-	30名 (R6)										

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標				
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	2	3	(2) 自助・共助の取組強化	(ウ) 協働体の育成と共助の推進	・地域社会の活動を維持・活性化するため、各地域における活動の核として設立された「協働支援センター」の取り組みを支援している。 【4-3-3-3再掲】	・地域社会の活動を維持・活性化するためには、住民自治組織、NPO法人、団体・企業などによる「協働体」の取り組みが重要になる。 【4-3-3-3再掲】	研修会開催回数 (再掲)	未実施 (H29)	-	-	1回/2年 (R6)	-
	8-3	2	4	(2) 自助・共助の取組強化	(エ) 防犯活動の支援	・地域社会の活動を維持・活性化するため、各地域における活動の核として設立された「協働支援センター」の取り組みを支援している。 【4-3-3-3再掲】	・被災地における犯罪の抑止・牽制を徹底するため、警察をはじめとする様々な関係機関、団体等が連携し、きめ細かい警戒活動を実施する必要がある。	-	-	-	-	-	-
	8-3	2	5	(2) 自助・共助の取組強化	(オ) 要配慮者に対する支援	地域福祉活動計画（神石高原町社会福祉協議会）に基づいて、高齢者等の福祉に係る支援を行っている。 【2-7-3-2再掲】	・要支援者の支援体制の整備の中で、災害時における支援体制についても整備する必要がある。 【2-7-3-2再掲】	-	-	-	-	-	-
	8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	1	1	(1) 被災者の住宅確保	(ア) 仮設住宅対策	・広島県は、住居を失った被災者の居住場所の早期確保のため、仮設住宅建設に係る整備管理マニュアルの作成や仮設住宅建設候補地台帳の更新を行っている。	・災害時に、住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所を早期に確保する必要がある。	-	-	-	-	-	-
	8-4	1	2	(1) 被災者の住宅確保	(イ) 公営住宅等の活用	・町営住宅を 228戸管理している。 (平成30年12月31日時点) ・神石高原町営住宅長寿命化計画（平成25年6月）を策定し、町営住宅の効果的、効率的な維持管理と整備等を推進している。	・町営住宅の老朽化が進んでいる。 ・災害時に、住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所を早期に確保する上で、町営住宅の空き家数では不足が生じる。	-	-	-	-	-	-

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	番号		施策項目		現在の施策 (施策の概要)	脆弱性評価 (現状と課題)	指標	目標指標				
		大項目	小項目	大項目	小項目				現状値			目標値	
									町	広島県	全国	町	広島県 (県強靱化計画)
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、失業・倒産等による町の経済等への甚大な影響	1	1	(1) 風評被害対策	(ア) 正確な情報提供	-	・災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。	-	-	-	-	-	-
		1	2	(1) 風評被害対策	(イ) 事業者等との連携	-	・災害に伴う農林業関連施設、観光・レクリエーション施設の長期的閉鎖は、産地及び観光地としてのイメージ低下、集客力の低下につながることから、早期の復旧に取り組む必要がある。	-	-	-	-	-	-

## 資料1 用語解説

### ■あ行

---

#### ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術のこと。従来から使われていたIT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。

#### 空家解体撤去事業

地域の生活環境の保全を図るため、老朽化した空家の解体撤去費用について補助する制度。

### ■か行

---

#### 皆伐

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採すること。

#### 滑動崩落

谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地において、盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする、盛土の地滑りの変動のこと。

#### 環境貢献林整備事業

手入れ不足の人工林について、森林の水源かん養機能、土砂災害防止機能及び生物多様性保全等の公益的機能を回復し、持続的に発揮させるため、間伐等に必要な経費を補助する事業。15年以上間伐等の森林整備をしていない人工林、10年以上間伐等の森林整備をしていない保安林、分収林契約を結んでいない人工林、山腹傾斜が30度以上かつ保全対象からの距離が250m未満の森林が対象。森林の機能維持を図るため、当該事業実施後、20年間皆伐や転用をしない旨の協定を自治体と森林所有者で締結する。

#### 基幹避難所

災害による危険を回避するために、一時的に避難する場所、又は公共交通機関が回復するまで帰宅困難者が待機する施設。又は、災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設。

各地区において、地震、風水害に対応した基幹避難所を、役場本庁又は支所と連係しやすい場所に1箇所配置する。(神石高原町地域防災計画より。)

#### 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定した急傾斜崩壊危険区域において、擁壁工、排水工及び法面工等、急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業。

#### 協働

住民と行政が協力して、公共的な課題に取り組むこと。

#### 業務継続計画 (BCP/Business Continuity Planning)

組織が自然災害などの緊急事態の発生により、自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下にあっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能にするため、優先的に

実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。企業においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。

### 橋梁・トンネル危険度

橋梁・トンネル等の健全性（危険度）は、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年国土交通省告示第 426号）に基づいて評価される。同告示では、橋梁・トンネル等の健全性（危険度）を4区分（Ⅰ～Ⅳ）に分類しており、「Ⅰ」が健全な状態、「Ⅱ」が予防保全段階（構造物の機能に支障はないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）、「Ⅲ」が早期措置段階（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）、「Ⅳ」が緊急措置段階（構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）とされている。

### 緊急輸送道路

阪神・淡路大震災を教訓とし、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施することを目的として、各都道府県において策定された「緊急輸送道路ネットワーク計画」で指定された路線で、役割に応じ、第1次～第3次まで設定されている。

本町においては、第1次緊急輸送道路として国道 182号、（主）吉舎油木線（深安消防署安田出張所前～小島交差点）、第2次緊急輸送道路として（主）芳井油木線、（主）三原東城線、（主）新市七曲西城線、（主）吉舎油木線（小島交差点～高蓋）、（一）布賀油木線が指定されている。

### 減災

災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提にたち、起こりうる被害を最小限にとどめ、短期化しようとする防災の取組のこと。

### 公共施設の長寿命化

公共施設等（町有財産のうち、公共施設（建築系施設）、インフラ系施設（道路、橋りょう、河川、上下水道、ケーブルテレビ光ファイバー網など））について、損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う予防保全型の施設管理において、施設の使用期間を延伸させる点検・維持管理・修繕等の取組み。

### 公共情報コモンズ（Lアラート）

地方公共団体等が発出した避難指示や避難勧告といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤のこと。

### 公衆無線LAN

電気通信事業者や自治体等のサービス提供者が無線LAN（Local Area Network）のアクセスポイントを設置して、飲食店や宿泊施設、交通機関、競技場等においてインターネット接続サービスを提供するもの。一般に、無線LANを指す用語として、Wi-Fiを用いることも多い。

### 国土強靱化

「国土強靱化基本計画」における国土強靱化とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な被害を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた、国土の全域にわたる強靱な国づくりのこと。

## ■ さ行

### 災害拠点病院

災害時に発生する重症傷病者の受入れや自己完結型災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣などの機能を有する病院で、災害医療体制の充実強化のため都道府県が指定する。本町近隣の災害拠点病院は、福山市民病院、日本鋼管福山病院（以上、福山市）、総合病院庄原赤十字病院（庄原市）が指定（令和2年2月時点）されている。

### 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後の徒歩帰宅者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設。

### 災害弱者（災害時要援護者）

災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動をとる際に、支援を必要とする人々のこと。具体的には、要介護者、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊婦など。

### サプライチェーン

原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れ。

### 自主防災組織

災害時、地域に住む人が自発的に初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織のこと。

### 準基幹避難所

基幹避難所で避難者を受入れできない場合などに開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設で、災害の規模によっては、基幹避難所と同様に開設する。

各地区において、災害に対応した準基幹避難所を、基幹避難所と関係しやすい場所に数箇所配置する。（神石高原町地域防災計画より。）

### 消防団

消防署とともに、火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織。

### 新エネルギー

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法において、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面で制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」とされ、発電分野、熱利用分野、燃料分野について10種類が指定されている。これが「狭義の新エネルギー」で、現在、国の政策として特に推進すべきものとされている。

これに大規模水力等を加えた「再生可能エネルギー」、再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術であって、その普及を図ることが特に必要なものとされる「革新的なエネルギー高度利用技術」の両者を併せたものが「広義の新エネルギー」として位置付けられている。

## 神石高原町がけ地近接危険住宅移転事業

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設費又は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助する制度。

## ■た行

---

### 大規模盛土造成地

谷や沢を埋めた盛土造成宅地のうち、盛土の面積が 3,000㎡以上のもの、又は傾斜地盤上に盛土した造成地のうち、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ盛土の高さが5 m以上のもの。

### タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、共有したうえで、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した防災行動計画。

### 多重型道路ネットワーク

大規模災害等により道路が寸断された場合でも、社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう代替経路の確保を目的とした道路ネットワーク。

### 多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第14条各号に掲げる用途・規模の要件に該当するすべての建築物。

### 地域避難所

地域において、地震、土砂、洪水などによる危険を回避するために、一時的に避難する場所。又は災害によって被災し又は被災するおそれがあるときに、避難者が地域において必要な間又は一時的に滞在する施設。

自主防災組織が届け出た施設を対象とし、原則として地域に1箇所指定し、町と連携しながら、自主防災組織が主体的に運営する。（神石高原町地域防災計画より。）

### 地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。神石高原町地域防災計画は「基本編」と「震災対策編」により構成されている。

### 地区防災計画制度

市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画。市町村地域防災計画に同計画が規定されることにより、市町村地域防災計画に基づく防災活動と、地区防災計画に基づく防災活動とが連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としている。

### 地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。



## **DMA T（災害派遣医療チーム）**

医師、看護師、業務調整員で構成される、機動性をもった専門的な訓練を受けた自己完結型の医療チームで、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を行う。

## **道路啓開**

被災地との緊急輸送を確保するため、道路において最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。

## **土砂災害危険箇所**

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所の総称。全国に存在する土砂災害の発生のおそれのある危険な箇所を抽出・整理し、その実態を把握するため、一定の調査要領に基づき、県において調査が実施され、公表されている。

## **土砂災害警戒区域**

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備をおこなうべき土地の区域。

## **土砂災害特別警戒区域**

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物等に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

## **土砂災害ポータルひろしま**

広島県が運営するサイトで、県内の土砂災害のおそれがある箇所を示した土砂災害危険箇所図、土砂災害防止法で指定した土砂災害警戒区域・同特別警戒区域図等の情報提供のほか、土砂災害発生の危険性が高まった時に、土砂災害警戒情報や土砂災害危険度情報などが提供される。

## **■な行**

---

### **認定農業者**

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して、農業者が作成した農業経営改善計画を市町が認定する制度を認定農業者制度といい、この認定を受けた農業者を認定農業者という。認定農業者に対しては、国及び県等から、重点的な支援措置が講じられる。

### **農業用水利施設**

農業用排水路、ダム、取水堰、用排水ポンプ場等、効率的に水利用するために作られた農業用施設。

## **■は行**

---

### **ハザードマップ**

地域や都市の状況にあわせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載する。

## 非構造部材

柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など構造体と区分された部材のこと。これに、設備機器や照明器具、窓ガラス等が含まれる場合もある。

## BCM（Business Continuity Management, 事業継続マネジメント）

事業継続計画を継続的に運用していく活動や管理の仕組み。BCP（事業継続計画）策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行うための平常時からのマネジメント活動のこと。

## 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者のこと。

本町においては、①介護保険の要介護3以上の者、②身体障害者（身体障害者手帳1級及び2級）、③知的障害者（療育手帳A・A）、④精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）、⑤一人暮らし高齢者（75歳以上）、⑥高齢者のみ世帯（75歳以上）、⑦上記以外で、町長が避難支援が必要であると認める場合、のいずれかに該当する者（居宅で生活する者に限る。）を避難行動要支援者としている。

## 避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者（避難行動要支援者）についての情報が記載された名簿。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村において避難行動要支援者名簿の作成を義務付けること等が規定された。

## 避難支援プラン（個別計画）

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めた計画。

## 福祉避難所

主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、基幹避難所、地域避難所又は集落避難所において避難生活が困難となった者など特別な配慮を要する者が、必要な間又は一時的に滞在する施設。

各地区において、社会福祉施設の実情に応じて配置する。（神石高原町地域防災計画より。）

## 変動予測調査

既存の造成宅地について、大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認を行うための調査。

## 防災拠点

地震等による大規模な災害が発生した場合に、被災地において、救援、救護等の災害応急復旧活動の拠点となる施設。本町においては、町庁舎（本庁舎、各支所）を防災拠点として指定している。

## 防災士

自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。

## 防災情報メール

登録者に気象や雨量などの防災情報をメールで通知するもの。

## 防災マップ

自治体の協力を得ながら、地域住民が主体となって作成するマップ。ハザードマップなどの情報を参考にしながら、地域の実状に応じ、必要な防災情報（避難場所・経路、災害時に役立つもの、危険な場所）などを掲載する。

## 防災リーダー

自主防災組織と連携し、防災活動等を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人のこと。本町においては、自主防災組織の防災力強化を目的に、「神石高原町防災リーダーネットワーク」を設立（令和元年）し、様々な取組を進めている。

## ■ま行

---

### 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動

「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民等が災害から命を守るために適切に行動することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって、災害時の被害をできる限り軽減する「減災」に取り組む運動。平成27年10月には、総合的かつ計画的な推進を図るため、「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 行動計画」が策定された。

### 木造住宅耐震診断事業

地震の際の住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、住民が自ら行う一定の要件を満たす木造住宅（戸建住宅又は併用住宅）の耐震診断について、神石高原町木造住宅耐震診断資格者が実施する耐震診断に要する費用の一部を補助する制度。

## ■や行

---

### 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。

## ■ら行

---

### リスクコミュニケーション

あるリスクについて、関係する当事者全員が情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。

### 老朽空き家

不適正管理空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家のこと。

## 資料2 計画策定の経緯等

### 1 神石高原町国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

#### 神石高原町国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく神石高原町国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定を円滑に行うため、神石高原町国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域計画に関する事項について検討、提言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関等の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員会の運営等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、所掌事務が完了した日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。  
(最初の会議の招集)
- 2 この告示の施行後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

神石高原町国土強靱化地域計画検討委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職等	備 考
学識経験者	瀧 本 浩 一	山口大学大学院 准教授	
町議会議員	寄 定 秀 幸	神石高原町議会 副議長	
各種団体の 代 表 者	矢田貝 光 男	神石高原町自治振興連絡協議会 会長	委員長
	中 岡 康 典 (平成30年度)	神石高原町消防団 団長	
	岩 谷 博 文 (平成31・令和元年度)	同上	
	古 森 祐 治	神石高原町民生委員児童委員協議会 会長	
	宮 野 元 壮	神石高原町社会福祉協議会 会長	職務代理者
関係行政機 関等の職員	藤 谷 吉 秀 (平成30年度)	広島県危機管理監減災対策推進担当課 長	
	三 宅 操 (平成31・令和元年度)	同上	
	池 田 一 彦	福山北警察署油木交番所 所長	
	江 草 利 勝	福山地区消防組合深安消防署安田出張 所 所長	
	森 重 純 也	神石高原町 副町長	

## 2 計画策定の経緯

年度	年月日	内 容
平成30年度	平成30年12月26日	神石高原町国土強靱化地域計画 平成30年度第1回検討委員会 【協議事項】 (1) 国土強靱化計画について (2) 神石高原町国土強靱化地域計画について
平成31年度 令和元年度	令和元年12月17日	神石高原町国土強靱化地域計画 令和元年度第1回検討委員会 【協議事項】 (1) 国土強靱化計画について (2) 神石高原町国土強靱化地域計画について
	令和2年2月1日 ～同年2月14日	神石高原町国土強靱化地域計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施 【実施結果】 ・意見提出 なし
	令和2年2月28日	神石高原町国土強靱化地域計画 令和元年度第2回検討委員会 【協議事項】 (1) 神石高原町国土強靱化地域計画について (2) その他